

平成 27 年度第 2 回横浜市保健医療協議会

日 時 平成 28 年 2 月 5 日 (金) 19 時～20 時 45 分
場 所 かながわ労働プラザ 多目的ホール B

次 第

1 開会

2 議題

平成 27 年度病床整備事前協議について【資料 1】

3 報告

- (1) 横浜市がん対策の今後の進め方 (素案) について (医療局)【資料 2】
- (2) 病床整備の状況について (医療局)【資料 3】
- (3) 地域医療構想調整会議における検討状況について (医療局)【資料 4】
- (4) 地域包括ケアシステムの構築について (健康福祉局)【資料 5】
- (5) 平成 28 年度予算案について【資料 6】

4 その他

<配付資料>

- ・資料 1 : 平成 27 年度病床整備事前協議検討部会について (報告)
- ・資料 2 : 横浜市がん対策推進計画策定検討部会での検討経過
横浜市がん対策の今後の進め方 (素案) 概要版・冊子
- ・資料 3 : 病床整備の状況 (平成 28 年 1 月現在)
- ・資料 4 : 地域医療構想調整会議における検討状況について
- ・資料 5 : 地域包括ケアシステムの構築について
- ・資料 6 : 平成 28 年度予算概要 (医療局・健康福祉局)

- ・参考資料 1 : 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 (一部抜粋) 及び
横浜市保健医療協議会運営要綱
- ・参考資料 2 : 横浜市保健医療協議会委員名簿 及び 事務局名簿

平成 28 年 1 月 28 日

横浜市保健医療協議会会長

病床整備事前協議検討部会部会長

平成 27 年度横浜市保健医療協議会 病床整備事前協議検討部会について（報告）

標記検討部会の結果について、次のとおり報告します。

1 検討部会開催状況について

開催日時	平成 28 年 1 月 28 日（木） 14 時 45 分から 15 時 40 分まで
開催場所	横浜市医師会 6 階会議室
出席者	大久保部会長・伊藤委員・鳥山委員・西山委員・蜂谷委員
傍聴者	なし（非公開）
議題	「病床整備事前協議の審査結果（案）」について

2 検討の内容

- (1) 病床整備事前協議における基本的な審査手順等について
- (2) 病床整備申出状況について
- (3) 病床整備事前協議審査結果及び配分案について
- (4) 配分を受けた場合の付帯条件について

3 検討の結果

- (1) 検討部会としては、病床整備事前協議審査結果及び配分案のとおりとする。
- (2) 事業計画の確実な実施を担保するため、付帯条件を付すことを承認する。

4 検討部会における主な意見等

- (1) 平成 27 年度病床整備事前協議の実施にあたり、療養病床を優先的に配分する病床機能としたのはなぜか。
⇒ 市内の療養病床数は、全国・神奈川県と比較しても不足している状況であることを説明。
- (2) 過去の病床整備事前協議で病床の配分を受けており、その事業計画が進んでいない開設（予定）者からの協議の申出があるが、計画どおりに実現可能なのか。
⇒ 審査項目に該当する申出のため、審議した結果、病床の配分は見送ることが適切であるとの意見で一致した。

平成27年度横浜市保健医療協議会
 病床整備事前協議検討部会名簿

(50音順・敬称略)

	氏 名	現 職
部会長	おおくぼ いちろう 大久保 一郎	筑波大学医学医療系教授 (横浜市保健医療協議会 会長)
委 員	いとう くにやす 伊藤 邦 泰	公益社団法人横浜市病院協会常任理事
委 員	とりやま なおはる 鳥山 直 温	一般社団法人横浜市医師会副会長
委 員	にしやま たかふみ 西山 貴 郁	一般社団法人横浜市医師会常任理事
委 員	はちや まさし 蜂谷 將史	公益社団法人横浜市病院協会副会長

病床整備事前協議における基本的な審査手順等について

【審査手順 1】優先的に配分を行う病床機能との適合性の審査

平成 27 年度病床整備事前協議の実施にあたり公表した「優先的に配分する病床機能」との適合性を審査し、配分の優先順位を決定します。

優先的に配分を行う病床機能

- 1 療養病床
 - (1) 療養病床
 - (2) 療養病床と回復期リハビリテーション病床の組み合わせ
※療養病床数がより多い申出に対して優先的な配分を行います。
 - (3) 回復期リハビリテーション病床
 - 2 緩和ケア
 - 3 新生児集中治療室 (NICU)・新生児治療回復室 (GCU)
 - 4 小児集中治療室 (PICU)
- ※ 上記に該当しない病床機能については、病床の配分状況により配分可能な場合に行います。

【審査手順 2】事業計画等に係る基本的事項の審査

事前協議に係る事業計画及び開設（予定）者の基本的事項について、次の項目の審査を行い、問題が認められる場合には、配分の対象から除外します。

項目

- 1 医療法の規定による人員、施設の基準及び立入検査等に対する遵守状況（新設の医療機関にあつては、同一法人が開設する市内の医療機関について審査）
- 2 病院等の開設等の計画に確実性があること。なお、過去の病床整備事前協議で病床の配分を受けたことがある場合は、当該事業計画が確実に遂行されていること
- 3 都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法及び農地法等の関係法令に抵触していないこと

横浜市の事前協議により配分を受けた場合の付帯条件について

平成27年度病床整備事前協議については、以下の条件を付すこととし、協議内容の確実な実施を担保することにします。

〈配分に係る付帯条件〉

- (1) 「病院等の開設等に関する指導要綱（神奈川県要綱）」に基づき、原則として平成28年11月30日までに、医療法に基づく病院等の開設等の許可申請を行なってください。なお、正当な理由がなく期日までに開設等の許可申請を行わない場合は、事前協議通知内容の効力が失われます。
- (2) 病床整備事前協議書に基づき事業計画を進めることを基本としますが、医療法に基づく病院等の開設等許可後10年の間に、事前協議により配分を受けた病床の機能等を変更する場合は、あらかじめ、横浜市へ申し出てください。

市長は、上記(1)により、事前協議通知内容の効力を失わせる相当の理由があると認められる場合は、横浜市保健医療協議会の意見を聴くこととします。

横浜市がん対策推進計画策定検討部会での検討経過

1 横浜市がん対策推進計画策定検討部会 委員名簿

	氏名	選出区分	現職・履歴等
1	★部会長 あかいけ まこと 赤池 信	学識経験者	茅ヶ崎中央病院院長 前 神奈川県立がんセンター総長
2	いちかわ やすし 市川 靖史	がん診療連携拠点病院等	地域がん診療連携拠点病院 横浜市立大学附属病院臨床腫瘍科・乳腺外科部長 横浜市立大学大学院医学研究科がん総合医科学主任教授
3	おおた けいぞう 太田 恵蔵	横浜市医師会	横浜市医師会常任理事 太田こどもクリニック
4	おがた まさこ 緒方 真子	患者・家族	神奈川県立がんセンター患者会「コスモス」世話人代表
5	すぎうら ゆみこ 杉浦 由美子	神奈川県看護協会	神奈川県看護協会 横浜第二支部長 横浜市立大学附属病院看護部長
6	ながた ひろし 永田 博司	横浜市病院協会	横浜市病院協会常任理事 けいゆう病院院長
7	ほりもと りゅうじ 堀元 隆司	横浜市歯科医師会	横浜市歯科医師会常務理事 堀元歯科医院
8	ものべ ひろふみ 物部 博文	がん教育	横浜国立大学教育人間科学部准教授
9	やまがた みつまさ 山形 光正	横浜市薬剤師会	横浜市薬剤師会常務理事 ヤマガタ薬局
10	やまべ てつや 山邊 鉄也	就労支援・労働問題	神奈川県社会保険労務士会 副会長

五十音順・敬称略

2 開催状況

回	開催日	検討項目
第1回	平成27年8月17日	骨子
第2回	平成27年10月7日	予防、早期発見、医療
第3回	平成27年11月11日	相談支援と情報提供、がんと共に生きる、 がん登録・がん研究
第4回	平成27年11月24日	素案の確定



横浜市がん対策の今後の進め方（素案）

〈平成 28 年度～平成 30 年度〉

概要版

皆さまのご意見をお聞かせください

意見募集期間：1月15日（金）～2月15日（月）

横浜市では、保健医療分野を中心とした施策の中期的な指針として、平成 25 年に「よこはま保健医療プラン 2013」や「第 2 期健康横浜 21」を策定し、「がん」を含む様々な課題に向けた取組を進めています。

平成 26 年 6 月、全市会議員の提案により「横浜市がん撲滅対策推進条例」を制定し、10 月に施行されました。このたび、横浜市の「がん対策」の新たな課題に向けた取組について、「よこはま保健医療プラン 2013」を補完するものとして「横浜市がん対策の今後の進め方」素案をまとめましたので、市民の皆さまのご意見を募集します。

横浜市がん撲滅対策推進条例

◆目的

がんの撲滅を目指し、がん対策基本法及び神奈川県がん克服条例の趣旨を踏まえ、横浜市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見に資するとともに、全ての市民が適切ながんに係る医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を推進することを目的とする。

◆主な内容

- 市、市民、保健医療関係者、事業者の責務
- がんの予防の推進
- がんの早期発見の推進
- がんに係る医療の充実
- 医療従事者の育成及び確保
- がん患者及びその家族等への支援
- 緩和ケアの充実
- 在宅医療の充実
- 情報の収集及び提供等
- がん研究の推進

- ◆ 素案の全文は、次のホームページアドレスでダウンロードすることができるほか、市役所市民情報センター及び医療局がん・疾病対策課、並びに各区役所区政推進課広報相談係でご覧いただくことができます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/iryo/sougoutekinagantaisaku/ikenbosyu.html>

- ◆ 今後、国の計画の状況や今回募集する市民の皆さまからのご意見等を踏まえ、検討にいかしていきます。

目指す姿

◆がんによる死亡者の減少（75歳未満年齢調整死亡率の減少）

市民が自ら、がんになるリスクを少なくするための「予防」や定期的ながん検診の受診に努めることで、がんが発生した場合でも早期に発見し、適切な治療を受けることを推進するほか、医療の充実によりがんによる死亡の減少を目指します。

◆全てのがん患者が尊厳を持った生き方を選択できる社会の構築

全ての市民が「がんを知り、がんと向き合い、がんと共に生きる」ことができる社会の実現を目指します。

具体的な取組〈主な施策の方向性〉

がんの予防 健康的な生活習慣の普及啓発を進め、がんのリスクを避けるようにします。

- 「食生活」、「喫煙・飲酒」、「運動」などの分野で、ライフステージに応じた生活習慣の改善を通じたがん予防の推進
- 働く世代への健康づくりを推進するため「健康経営」の普及や、禁煙やがん検診に積極的に取り組む事業者を対象とした表彰制度についての検討
- 関係機関、団体と連携し、職場、飲食店、家庭での受動喫煙対策の推進
- 肝炎ウイルス検査及び肝炎医療を周知するための広報・啓発の推進



がんの早期発見

がん検診の受診により、がんの早期発見を進めます。

- 受診率向上に向けた個別受診勧奨を継続
- 特に、女性に対して、検診への関心が高まるような案内文や特定年齢の方に対する無料クーポン券を送付
- がん検診への関心をより高めるために、国のキャンペーン月間とあわせた取組などを実施
- 国の動向を踏まえた、新たな検診方法の検討や体制の推進



がん医療 質の高いがん医療の提供を目指します。

1. がん診療連携拠点病院の整備

- 地域がん診療連携拠点病院及び神奈川県がん診療連携指定病院の新規指定の推進



2. 安心・安全で質の高いがん医療の提供に向けた取組

- 手術療法、放射線療法、化学療法を組み合わせた集学的治療をさらに推進
- がん診療連携拠点病院等での周術期口腔機能管理の推進
- がんの治療と共に、副作用の軽減に向けた支持療法、緩和医療を組み合わせた治療の充実
- 市内の希少がんの状況の実態把握と、必要となる施策の検討



3. がん医療を担う人材育成と研修の推進

- 横浜市立大学医学部での、がん診療に優れた技術を持った医療人材の養成

4. 緩和医療の充実

- 緩和ケア病棟について、需要に見合った適正な病床数の確保を推進
- 市内のがん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院と連携し、在宅における緩和医療を推進

5. 在宅医療及び連携の推進

- 在宅医療連携拠点の運営
- がん診療連携拠点病院や緩和ケア病棟のある医療機関との連携の推進
- 在宅医療や人生の最終段階における医療に関する啓発の推進

メモ

健康経営：企業が従業員の健康づくりに投資することで、生産性を上げる経営手法

地域がん診療連携拠点病院・神奈川県がん診療連携指定病院：専門的ながん診療を行うほか、地域の医療機関との連携、患者等への相談支援・情報提供を行う病院として国や県が指定する病院。市内12か所

周術期口腔機能管理：手術の前後にお口の中の衛生管理をすることで、手術の後の肺炎を予防したり、化学療法による口内炎を軽くしたりすること

支持療法：患者の生活の質を改善するために行われるケアのことで、疾患の症状や治療による副作用、疾患やその治療に関係した心理的、社会的な問題を予防したり治療したりすること

希少がん：1年にかかる人が、人口10万人当たり概ね6例未満と数が少ない種類のがん、数が少ないため、診療・受療上の課題が他のがん種より大きいがん

6. ライフステージに応じた対策

ライフステージごとの課題に応じた「がん対策」を進めます。



①小児がん

- 小児がん連携病院を中心とした小児がん医療の充実
- 市内の小児がんの現状把握と、小児がん対策の検討

②AYA (Adolescent and Young Adult) 世代 (思春期世代と若年成人世代)

- AYA世代のがん患者や小児がん経験者の持つ課題の把握と、施策の検討

③働く世代

- 治療と就労との両立に向けた啓発の推進
- 従業員の健康づくりや治療と就労の両立に取り組む事業者の表彰制度の検討

④高齢者

- 認知症を持つがん患者に関する課題の把握と施策の検討

メモ

小児がん：小児がかかるさまざまながんの総称。主には白血病、脳腫瘍、神経芽腫、悪性リンパ腫、腎腫瘍など。種類が多く治療法もそれぞれ異なり、白血病や悪性リンパ腫以外は大人では非常に少ない。

AYA世代のがん患者：思春期世代と若年成人世代でがんを患う方。治療の生殖機能への影響のほか、心理的な課題、学業や就労など社会的な課題など様々な課題がある。

がん相談支援センター：国や県が指定しているがん診療連携拠点病院等に設置されている、がんに関する相談窓口。その病院に通院していなくても無料で相談できる。

小児がん相談窓口：県立子ども医療センターで相談に応じている。

患者サロン：患者やその家族など、同じ立場の人が気軽に語り合う交流の場

ピアサポート：患者や家族の悩みや不安に対して、がん経験者が自分の経験を生かしながら行う相談

がん登録 (全国がん登録)：日本でがんと診断されたすべての人のデータを、国で1つにまとめて集計・分析・管理する新しい仕組み。平成28年1月から開始

相談支援・情報提供

情報提供や相談の充実より、患者・家族を支えます。

1. がん患者及びその家族等に対する相談支援・情報提供

- がん相談支援センターや小児がん相談窓口の周知
- 市のホームページや身近な図書館や区役所での情報発信の充実

2. がん患者及びがん経験者等による相談の充実

- 患者サロンやピアサポートの充実



がんと共に生きる がんに対する正しい知識の普及啓発や、働く世代のがん患者の支援を行います。

1. がんの教育・正しい知識の普及啓発

- 学齢期の「がん教育」について、学習指導要領への位置づけ等に合わせ、市立学校での実施に向けた取組の推進
- 学齢期を超えて、一生涯、がんに対する自発的な学びを推進
- 事業者や従業員を対象とした、がんに関する正しい知識の普及啓発による、職場の理解の促進

2. がん患者の就労支援の推進

- ハローワーク横浜、神奈川県社会保険労務士会、産業医等と連携し、がん患者等の就労相談を充実

3. がんと共に自分らしく生きる

- 患者が生活の質を大切にしながら、自分らしさと尊厳を持ち、自身の価値観に基づいて主体的に療養の選択を行えるよう、地域医療や相談を充実

がん登録・がんの研究 がん登録データの活用や、がんに関する研究を進めます。

1. がん登録の推進

- 神奈川県と連携し、がん登録データを活用した市民にわかりやすい情報提供

2. がん研究の推進

- 横浜市立大学における、MDアンダーソンがんセンター (アメリカ) とのがん研究や治療に関する包括協定をもとに、国際共同研究等に発展できるような取組
- 横浜市立大学附属病院を中核とした横浜臨床研究ネットワーク、国家戦略特区の規制緩和等による、迅速な先進医療の提供と、創薬や先端的治療法の開発など、研究成果の早期還元に向けた取組
- 国際戦力総合特区を活用した、企業や研究機関等によるがん対策に関する研究開発や事業化の支援



横浜市がん対策の今後の進め方（素案）

平成 28 年度～30 年度の取組

平成 28 年 1 月

横 浜 市

目次

第1章 趣旨及び位置づけ

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 目指す方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 基本的な考え方及び目指す姿

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 具体的な取組

- 1 がんの予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 生活習慣の改善を通じたがん予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 受動喫煙防止の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 がんの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) がん検診の受診率向上に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) がん検診の精度管理・事業評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) がん検診を受診しやすい環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 科学的根拠に基づくがん検診の実践と普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 がん医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) がん診療連携拠点病院の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 安心・安全で質の高いがん医療の提供に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) がん医療を担う人材育成と研修の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (4) 緩和医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (5) 在宅医療及び連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (6) ライフステージに応じた対策
- 4 相談支援と情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - (1) がん患者及びその家族等に対する相談支援・情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (2) がん患者及びがん経験者等による相談の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 5 がんと共に生きる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - (1) がんの教育・正しい知識の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (2) がん患者の就労支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (3) がんと共に自分らしく生きる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 6 がん登録・がんの研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - (1) がん登録の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (2) がん研究の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第4章 がん対策の推進に向けた役割と評価

- 1 市民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 2 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 保健医療関係者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 4 がん患者団体等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 5 横浜市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 6 達成状況の把握と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

- 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第1章 趣旨及び位置づけ

1 趣旨

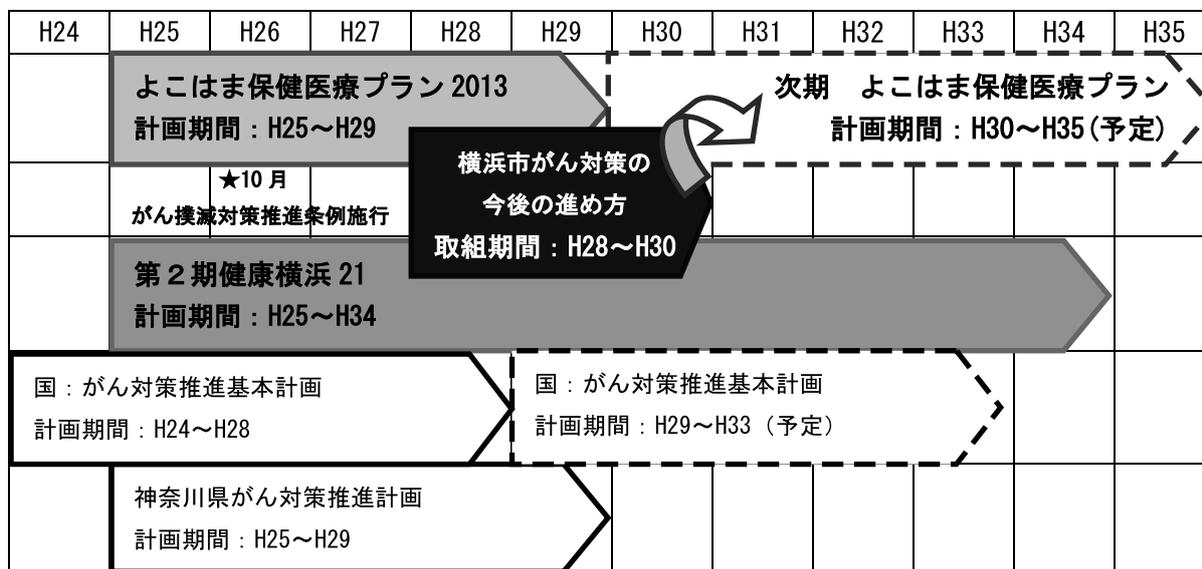
横浜市では、「横浜市の保健医療の推進に関する計画（通称：よこはま保健医療プラン）」や健康増進法に基づく計画「健康横浜 21」を策定し、がんに関する課題についても、各計画に基づき、取組を進めています。

平成 26 年 10 月に「横浜市がん撲滅対策推進条例」の施行を機に、今後の本市のがん対策を計画的に推進するため、各計画にある「がん」に関する課題に対する現状を把握し、新たな視点を盛り込み、今後の「がん対策の進め方」を示すことで、市民、事業者、保健医療関係者、市が連携し、総合的ながん対策を進めることを目指します。

2 位置づけ

この「がん対策の進め方」は、「横浜市がん撲滅対策推進条例」の施行を機に、現在の「よこはま保健医療プラン 2013」及び「第 2 期健康横浜 21」の「がん」に関する記載を補完し、具体的な取組をアクションプランとしてまとめたものです。また、がん対策基本法に基づく国のがん対策推進基本計画及び神奈川県がん対策推進計画、本市の既存の保健・医療等の計画と調和を図ります。

平成 28（2016）-30（2018）年度の 3 年間の取組の方向性をまとめますが、次期、よこはま保健医療プラン策定に合わせ、期間中であっても見直し作業を行い、平成 30 年度からは、よこはま保健医療プランの中に位置付けていきます。



3 目指す方向性

横浜市の今後のがん対策の目指す方向性を定めます。

分野別の取組を設定しますが、既存の計画に目標値が定められているものについては、それに準拠します。

第2章 基本的な考え方及び目指す姿

1 基本的な考え方

○全ての市民、事業者、行政は、
がんを他人事ではなく、自身を含む身近に起こり得ることとして関心を持ち、自ら行動することにより、がんを知り、がんに向き合う社会をつくります。

○全ての市民、事業者、行政は、
がん患者及び家族の視点に立ち、互いに協力しあうことにより、
全てのがん患者の尊厳が守られる社会をつくります。

2 目指す姿

(1) がんによる死亡者の減少（75歳未満年齢調整死亡率の減少）

がんは、昭和55年以来、横浜市民の死亡原因の第1位となっています。
平成25年のがん（悪性新生物）による死亡数は、全死亡数の約3割を占めています。
65歳未満の死亡の約4割は、がん（悪性新生物）による死亡です。

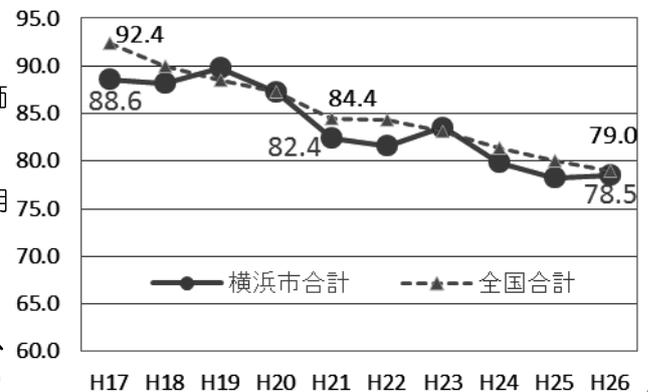
市民が自ら、がんになるリスクを少なくするための「予防」や定期的ながん検診の受診に努めることで、がんが発生した場合でも早期に発見し、適切な治療を受けることを推進するほか、医療の充実により がんによる死亡の減少を目指します。

75歳未満年齢調整死亡率（人口10万人対）

国の「がん対策推進基本計画」の全体目標の1つとして「がんによる死亡者の減少」が掲げられました。「75歳未満年齢調整死亡率」はその評価指標として用いられています。この指標が用いられたのは、年齢調整率を用いることで高齢化の影響を除去し、75歳以上の死亡を除くことで壮年期死亡の減少を高い精度で評価するという理由に基づいています。

横浜市の75歳未満年齢調整死亡率は、全国合計とほぼ同水準で推移し、減少傾向となっており、平成26年は、全国合計と比べ0.5低くなっています。

75歳未満年齢調整死亡率（悪性新生物）



(2) 全てのがん患者が尊厳を持った生き方を選択できる社会の構築

2人に1人ががんにかかる時代であり、がんは他人事ではなく、自身を含めた身近な問題であると考え、市民が自ら主体的に、個人の価値観に基づいて社会生活を送りながら療養の選択を行うことができるようにしていくことが大切です。

保健医療関係者だけでなく、事業者も、がんを身近な問題と捉え、正しい知識を持ち、がん患者や家族に対する理解を深めると共に、市民自らも子どもの頃から継続的、自発的な学びを通して、全ての市民が「がんを知り、がんに向き合い、がんと共に生きる」ことができる社会の実現を目指します。

第3章 具体的な取組

1 がんの予防

(1) 生活習慣の改善を通じたがん予防

【現状】

○「第2期健康横浜 21」では、がん、糖尿病などの生活習慣病に着目し、「食生活」「喫煙・飲酒」「運動」などの5つの分野の生活習慣の改善と、がん検診、特定健診の普及による生活習慣病の重症化予防について、「育ち・学びの世代」、「働き・子育て世代」、「稔りの世代」のライフステージ別に行動目標を設定し、個人の生活習慣の改善と社会環境の整備に取り組んでいます。

○学校では、学習指導要領により、生活習慣病に関わるがん予防の視点で授業を行っています。

【課題】

○「第2期健康横浜 21」では、喫煙率 12%を目標にかかげています。「健康横浜 21」策定時の横浜市民の喫煙率は 18.7%であり、目標を達成するためには、喫煙者の約 4 割が禁煙する必要があります。

○他の年代に比べて 20 歳代、30 歳代は、健康や栄養に配慮した食生活を実践する人の割合が少なくなっています。

○生活習慣は、働く世代のライフスタイルに大きな影響を及ぼす職域等を含め、関係機関・団体と連携した効果的な取組を行う必要があります。

【今後の施策の方向性】

○喫煙防止対策として小・中・高校生、大学生など未成年者への煙草を吸わない教育を行うとともに、禁煙支援薬局等の禁煙サポート体制を整えていきます。

○ライフステージに合わせた禁煙・喫煙防止について、世界禁煙デーや区民まつり、乳幼児健診や肺がん検診等で周知を図ります。

○喫煙、食生活、運動等の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を、様々なイベントを通じて行います。

○働く世代への健康づくりを推進するため、「健康経営※1」の考えを普及し、健康づくり情報を掲載した「よこはま企業健康マガジン」のメール配信や、「よこはま企業健康推進員※2」の養成を行います。

○市民の健康づくり等に大きく貢献している事業者を対象とした表彰制度について、具体的に検討します。

○学齢期の「がん教育」については、学習指導要領への位置づけ等の状況に合わせ、市立学校において実施できるよう、引き続き取り組みます。

注釈

- (※1) 健康経営：企業が従業員の健康に投資することで企業の生産性を上げ、企業の利益になる経営手法
- (※2) よこはま企業健康推進員：自らの健康づくりの実践と従業員の健康づくりを推進する人

【目標】

	健康横浜 21 策定時 (平成 22 年度)	目標 健康横浜 21 最終年 (平成 34 年度)
〈働き・子育て世代 ／稔りの世代共通〉 成人の喫煙率	18.7%	12%
〈働き・子育て世代 ／稔りの世代共通〉 主食・主菜・副菜を組み合わせ た食事が1日2回以上の日がほ ぼ毎日の者の割合	男性 40.6% 女性 42.1%	80%
〈働き・子育て世代〉 20～64 歳で 1日30分・週2回以上の運動を 1年間継続している者の割合	全体 26.8% 男性 25.4% 女性 27.5%	全体 34% 男性 35% 女性 33%

(2) 受動喫煙防止の推進

【現状】

○横浜市における受動喫煙防止対策は、平成 22 年 4 月に「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が施行され、医療機関や行政機関、飲食店等の不特定多数の者が出入りする公共的空間における対策は一定の改善が見られています。

○屋外や家庭については、法的規制がないため、市民に対して受動喫煙防止の啓発を進めています。

○労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月に交付され、職場の受動喫煙防止対策に係る規定は、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とし、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、国は受動喫煙防止のための設備の設置の促進等必要な援助に努めることと定められています。

【課題】

○喫煙率を下げる取組とともに、生活の場である家庭を含めた受動喫煙を受けない環境づくりが必要です。

【今後の施策の方向性】

○九都県市で共同して受動喫煙防止キャンペーンを実施。各種イベントや大学、禁煙支援薬局等で啓発ポスターを掲出します。

○職域等も含め、関係機関・団体と連携した効果的な受動喫煙対策を行っていきます。

○「よこはま健康応援団※3」として、終日禁煙する飲食店の登録など受動喫煙を受けない環境づくりを進めます。

注釈

(※3) よこはま健康応援団：健康的なメニューの提供、禁煙など自主的に取り組んでいる飲食店

【目標】

	健康横浜 21 策定時 (平成 22 年度)	目標 健康横浜 21 最終年 (平成 34 年度)
〈育ち・学びの世代〉 未成年と同居する者の喫煙率	男 性 29.9% 女 性 10.5%	減少傾向へ
〈働き・子育て世代 ／稔りの世代共通〉 非喫煙者のうち日常生活の中 で受動喫煙の機会を有する者 の割合	家 庭 11.5% 職 場 32.0% 飲 食 店 54.7% 行政機関 5.6% 医療機関 0.6%	家 庭 3.6 % 職 場 0% 飲 食 店 17.2% 行政機関 0% 医療機関 0%

(3) 肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の周知

【現状】

○肝がんについては、肝炎、肝がん等の原因となるB型、C型ウイルスの有無を調べるため、肝炎ウイルス検査を実施しています。また、肝炎、肝がん等の予防、治療に繋げるためにC型肝炎の治療についての市民向け講演会、各区で肝炎に関する相談・問合せ（治療費助成、肝炎検査等）を実施しています。（よこはま保健医療プラン 2013）

【課題】

○市民が肝硬変・肝がんといった重篤な病気にならないよう、肝炎ウイルス検査や肝炎医療に関して啓発を図る必要があります。（よこはま保健医療プラン 2013）

【今後の施策の方向性】

○肝炎ウイルス検査及び肝炎医療を周知するための広報・啓発、受診しやすい環境の整備を図ります。（よこはま保健医療プラン 2013）

2 がんの早期発見

○がんの早期発見、早期治療を促進し、がんによる死亡者数を減少させることを目的に、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、職場の検診など他に受診機会のない方で、一定年齢以上の市民の方を対象にがん検診を実施しています。

(1) がん検診の受診率向上に向けた取組

【現状】

○本市の目標は国同様、平成 28 年のがん検診受診率を 50%（胃、肺、大腸は当面 40%）としています。目標達成に向けて、がん検診の重要性を広く市民の皆様にお知らせしており、着実に受診率は向上しています。

＜受診率の目標及び実績＞ 国民生活基礎調査に基づくがん検診受診率

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
平成 28 年 目標	40.0%	40.0%	40.0%	50.0%	50.0%
平成 25 年 実績	37.6%	37.6%	35.8%	44.6%	43.0%
平成 22 年 実績	32.0%	20.8%	21.7%	39.6%	41.5%

○区役所では、がん検診の広報や啓発の取組として、保健活動推進員等と連携し、がん検診の受診率向上やがん予防に関する講演会を開催するほか、母子手帳の交付や乳幼児健診の機会を活用した受診啓発を行い、がん検診の意義や正しい理解を深めるための活動を行っています。

○本市のがん検診の受診歴を登録した「がん検診台帳システム」を活用し、受診歴や年代に応じて、通知の内容を変えるなど、きめ細やかな受診勧奨を行っています。

【課題】

○国が定めるがん対策推進基本計画（平成 24 年～28 年度）で、がん検診の受診率を 5 年以内に 50%（胃・肺・大腸は当面 40%）とする目標を、横浜市でも達成するためには、更に受診率の向上に取り組んでいく必要があります。（よこはま保健医療プラン 2013）

○男性に比べ女性は職場でのがん検診の受診機会が少ない状況であり、女性の受診率向上に向けた取組が必要です。

○退職により、それまで職場などで受けていたがん検診が利用できなくなる方が多くいる 60 歳代の市民に対して、横浜市が実施するがん検診の周知を行うことが必要です。

○受診者個人への啓発だけでなく、検診を受診することの必要性について、社会全体に働きかけるための取組が必要です。

【今後の施策の方向性】

○本市が実施するがん検診の受診者数は、特定年齢の方への無料クーポン券の送付、無料クーポン券の対象でない方には、がん検診の重要性をお伝えする内容を送付するなど、がん検診への関心が高まるような個別勧奨通知により、受診者数の増加を図ります。

○女性の受診率向上に向けた取組として、無料クーポン券の対象でない方には、受診歴

や年代に応じて、案内の内容を変えた通知文等を送付して受診率の向上を図ります。

○60 歳代全ての市民を対象に、横浜市がん検診ガイド等を送付するなど、個別に受診勧奨を実施します。

○国が定めている、毎年 10 月の「がん検診受診率 50%達成に向けた集中キャンペーン月間」にあわせて、受診率向上に向けた取組を実施します。

○がん検診を受診するという、社会全体の気運を盛り上げるため、各区のイベント等において、ピンクリボンキャンペーンなどを活用した啓発を実施するほか、リレーフォーライフなどを通じて、がんの早期発見の重要性について広く周知します。

【目標】

平成 28（2016）年 国民生活基礎調査での横浜市民のがん検診受診率（69 歳以下）を胃、肺、大腸は 40%、乳・子宮（頸）は 50%を目指します。

行動目標	指標	分類	現状 (平成 25 年)	目標 (平成 28 年)
定期的に がん検診 を受ける	がん検診受診率（平成 28 年） ・胃・肺・大腸がん検診 :40 歳～69 歳の過去 1 年間 ・乳がん検診 :40 歳～69 歳の過去 2 年間 ・子宮頸がん検診 :20 歳～69 歳の過去 2 年間	胃	男性 45.8% 女性 29.2%	40%
		肺	男性 45.8% 女性 29.6%	40%
		大腸	男性 41.1% 女性 30.6%	40%
		乳	女性 43.0%	50%
		子宮 (頸)	女性 44.6%	50%

目標値：国のがん対策基本計画、よこはま保健医療プラン 2013、出典：国民生活基礎調査(横浜市分)、厚生労働省

(2) がん検診の精度管理・事業評価の実施

【現状】

○横浜市が実施するがん検診では、検診結果を統計処理した資料等について、医療関係者や専門家による協議会を開催し、がん検診の精度管理を含め、検診事業が有効に実施されているか検証を行っています。

【課題】

○がん検診の方法が有効に行われているかどうかを確認する指標として、技術的・体制的指標（検診実施機関の体制、実施手順）、プロセス指標（がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率）、アウトカム指標（がん死亡率）が厚生労働省から示されています。これらの指導に基づき、がん検診が有効に運用されていることを、確認する必要があります。

【今後の施策の方向性】

○がん検診の有効性を確認するため、医療関係団体や学識経験者など、専門家による協議会を開催し、技術・体系的指標やプロセス指標について助言をいただきながら、横浜市が実施するがん検診の精度管理と事業評価を実施します。

(3) がん検診を受診しやすい環境の整備

【現状】

○個別医療機関での肺がん検診の実施や、内視鏡による胃がん検診モデル事業を開始するなど、受診機会の拡充に向けて取組を進めています。

＜参考＞ がん検診実施医療機関数の推移（施設数 毎年9月時点）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全医療機関数	1,011	1,023	1,025	1,061	1,062
胃がん（エックス線）	415	382	349	335	308
胃がん（内視鏡）	—	—	—	66	77
肺がん	123	182	221	285	322
子宮頸がん	197	190	187	184	184
乳がん	317	297	290	284	283
視触診のみ	240	222	213	207	199
視触診+マンモグラフィ	77	75	77	77	84
大腸がん	875	888	890	916	918

○企業の経営者等に従業員の健康管理が重要であることなど、健康経営に関する理解を深めるための研修やよこはま企業健康推進員への参加の呼びかけなどを実施しています。

【課題】

○実施医療機関を増やすため、参加しやすい環境整備を進める必要があります。（よこはま保健医療プラン2013）

○就労者にとって、休暇を取って検診や治療を受けることは、仕事への影響や周囲への遠慮など、精神的な負担を感じ、受診を躊躇する原因になると考えられます。

【今後の施策の方向性】

○各種がん検診の実施体制の拡充を図ります。（よこはま保健医療プラン2013）

○企業の経営者等に健康経営等の視点から、労働安全衛生法に基づく定期健診に加え、がん検診を導入することの重要性を周知するための取組について検討します。

(4) 科学的根拠に基づくがん検診の実践と普及

【現状】

○内視鏡による胃がん検診等、新たな検診方法の導入については、国の動向を注視していくとともに、横浜市においても、それを踏まえた対応が速やかに行えるよう、他都市の事例も参考にしながら、必要な検討を進めています。

【課題】

○国の研究班で、新たな対策型がん検診（胃がんでの内視鏡検診など）の実施が検討されており、国から実施するよう指針が示された場合は、速やかに実施できる体制を整える必要があります。（よこはま保健医療プラン 2013）

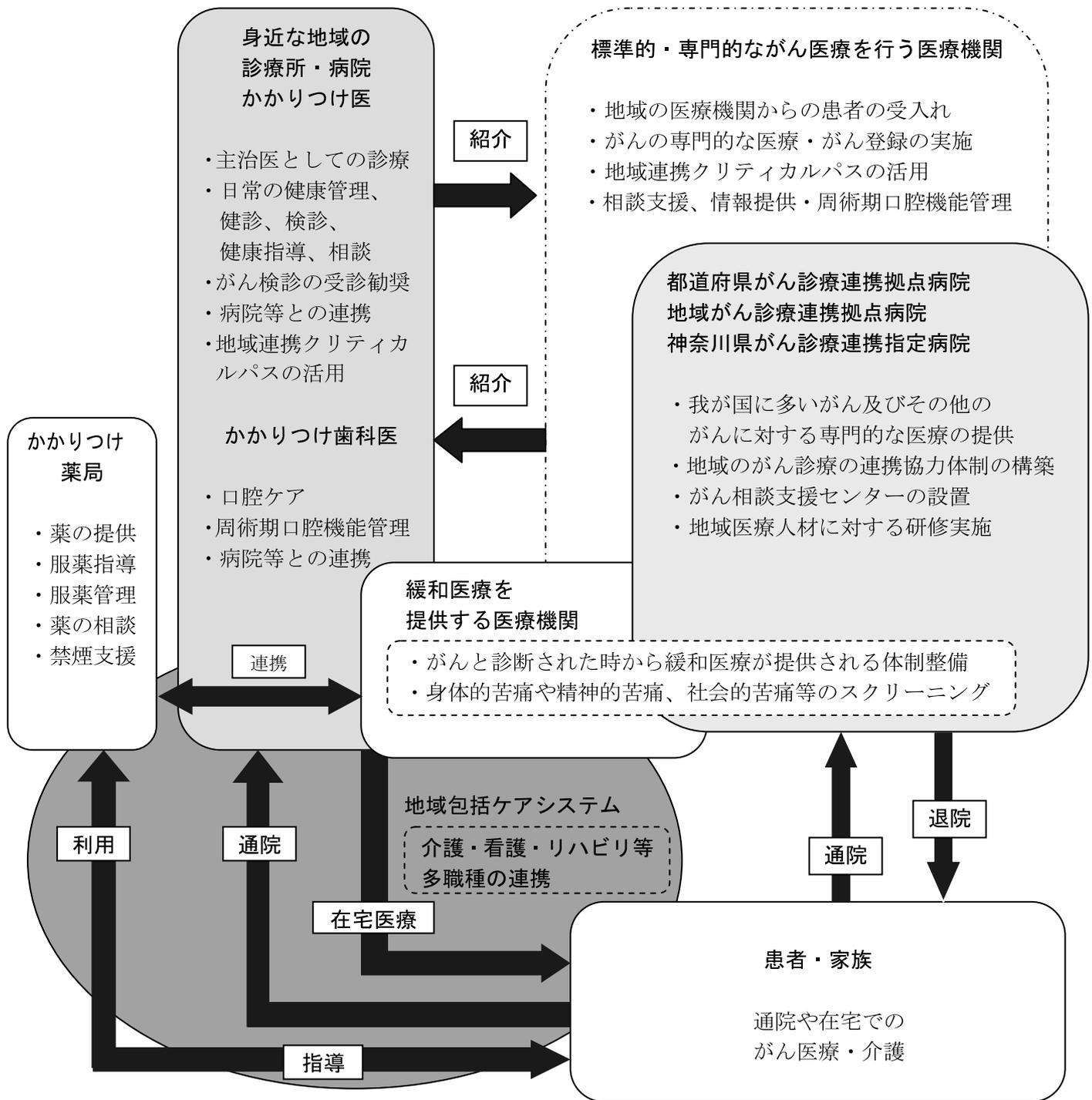
【今後の施策の方向性】

○国の動向を踏まえ、新たな検診方法について検討し、体制の整備を進めます。（よこはま保健医療プラン 2013）

○新たな検診方法の導入や検診開始年齢及び受診間隔等、検診体制について変更する際は、国が検証した科学的根拠に基づき、専門家の意見を踏まえた検討を行い、体制の整備を進めます。

3 がん医療

医療提供体制



(1) がん診療連携拠点病院の整備

【現状】

がん診療連携拠点病院は、専門的ながん医療の提供を行うと共に、がん診療の連携体制の整備、がん患者に対する相談支援、情報提供等を行う病院で、地域のがん診療の質の向上を図ることを目的に国が指定します。(がん診療連携拠点病院には、都道府県に1か所指定される「都道府県がん診療連携拠点病院」と二次医療圏ごとに指定される「地域がん診療連携拠点病院」があります。) 国の指定する地域がん診療連携拠点病院は二次医療圏に1か所とされていますが、横浜市内では人口規模や診療機能を考慮し、複数の地域がん診療連携拠点病院が指定されています。神奈川県が独自にしている「神奈川県がん診療連携指定病院」を含め、市内に12病院あります。

【課題】

国の地域がん診療連携拠点病院の整備指針は、二次医療圏に1か所となっています。横浜市内には3つの二次医療圏がありますが、1医療圏あたりの人口が全国平均の約3~4倍と多いため、より身近な病院で質の高いがん診療を受けることができるよう、さらなる指定の検討が必要です。(よこはま保健医療プラン2013)

【今後の施策の方向性】

○地域がん診療連携拠点病院等

地域がん診療連携拠点病院及び神奈川県がん診療連携指定病院については、今後とも、診療機能や立地条件等を配慮しながら、指定の更新や新規指定を推進します。(よこはま保健医療プラン2013)

○会議の設置

市内のがん診療連携拠点病院をはじめとするがん医療を行う医療機関及び研究機関等の代表者による会議を設置し、情報交換やがん医療の充実・強化に関する協議を行います。(よこはま保健医療プラン2013)

○市民講座等の支援

地域がん診療連携拠点病院等の医療機関等が実施するがんに関する市民講座の会場確保や市民広報に関する支援を行います。(よこはま保健医療プラン2013)

〈横浜市内のがん診療連携拠点病院〉

病 院 名	二次保健医療圏名	所在区	区分
横浜労災病院	横浜北部	港北区	2
昭和大学横浜市北部病院		都筑区	2
済生会横浜市東部病院		鶴見区	2
神奈川県立がんセンター	横浜西部	旭区	1
横浜市立市民病院		保土ヶ谷区	2
けいゆう病院		西区	3
横浜医療センター		戸塚区	3
横浜市立大学附属病院	横浜南部	金沢区	2
横浜市立みなと赤十字病院		中区	2
横浜市立大学附属市民総合医療センター		南区	2
横浜南共済病院		金沢区	3
済生会横浜市南部病院		港南区	3

※区分 1は都道府県がん診療連携拠点病院、2は地域がん診療連携拠点病院、3は神奈川県がん診療連携指定病院(国が指定する地域がん診療連携拠点病院と同等の機能を有する病院で県知事が独自に指定する病院)

(2) 安心・安全で質の高いがん医療の提供に向けた取組

【現状】

○先進医療の状況

がん診療連携拠点病院等では、先進医療の導入が進んでいます。保険診療の適用範囲も広がりつつあり、徐々に利用しやすい環境が整ってきています。地域医療連携によって、必要とする患者の円滑な受診につなげていく必要があります。(よこはま保健医療プラン 2013)

○がん治療に伴う副作用の軽減

がんの治療に伴う副作用による苦痛により、生活の質が損なわれることや、治療そのものに支障を来すことがあります。

○がん患者の周術期における口腔機能管理

・がん治療時に、口腔機能・衛生管理を行うことで、手術時のトラブル防止や誤嚥性肺炎、局所感染の予防や放射線・化学療法による口腔内トラブルを軽減することにより、治療成績の向上が図られるとされています。

・平成 22 年度から国立がん研究センターや県立がんセンター等で連携事業が開始されています。平成 24 年度からのがん対策推進基本計画の中で示された、がん患者への口腔ケアの取組に対応する形で、厚生労働省は「周術期口腔機能管理」という概念を新たに取り入れました。(よこはま保健医療プラン 2013)

【課題】

○質の高いがん医療の提供

がんに対する主な治療法には、手術療法、放射線療法、化学療法等があり、単独またはこれらを組み合わせた集学的治療が行われています。これらに加え、支持療法や緩和医療を組み合わせた治療の推進が必要です。

支持療法

重篤な疾患や生命を脅かす疾患のある患者の生活の質（QOL）を改善するために行われるケア。支持療法の目標は、疾患の症状、疾患の治療による副作用、ならびに疾患やその治療に関係した心理的、社会的な問題を、予防ないし出来るだけ早く治療すること。

○先進医療の提供

がん診療連携拠点病院等で行われている先進医療について、地域医療連携によって、必要とする患者の円滑な受診につなげていく必要があります。

○がん診療連携に関する情報流通

各医療機関で提供しているがん診療に関する診療機能については、常に最新の正しい情報が把握され、適切な地域連携ができるようにしていくことが望まれます。(よこはま保健医療プラン 2013)

○がん患者の生活の質の向上

がん患者の生活の質の向上のためには、食事療法などによる栄養管理やリハビリテーションの推進等が求められます。特にがん患者の病状の進行に伴い、日常生活の動作に支障を来し、生活の質が悪化する場合があることから、運動機能の改善や生活機能の低下予防のため、質の高いリハビリテーションの実施が求められています。(よこはま保健医療プラン 2013)

○がん医療の人材育成・チーム医療

医療従事者をさらに養成するとともに、こうした専門の医療従事者に協力・支援することができるがん医療に関する基礎的な知識や技能を有する医療従事者を養成していく必要があります。

安心・安全で質の高いがん医療を提供するため、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を推進する必要があります。（よこはま保健医療プラン 2013）

○周術期口腔機能管理

がん治療における、「周術期口腔機能管理」は、がん診療連携拠点病院をはじめとして、医科歯科連携による取組はまだ少ない状況です。（よこはま保健医療プラン 2013）

○地域連携クリティカルパスの活用推進

がん医療の地域連携を推進するためのツールとして、がん診療連携拠点病院等では、地域連携クリティカルパスの整備がされていますが、パスの使用状況は病院により異なり、あまり多いとは言えない状況です。さらなるパスの活用推進に向けた取組が必要です。（よこはま保健医療プラン 2013）

【今後の施策の方向性】

○がん医療提供体制の充実

手術療法、放射線療法、化学療法及びこれらを組み合わせた集学的治療を更に推進するため、拠点病院を中心に医療従事者の養成を図ります。（よこはま保健医療プラン 2013）

○抗がん治療（手術療法、放射線療法、化学療法）、支持療法、緩和医療を組み合わせた治療の推進

がんそのものに伴う症状や治療による副作用に対する予防策や症状を軽減させるための治療や生活の質を改善するため、支持療法や緩和医療と組み合わせた治療の提供を推進します。

○がん診療機能に関する情報流通

市内の医療機関におけるがん診療機能を把握するための調査等を実施して、具体的な状況を把握します。これらの情報を医療機関の間で共有し地域医療連携において活用できる仕組みを構築し、がん患者がその病状や治療方針に最も適合する治療を受けられる体制を整えます。（よこはま保健医療プラン 2013）

○チーム医療の充実

がん患者やその家族に対して安心、安全で質の高いがん医療を提供できるよう、手術療法、放射線療法、化学療法の各種医療チームの設置等の体制を整備します。がん医療の専門医師及び各職種の専門性を生かし、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種によるチーム医療を推進します。（よこはま保健医療プラン 2013）

○栄養管理やリハビリテーションの推進

がん患者の生活の質の向上を目指し、食事療法などによる栄養管理やリハビリテーションの推進など、職種間連携を推進します。特に、がん患者の運動機能の改善や生活機能の低下予防のため、質の高いリハビリテーションに取り組みます。（よこはま保健医療プラン 2013）

○周術期口腔機能管理の推進

がん診療連携拠点病院における周術期口腔機能管理の推進に向け、支援をしていきます。(よこはま保健医療プラン 2013)

○地域連携クリティカルパスの活用推進

がん診療の地域医療連携を推進するため、地域がん診療連携拠点病院等を中心とする活用状況を把握するとともに、普及促進を支援します。(よこはま保健医療プラン 2013)

〈市内のがんに関する主な先進医療の状況〉

平成 27 年 11 月現在

先進医療技術名	適応症	病院名
術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法	原発性乳がん (エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る)	神奈川県立がんセンター 横浜市立市民病院 けいゆう病院 横浜市立大学附属市民総合医療センター 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法	肺がん (扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る)	神奈川県立がんセンター 横浜市立市民病院 神奈川県立循環器呼吸器病センター
十二種類の腫瘍抗原ペプチドによるテーラーメイドのがんワクチン療法	ホルモン不応性再燃前立腺がん (ドセタキセルの投与が困難な者であって、HLA-A24が陽性であるものに係るものに限る。)	神奈川県立がんセンター
パクリタキセル静脈内投与(一週間に一回投与するものに限る。)及びカルボプラチン腹腔内投与(三週間に一回投与するものに限る。)の併用療法	上皮性卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がん	横浜市立市民病院
腹腔鏡下広汎子宮全摘術	子宮頸がん (ステージが I A2期、I B1期または II A1期の患者に係るものに限る)	横浜市立市民病院
急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定	血液腫瘍(急性リンパ性白血病、リンパ芽球性リンパ腫 (NHLかつ初発時に骨髄浸潤を認めるもの)、バーキットリンパ腫)	横浜市立大学附属病院 神奈川県立こども医療センター

〈市内がん診療連携拠点病院等に整備されている主な医療機器〉

平成 27 年 1 月現在

機器	主な医療機関	説明
ガンマナイフ	横浜労災病院	高線量の放射線をピンポイントで照射する。(頭蓋内)
サイバーナイフ	済生会横浜市東部病院	高線量の放射線をピンポイントで照射する。(頭蓋内、肺、肝臓、脊椎動静脈など)
強度変調放射線治療 (IMRT)	神奈川県立がんセンター 横浜市立大学附属病院 横浜市立大学附属市民総合医療センター 横浜労災病院	腫瘍の形に合わせ、多方向から強さを変えて病巣に放射線を照射する。
手術支援ロボット ダ・ヴィンチ (da Vinci)	横浜労災病院 済生会横浜市東部病院 横浜市立大学附属病院 横浜市立みなと赤十字病院	内視鏡手術支援ロボット。 内視鏡で映し出された3次元画像を見ながら、遠隔操作で人間の手と同等以上の可動域を持ったロボットアームにより手術を行う。
PET-CT	横浜市立大学附属病院 神奈川県立がんセンター 昭和大学横浜市北部病院 横浜市立市民病院 横浜市立みなと赤十字病院	陽電子断層撮影法(PET装置)とコンピュータ断層撮影(CT装置)により、2つの画像を同時に撮影できる検査装置。 全身を一度で検査でき、腫瘍の大きさや場所の特定、良性・悪性の区別、転移状況や治療効果の判定、再発の診断などに利用されている。
重粒子線治療装置	神奈川県立がんセンター	重粒子線(炭素イオン)をがん照射する治療法。 からだの深いところにある“がん”のみを集中的に照射でき、副作用が少なく、今までの放射線治療では治りにくい“がん”にも効くという特徴がある。

希少がん

【現状】

○国の希少がん医療・支援のあり方に関する検討会（厚生労働省）では、がんのなかでも、1年間の罹患率（発生率）が人口10万人当たり6人未満で、標準的な診断法や治療法が確立しているかどうか、研究開発、臨床試験が進んでいるかどうか、既に診療体制が整備されているかどうか、という点で、診療・受療上の課題が他のがん種に比べて大きいものを希少がんとして定義されています。

○入院が必要な高度な治療については専門的な医療機関で行う一方、そのような治療を行わない時期には、地域のがん診療連携拠点病院やかかりつけ医で診療が継続できるよう、連携強化を図ることとされています。

○国のがん対策推進基本計画に希少がんの対策が盛り込まれ、平成26年6月に国立がん研究センターに希少がんセンターが開設され、「希少がんホットライン」として、電話相談に応じています。

○日本の診療体制や専門医制度は、臓器別に分かれていることが多いが、希少がん医療では、臓器全般の知識や技術が求められるがん種も存在するため、希少がん医療を学ぶ医師の教育が課題となっています。

○希少がんの診療実績等の情報については、都道府県がん診療連携拠点病院に院内がん登録に基づく情報提供が可能となっていますが、院内がん登録以外の情報として、拠点病院以外の医療機関の情報や患者会の情報などの把握は困難な状況です。

【課題】

○市内の希少がんの状況について、実態の把握が必要です。

○希少がんの診療を扱う医療機関と、市内医療機関との連携構築について、検討が必要です。

【今後の施策の方向性】

○市内の希少がんの状況について実態を把握し、必要となる施策の検討を行います。

(3) がん医療を担う人材育成と研修の推進

【現状】

○文部科学省のがん専門医療人養成のための拠点を構築する優れたプログラムに対し財政支援を行う「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」では、平成24年度に東京大学（主幹）・横浜市立大学・東邦大学・自治医科大学が合同で申請した「がん治療のブレイクスルーを担う医療人育成」プログラムが採択され、専門性の高い教育を行っています。

○がんに関する専門性の高い医療従事者の育成を推進するため、市内医療機関等に対し、がん看護専門看護師等、がんの分野での資格取得を支援しています。

○医学物理士等、専門的ながん医療の実施に向け、新たな職種が必要となっています。

○がん診療連携拠点病院等では、がん診療に携わる医療従事者全てが緩和医療を理解することを目的として、研修を行っています。

○在宅医療に携わる多職種を対象として、職種間の理解を深め、連携を強化するための研修を実施しています。

【課題】

○専門の医療従事者をさらに養成するとともに、こうした専門の医療従事者に協力・支援することができるがん医療に関する基礎的な知識や技能を有する医療従事者を養成していく必要があります。

安心・安全で質の高いがん医療を提供するため、医療従事者間の連携と補完を重視した多職種でのチーム医療を推進する必要があります。（よこはま保健医療プラン2013）

【再掲】

○緩和医療の人材育成

市内での緩和医療を中心的に担う人材育成が課題です。

○在宅における緩和医療では、身体的な疼痛緩和だけではなく、相談機能なども必要とされることから、在宅医療と緩和医療の双方に対応できる人材の育成を進めていくことが求められています。（よこはま保健医療プラン2013）【再掲】

【今後の施策の方向性】

○手術療法、放射線療法、化学療法及びこれらを組み合わせた集学的治療を更に推進するため、拠点病院を中心に医療従事者の養成を図ります。（よこはま保健医療プラン2013）

【再掲】

○横浜市立大学医学部において、がん診療に優れた技術を持った医療人材を養成します。

(4) 緩和医療の充実

【現状】

○市民及び医療従事者の緩和ケアに対する理解が必ずしも十分ではなく、特に緩和医療が治る見込みのない方に対する医療と誤解されている場合があります。

○緩和医療の提供体制

横浜市では、がん診療連携拠点病院等を中心に、がんと診断された時からの緩和医療を推進するとともに、緩和ケア病床の整備を進めており、平成 27 年 7 月 1 日現在で 6 病院 118 床が整備されています。しかし、これを人口 10 万対病床数でみると 3.2 床であり、政令指定都市 20 都市 6.6 床、47 都道府県 5.4 床と比較して少ない状況です。

○がん診療連携拠点病院等では、がん診療に携わる医療従事者全てが緩和医療を理解することを目的として、研修を行っています。【再掲】

○在宅における緩和医療

国は高齢化の進展に向け、入院による療養から在宅療養への転換を推進しており、本市でも在宅療養を支援する施策を推進しています。在宅療養の推進に伴い、在宅における緩和医療の需要増大が推測されます。(よこはま保健医療プラン 2013)

【課題】

○緩和医療の提供体制

市内の緩和ケア病床数は、他の政令指定都市や都道府県と比較して少ない状況にあり、今後の需要に見合った適正な病床数を確保する必要があります。(よこはま保健医療プラン 2013)

○緩和医療の人材育成

市内での緩和医療を中心的に担う人材育成が課題です。【再掲】

○緩和医療に対する理解の促進

市民及び医療従事者の緩和ケアに対する理解が必ずしも十分ではなく、特に緩和医療が治る見込みのない方に対する医療と誤解されている場合があるため、さらなる普及啓発が必要です。(よこはま保健医療プラン 2013)

○がんと診断されたときからの緩和医療の推進

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を維持できるよう、がんと診断された時から緩和医療が提供され、身体的苦痛のみならず精神・心理的苦痛への適切な対応が求められています。医療機関における緩和ケアチームの充実強化を進め、緩和医療へのアクセスを向上させるとともに、在宅での緩和医療を含む在宅医療・介護の提供体制の充実が求められます。(よこはま保健医療プラン 2013)

○在宅における緩和医療

今後、がん患者に対する在宅緩和医療の需要が増大することが予想され、それを支える医療・福祉の連携が今後ますます重要となります。しかし、在宅医療を実施している医療機関はまだ少なく、さらにこれを支援する病院もまだ少ない状況にあり、さらには介護を提供する福祉施設との連携も十分とはいえず、在宅における緩和医療の推進には多くの課題があります。

特に、緩和医療には身体的な疼痛緩和だけではなく、相談機能なども必要とされることから、在宅緩和医療に対応できる人材の育成も課題となります。

また、在宅チーム医療を担う訪問看護師等、多職種連携の強化も、在宅における緩和医療の推進にとって大きな課題となっています。（よこはま保健医療プラン 2013）

【今後の施策の方向性】

○緩和ケア病棟について、需要に見合った適正な病床数の確保を進めます。（よこはま保健医療プラン 2013）当面は、人口 10 万対病床数で政令指定都市と同水準となるよう、確保を進めていきます。

○市内のがん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院と連携し、在宅における緩和医療の推進を支援していきます。（よこはま保健医療プラン 2013）

○市民及び医療従事者に対して、がんと診断されたときからの緩和ケアの推進に関する理解を促進するため、地域がん診療連携拠点病院による研修会等の啓発活動を行います。（よこはま保健医療プラン 2013）

〈緩和ケア病棟整備施設一覧〉

平成 27. 7. 1 現在

医療機関名	緩和ケア 病床数	所在地（区）	二次医療圏
平和病院	16	鶴見区	横浜北部
昭和大学横浜市北部病院	25	都筑区	横浜北部
横浜市立市民病院	20	保土ケ谷	横浜西部
神奈川県立がんセンター	20	旭 区	横浜西部
横浜甞生病院	12	瀬谷区	横浜西部
横浜市立みなと赤十字病院	25	中 区	横浜南部
合 計	118		

〈緩和ケア病床数の比較〉

	施設数	人口 100 万対 施設数	病床数	人口 10 万対 病床数
横浜市	6	1. 6	118	3. 2
政令指定都市 (20 都市)	88	3. 2	1, 816 (平均 90. 8)	6. 6
全国（都道府県）	339	2. 7	6, 863	5. 4

日本ホスピス緩和ケア協会ホームページ、総務省統計局人口推計資料を参考に作成

(5) 在宅医療及び連携の推進

【現状】

○入院での治療を終えた後、継続的に通院が困難な場合などは、住み慣れた地域や自宅で在宅医療の提供を受ながら、療養生活を送ることがあります。治療による後遺症や合併症により、介護が必要となることもあります。(在宅医療とは通院が困難なため、自宅や介護施設等で日常生活を送りながら、訪問診療や訪問看護等を受けることを言いません。)

○在宅医療を担う在宅療養支援診療所は、24年8月現在で307施設となっています。人口10万人あたりの数は8.3施設であり、全国平均を下回っています。(よこはま保健医療プラン2013)

○在宅における歯科診療については、歯科保健医療センターや各区の協力歯科診療所が、歯科訪問診療を実施しています。また、在宅歯科医療を担う在宅療養支援歯科診療所は24年8月現在で95施設となっています。(よこはま保健医療プラン2013)

○身近な地域で安心して暮らしていくため、在宅医療と介護の連携推進に向け、在宅医療連携拠点の設置・運営を進めています。在宅医療連携拠点では、医療や介護に関わる多職種との連携を図りながら、在宅医療を希望する患者・家族を支援しています。

○在宅医療に携わる多職種を対象として、職種間の理解を深め、連携を強化するための研修を実施しています。【再掲】

○国の「終末期医療に関する調査(平成20年)」では、11%の国民が「自宅で最後まで療養したい」と回答しており、「自宅で療養し、必要になれば医療機関を利用したい」との回答とあわせると、60%以上の国民が「自宅で療養したい」と回答しています。(よこはま保健医療プラン2013)

【課題】

○在宅医療は入院初期からの退院後の生活を見据え、入院医療機関と在宅医療に係る機関との円滑な連携による退院支援が可能な体制を構築していく必要があります。(よこはま保健医療プラン2013)

○在宅医療を受けている患者の日常の療養生活を支えていくためには、医療従事者と介護従事者など多職種間における緊密な連携が求められています。(よこはま保健医療プラン2013)

○口腔ケアを通じた在宅療養を進めていくため、歯科訪問診療の充実や在宅療養支援歯科診療所の確保が求められます。(よこはま保健医療プラン2013)

○在宅緩和ケアに対応する人材の育成を進めていくことが求められています。

○夜間の対応が困難であるなど、在宅医療を担う医師の確保が課題となっています。そのため、在宅療養支援診療所とかかりつけ医、訪問看護ステーションの連携など、24時間対応可能な体制を確保していく必要があります。(よこはま保健医療プラン2013)

○在宅医療を受けている患者の容態が急変した際、入院医療機関の選定に時間を要するケースがあり、病院と診療所の円滑な連携体制を確保していくことが求められています。（よこはま保健医療プラン 2013）

○一人ひとりの状況に応じて、地域で安心して療養生活が送れるよう、保健・医療・福祉関係者、地域住民等による地域支援ネットワークの構築を図る必要があります。（よこはま保健医療プラン 2013）

○施設の医療関係者と在宅医療関係者との、「つなぎ役」としての役割を担う、訪問看護ステーションの充実を図る必要があります。（よこはま保健医療プラン 2013）

○在宅療養児・者の状況に応じて、適切な医療・福祉サービスが切れ目なく導入されるよう、医療機関やケアマネジャー等の医療・福祉関係者の知識・技術の向上および連携強化を図る必要があります。（よこはま保健医療プラン 2013）

【今後の施策の方向性】

○在宅医療に関する普及啓発

在宅医療の診療内容や、在宅医療に携わる職種の役割など、市民に正しい知識を普及するための講演会等を実施します。（よこはま保健医療プラン 2013）

○在宅医療連携のコーディネート

・病院の退院時における在宅医療への移行に向けた支援、在宅患者の急変時における受入医療機関の調整、医療機関と地域包括支援センターとの連携調整など、在宅医療に関わる多職種間の連携調整等を行うコーディネーター機能を設置し、在宅患者が安心して在宅医療を受けることができる体制を構築します。（よこはま保健医療プラン 2013）

・地域における医療、介護関係者による協議の場を定期的に開催し、連携上の課題抽出、及び対応策の検討を実施します。（よこはま保健医療プラン 2013）

○がん診療連携拠点病院や緩和ケア病棟を有する医療機関との連携

がん診療連携拠点病院をはじめとする入院医療機関と、在宅緩和ケアを行なう診療所との連携を強化し、がん以外の患者も含め、ニーズに応じた切れ目ない在宅医療の提供体制を整備するとともに、急変時の受入体制を構築します。（よこはま保健医療プラン 2013）

○在宅医療を担う医師の確保・養成、負担の軽減（よこはま保健医療プラン 2013）

・在宅医療を担う在宅療養支援診療所、かかりつけ医の診療機能をデータベース化することで地域の医療資源の情報共有化を図り、各医療機関の連携により相互に機能を補完する体制を支援し、在宅医の負担軽減を図ります。（よこはま保健医療プラン 2013）

・在宅チーム医療を提供していくために必要な患者情報を共有するための仕組みづくりを進めます。（よこはま保健医療プラン 2013）

・地域の診療所等の医師を対象とした在宅医養成研修を実施し、在宅医の確保を進めます。（よこはま保健医療プラン 2013）

・在宅歯科診療を担う歯科医師の確保を進めます。（よこはま保健医療プラン 2013）

○在宅医療に必要な連携を担う拠点の運営

円滑な退院支援、日常の療養生活の支援、在宅患者の急変時の対応、在宅での看取り等に対し、効率的で質の高い在宅医療連携体制を構築していくため、各区において中心的な役割を担う拠点を運営します。(よこはま保健医療プラン 2013)

○人生の最終段階における医療に関する啓発

市民に対し、延命治療にかかる治療の選択方法、在宅での看取り等について普及していきます。(よこはま保健医療プラン 2013)

(6) ライフステージに応じた対策

小児がん

【現状】

○小児の病死原因の第1位は、がんとなっています。小児がんは成人のがんと異なり生活習慣と関係なく、乳幼児から思春期、若年成人まで幅広い年齢に発症し、希少で多種多様ながん種からなります。(よこはま保健医療プラン 2013)

○小児がんの年間患者の数は全国で 2,000 人から 2,500 人と少ないものの、小児がんを扱う施設は全国で約 200 程度と推定され、医療機関によっては少ない経験の中で医療が行われている可能性があり、小児がん患者が必ずしも適切な医療を受けられていないことが懸念されています。(よこはま保健医療プラン 2013)

○小児がん拠点病院として国の指定を受けている県立こども医療センターを含む4病院を横浜市小児がん連携病院と指定し、診療の連携、関係職種の研修を行うほか、県立こども医療センターに横浜市小児がん相談窓口を設置しています。

○小児がんについては、現状を示すデータも限られ、治療や医療機関に関する情報が少ないため、実態把握のための調査に取り組んでいます。

【課題】

○市内の小児がんの発生状況や医療機関での診療実績が把握できていない状況にあります。(よこはま保健医療プラン 2013)

○小児がんでは、強力な治療による合併症に加え、成長発達期の治療により、治癒した後も発育・発達障害、臓器障害、二次がん等の問題があり、診断後、長期にわたって日常生活や就学・就労に支障を来すこともあり、患者の教育や自立と患者を支える家族に向けた長期的な支援や配慮が必要です。(よこはま保健医療プラン 2013)

○小児がん患者のきょうだい児を含めた家族の心のサポートも必要です。(よこはま保健医療プラン 2013)

○小児期にがん治療を行った患者の成人後の受診先が課題となっており、成人診療科への円滑な移行に向けた連携の構築が必要です。

○療養中の学習環境について、私立学校や高等学校等、市立学校以外の教育機関との連携、協力も必要です。

○進学や就職等、社会的な面での課題の把握が必要です。

○施設の医療関係者と在宅医療関係者との、「つなぎ役」としての役割を担う、訪問看護ステーションの充実を図る必要があります。(よこはま保健医療プラン 2013)

【今後の施策の方向性】

○市内の小児がんの発生状況や医療機関での診療実績等を把握し、小児がん対策の検討を進めます。

○小児がん連携病院を中心とした小児がん医療の充実に向けた取組を進めます。

〈横浜市小児がん連携病院〉

病 院 名	二次保健医療圏名	所在区
昭和大学藤が丘病院	横浜北部	青葉区
神奈川県立こども医療センター	横浜南部	南 区
横浜市立大学附属病院		金沢区
済生会横浜市南部病院		港南区

A Y A (Adolescent and Young Adult) 世代 (思春期世代と若年成人世代)

【現状】

○A Y A世代のがん患者や小児がん経験者は、学業、就職、結婚、妊娠等、医療機関だけでは解決できない課題を抱えています。

【課題】

○市内のA Y A世代のがんの発生状況や医療機関での診療実績が把握できていない状況にあります。

○心理面、倫理面に配慮しつつ、生殖機能温存に関する正確な情報提供を患者・家族に対して行うよう、医療従事者への情報の周知、知識の向上が必要です。

【今後の施策の方向性】

○A Y A世代のがん患者や小児がん経験者の持つ課題を把握し、必要となる施策の検討を行います。

働く世代

【現状】

○がんの死亡率は高いものの、がん医療の進歩とともに日本の全がんの5年相対生存率は58.6%となり、がん患者・経験者の中にも長期生存し、社会で活躍している人も多くなっています。

○がん患者・経験者とその家族の中には就労等の問題に直面している人が多く、厚生労働省研究班によると、がん罹患した勤労者の約30%が依願退職し、4%が解雇されたと報告されています。こうしたことから、就労可能ながん患者・経験者も、復職や継続就労、新規就労することが困難な場合もあると推測されています。(よこはま保健医療プラン2013)

【課題】

○がんの早期発見、早期治療は、社会復帰を促進するために重要であるため、まずはがん検診の受診率を向上させることが必要です。また、がん罹患した場合でも適切な治療を受けることにより職場復帰が可能であることを、事業者と就労者双方が理解し、適切な受診を進めていくことが重要です。(よこはま保健医療プラン2013)

○就労者にとって、休暇を取って検診や治療を受けることは、仕事への影響や周囲への遠慮、解雇や意に沿わない異動に対する恐怖感など、精神的な負担を感じ、受診を躊躇する原因になると考えられます。(よこはま保健医療プラン2013)

○地域がん診療連携拠点病院の相談支援センターでも、医療だけでなく就労や経済面など社会的な問題に関する相談や支援機能が期待されていますが、がん患者が必ずしもこうした相談支援窓口があることを知らないことや、相談員が必ずしも就労に関する知識や情報を十分に持っているとは限らず、適切な相談支援や情報提供を行うことが必要です。（よこはま保健医療プラン 2013）

○市内のがん患者の就労に関する現状について、把握できていない状況です。

【今後の施策の方向性】

○市内のがん患者の就労に関する現状を把握し、必要となる施策の検討を行います。

○就労と診療を両立できる医療体制の構築

・仕事への影響や負担を感じず、また、個人的な秘密が守られながら治療等を受けられる医療提供体制が必要であり、地域がん診療連携拠点病院における相談機能の充実により、ピアサポートや就労に関する相談支援を行うとともに、分かりやすく利用しやすい相談窓口にしていきます。（よこはま保健医療プラン 2013）

・夜間や土曜日・日曜日の休日における診療の提供が望まれるところですが、現在多くの病院の外来が平日のみの診療となっています。診療の拡大には新たなマンパワーの確保が必要になり、医療機関の経営的負担も増大しますが、一方では、一部の医療機関では土曜日の外来診療等を実施している医療機関もあり、こうした医療機関や関係団体等の協力を得ることにより医療提供体制を充実させます。（よこはま保健医療プラン 2013）

○啓発

就労者をはじめとする市民や事業者にがんの実情について理解していただき、事業者の協力による予防及び検診受診勧奨、さらには治療と就労との両立が図られるよう、啓発を推進します。（よこはま保健医療プラン 2013）

○表彰

従業員に対する健康づくりの推進や病気になった場合の治療と就労の継続に関する事業者の理解促進に向け、事業者に対する表彰制度の検討を進めます。

○国・県・関係団体との連携

国・県及び関係団体等との連携により、患者・経験者の就労に関するニーズの把握や情報の収集に努め、就労と治療の両立を支援します。（よこはま保健医療プラン 2013）

高齢者

【現状】

○平成 27 年における市内の 75 歳以上人口は 41.0 万人ですが、平成 32(2020)年には 49.7 万人、平成 37(2025)年には 58.6 万人と推計され、総人口に対する割合は平成 27 年の 11.0%に対し、平成 37 年は 15.8%と急速に高齢化が進むことが見込まれます。

○高齢化にあわせて、介護保険の要介護認定者も増加することが見込まれ、平成 27 年の 15.2 万人に対し、平成 37 (2025) 年は 22.7 万人になると推計されています。

○「横浜市高齢者実態調査」(平成 25 年)では、住み慣れた家庭や地域で療養生活を送りたいというニーズが高くなっています。

○今後、患者の病態に応じた医療機関の機能分担が進み、病院の在院日数の短縮化が進んでいます。医療機関の相互連携を推進していく中で、在宅医療の拡充が求められています。(よこはま保健医療プラン 2013)

○人生の最終段階の過ごし方について、末期がんであるが、食事はとれ、痛みもなく、意識や判断力は健康なときと同様の場合、多くは居宅で過ごすことを希望しており、自分のやりたいこと、自分の生活を優先した医療を希望しています(人生の最終段階における医療に関する意識調査(平成 25 年))。

○ひとり暮らしや認知症の高齢者、在宅障害児・者、老老介護世帯の増加など、支援の必要性を発信できない方や福祉サービスだけでは在宅生活に不安を抱える高齢者、障害児・者が、今後さらに増加することが予測されます。(よこはま保健医療プラン 2013)

○一部で医療と福祉サービス等の連携が図られているものの、全市的に連携体制が十分に構築されているとはいえない状況です。(よこはま保健医療プラン 2013)

【課題】

○今後、人生の最終段階の療養生活や治療について、患者や家族が自ら選択・決定することができるとともに、在宅(自宅や介護施設等*)で看取りを行うことを可能とする医療及び介護体制の構築が求められています。(よこはま保健医療プラン 2013)

*厚生労働省は、自宅及び特別養護老人ホーム等の施設(介護老人保健施設、介護療養型医療施設を除く。)で療養を行っている患者を在宅医療の対象としています。

○認知症の患者が増加するなど、本人の意思が直接確認できないケースが生じています。(よこはま保健医療プラン 2013)

○ひとり暮らしや認知症を持つ高齢者に対する、円滑ながん医療の提供に向け、実態の把握が必要です。

【今後の施策の方向性】

○市内のひとり暮らしや認知症を持つ高齢者に対するがん医療の提供に関する現状を把握し、必要となる施策を検討します。

○訪問看護を充実するため、訪問看護ステーションの体制強化のための支援策や従事する看護職員の人材確保・質の向上を目的とした研修会などを推進していきます。(よこはま保健医療プラン 2013)

○市民がそれぞれの状況に応じた療養生活を選択できるよう、在宅医療等の情報を発信していきます。(よこはま保健医療プラン 2013)

4 相談支援・情報提供

○「がん対策に関する世論調査（平成26年内閣府）」では、7割以上の人が、「がんをこわいと思う」と答えています。

○がんに関する不安としては、がんと診断されたことによるショック、治療法や医療機関の選択、検査や治療に関する不安、副作用や痛みのつらさ、再発や転移への不安等の様々な治療に関する不安のほか、就学、就労、結婚、出産、育児、介護等の社会生活に関すること、経済的な問題、治療による容姿の変化、体力や機能の低下等、生活に関する様々な不安を抱えています。

○医療技術の進歩やインターネット等での多様な情報があふれる中、患者やその家族が医療機関や治療の選択に迷う場面が多くなっています。

(1) がん患者及びその家族等に対する相談支援・情報提供

【現状】

○がん診療連携拠点病院等には、がん相談支援センターが設置されており、がんに関する詳しい看護師や生活全般について相談できるソーシャルワーカーなどのスタッフが、相談支援や情報提供を無料で行っています。

○神奈川県立こども医療センターでは、小児がんに関する相談に対応しています。

○がん診療連携拠点病院等では、がんに関する情報発信として市民公開講座を開催しています。

○市立図書館では、医療・健康情報コーナーを設け、情報提供を行っています。

○骨髄移植の普及啓発として、神奈川県骨髄移植を考える会及び神奈川県血液センター等と協力し、骨髄ドナー登録会を行っています。

○日本赤十字社関東甲信越臍帯血バンク事業に臍帯血採取施設として参加している病院は、市内に7病院あります。（昭和大学藤が丘病院、神奈川県立こども医療センター、横浜市立大学附属市民総合医療センター、済生会横浜市南部病院、横浜南共済病院、大口東総合病院、堀病院）

【課題】

○がんに関する相談窓口として、「がん相談支援センター」に関する情報を広く市民に周知することが必要です。

○小児がん相談窓口として、神奈川県立こども医療センターがあることを、関係機関や患者の家族等に周知することが必要です。

○市のホームページでのがんに関する情報発信を充実する必要があります。

○ホームページ以外の情報提供として、身近な場所や広報効果の大きい場所での情報提供が望まれます。

○骨髄ドナー登録会を年に4回程度行っていますが、年齢制限があることから、より若い世代のドナー登録者を増やすため、ドナー登録の必要性について普及啓発することが大切です。

○ドナー登録会は“単独型”と“献血併行型”があり、献血併行型で行う場合、採血の必要がなくなり、献血時に骨髄バンク登録への啓発も行えることから、人件費や開催場所等の諸費用を抑えることができます。その反面、赤十字血液センターや地域の協同者との密な調整が必要になります。

【今後の施策の方向性】

○市のホームページや広報等を通じて、がん相談支援センターや小児がん相談窓口について、周知します。

○がんに関する講演会やイベントなど、がん患者及びその家族等に対する支援となる情報について周知します。

○ホームページでの情報発信を充実するとともに、身近な図書館や区役所で情報提供できるよう、がんに関する図書の配架やがんに関するリーフレットを充実します。

○ドナー登録の必要性について、若い世代を中心とした普及啓発を行い、ドナー登録会をより効率的に開催するために、必要に応じて、赤十字血液センターや地域の方などとスケジュールの調整を図っていきます。

(2) がん患者及びがん経験者等による相談の充実

【現状】

○がん相談支援センターでは、医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援を行っています。

○神奈川県では、ホームページにより、ピアサポート事業、県内で活動しているがん患者団体の情報提供を行っています。

【課題】

○より身近な場所で安心して相談ができるよう、患者サロンやピアサポートの充実が必要です。

○がん患者及びその家族等が希望に応じて、患者会、患者サロン、ピアサポートによる相談等を利用できるよう、情報を周知することが必要です。

【今後の施策の方向性】

○患者サロンやピアサポートの充実に向け、ピアサポーターの育成・支援を進めます。

○患者会、患者サロン、ピアサポートによる相談等を広報やホームページで周知することにより、がん患者及びその家族等が相談等を利用しやすい環境を整えます。

ピアサポートとは

ピア (Peer) とは、「仲間」という意味で、ピアサポートとは、同じような悩みあるいは経験を持つグループの中で、同じ仲間として対等な立場で行われる支援のことです。仲間から支えられていると感じられる場にいることによって、お互いに支えあったり、悩みの解決につながったりすることが期待されています。

がんにおけるピアサポートは、患者や家族の悩みや不安に対して、がん経験者が自分の経験を生かしながら相談や支援を行うといった形での取り組みです。

(出典：患者必携 がんになったら手にとるガイド 普及新版 (編著：国立がん研究センターがん対策情報センター 発行：学研メディカル秀潤社))

5 がんと共に生きる

(1) がんの教育・正しい知識の普及啓発

【現状】

○学校では、学習指導要領により、生活習慣病に関わるがん予防の視点で授業を行っています。(再掲)

○国において、学校でのがん教育に関して、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育としては不十分であるとして、「がん教育」の在り方に関する検討会により、教育用教材や外部人材の活用等、学習指導要領改訂の必要性について検討されています。

○神奈川県と連携し、学校におけるがん教育の方法や教材の作成等について検討を行っています。

○学校以外の場でのがんに関する正しい知識の普及啓発として、がん診療連携拠点病院及び保健医療関係団体等による市民向け講演会が行われていますが、参加者は現在がんの治療中の方やその家族、高齢者が多い状況です。

【課題】

○がんに関する正しい知識の普及啓発については、学齢期の子どもだけでなく、全世代を通して実施するよう検討が必要です。特に、働く世代や事業者、子育て世代に対する効果的な啓発が必要です。

○がんに関する市民向け講座はがん検診やがんの治療法に関することが多く、患者や家族の体験を知る機会は少ない状況です。

○働き・子育て世代は、就職、結婚や出産などライフサイクルの節目があり、生活習慣を見直す機会がある一方で、日々の仕事や子育て・介護等で忙しく、自分の健康を後回しにしがちです。しかし、この時期の生活の積み重ねが生活習慣病に与える影響は大きく40歳代後半には特定健診等で有所見率が上昇してきます。(健康横浜21)

○健康づくりに関する情報を得やすい環境づくりが必要です。(健康横浜21)

【今後の施策の方向性】

○学齢期の「がん教育」については、学習指導要領への位置づけ等の状況に合わせ、市立学校において実施できるよう、引き続き取り組みます。(再掲)

○全ての市民が、がんに関する正しい知識を身に付け、がん患者及び家族等への理解を深めることができるよう、効果的な啓発の方策について検討を行います。

○学齢期を超えて、一生涯、がんに対する自発的な学びを進めます。

○身近な場所での知識の普及や、民間企業を含めた様々な関係機関・団体と連携した、メディアやホームページを活用した波及効果の高い普及啓発を行います。(健康横浜21)

○職場は、特に成人期の市民が多く過ごす場であり、職場環境は個人の健康づくり行動に大きな影響を与えるので、職場検診の必要性の周知や禁煙などの健康情報の随時提供を行う環境づくりを進めます。

○事業者や従業員を対象に職場での最近のがん治療の状況等、がんに関する正しい知識の普及啓発を行うことで、がん検診や治療に関する職場の理解を促進します。

(2) がん患者の就労支援の推進

【現状】

○「がん対策に関する世論調査（平成 26 年内閣府）」では、6 割以上の方が、現在の日本の社会では、がんの治療や検査のために 2 週間に一度程度病院に通う必要がある場合、「働き続けられる環境だと思わない」と答えています。

○平成 26 年 1 月に国が定めた「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」では、新たに「就労に関する相談」が、がん相談支援センターの業務として位置づけられました。

○神奈川県労働局ハローワーク横浜では、キャリア・コンサルティングの資格や人事労務管理の経験がある専門の就職支援担当者「就職支援ナビゲーター」を配置し、長期療養しながら働きたいと言う方の就職先の相談に応じており、市民病院及び神奈川県立がんセンターのがん相談支援センターで、出張相談を行っています。

○働きながら治療を受けている患者の仕事と治療の両立を支えるため、神奈川県社会保険労務士会と連携し、がん相談支援センター等で社会保険労務士が相談に応じています。

【課題】

○がん患者の生活を支える諸制度（高額療養費や傷病手当金等）に関する情報提供が必要です。

○就労に関する相談を行っている場所が少ないため、相談窓口の充実が必要です。

○職場での「がん」に関する正しい知識の普及やがん患者等への理解を深めることや、従業員ががんにかかった場合の治療と仕事の両立に向けた事業者側の対策を進めることも必要です。

○多様な働き方への対応として、休日や夜間に受けられるがん診療や相談の充実が課題となっています。

【今後の施策の方向性】

○神奈川県労働局ハローワーク横浜、神奈川県社会保険労務士会及び産業医等と連携し、がん患者等の就労相談を行う窓口を増やします。

○働きながら治療を受けやすい職場づくりを進めるため、事業者に対する理解促進を図るとともに、産業医と医療機関との連携を進めます。

○休日や夜間に受けられるがん診療や相談の充実に向けた検討を行います。

(3) がんと共に自分らしく生きる

【現状】

○多くの患者・家族は受動的に医療を受けていることが多い状況です。

○がん患者は一人の個人であり、ライフステージや個々の価値観や人生観に基づき、先進的な治療を望む方から、積極的な治療を望まない方、療養場所の希望等、がんへの対応は様々です。

【課題】

○全てのがん患者が、自身の価値観に基づいて主体的に療養の選択を行い、「自分らしさと尊厳」を持ち、自らの命と向き合うことができるよう、がん患者だけでなく、医療関係者も含め、全ての市民のがんに対する意識向上が必要です。

○患者、家族、保健・医療・福祉関係者だけでなく、教育、事業者、地域等、社会を支える様々な主体を巻き込んだがん対策が求められています。

【今後の施策の方向性】

○患者が生活の質を大切にしながら、自分らしさと尊厳を持ち、自身の価値観に基づいて主体的に療養の選択を行えるよう、地域医療及び相談の充実について検討します。

○学齢期を超えて、一生涯がんに対する自発的な学びを進めます。

○医療関係者は、患者の立場にたった説明、情報提供を行います。

○全ての市民が「がん」に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、より正確な情報の収集と提供を行います。

○就労に関する相談支援のほか、アピアランス支援、妊よう性温存など、患者の様々な悩みに対して「がんと共に生きる」を支援します。

アピアランス支援とは

アピアランス (Appearance) とは「外見」のことであり、手術、化学療法、放射線治療などのがん治療は、脱毛、爪の変形、皮膚の変色、湿疹、傷あと、体の欠損といった様々な外見の変化をもたらすことがあり、患者にとっては大きなストレスとなっています。国立がん研究センターでの治療に伴う苦痛に関する調査では、女性ではまつげやまゆ毛の脱毛、爪のはがれ、顔の変色等、「外見」に関わるものが上位となっており、特に頭髪の脱毛は、自覚症状を伴う吐き気や発熱よりも苦痛度が高い結果となっています。患者の外見に関する不安や悩みを軽くし、治療中も「生活者」として自分らしく過ごすため、外見に関するケアが求められています。

妊よう性の温存とは

若いがん患者さんに対するがん治療は、その内容によっては卵巣や精巣などの性腺機能不全をきたしたり、子宮・卵巣・精巣など生殖臓器の喪失により将来、子どもを持つ事（妊よう性の廃絶）があります。その結果、患者さんはがん治療後に長期にわたるQOLの低下に悩むことがあります。

医療者と患者さんにとって、病気を克服することが最大のゴールであるため、これまではがん治療によるこれらの問題点には目をつぶらざるを得ませんでした。

しかし最近では、医療技術の進歩やデータの蓄積によって一定の制限付きながら、がん治療後の妊よう性を温存するための治療法も数多く試みられるようになってきています。子宮がんや卵巣がんに対する子宮や卵巣を温存する手術、放射線治療から卵巣を保護する手術、さらには生殖補助技術の進歩による精子や卵子、受精卵の凍結保存などは広く普及するに至っています。

(特定非営利活動法人日本がん・生殖医療学会ホームページより抜粋)

6 がん登録・がんの研究

(1) がん登録の推進

【現状】

○神奈川県では、「地域がん登録」を神奈川県悪性新生物登録事業として、神奈川県医師会及び神奈川県立がんセンターの協力により実施し、県内のがん罹患調査及び死亡調査、集計解析を進めており、毎年年報を作成し、神奈川県のがんの状況についてホームページなどにより情報提供しています。

○がん診療連携拠点病院等では、「院内がん登録」を行っており、毎年、国立がん研究センターがん対策情報センターへ登録データを提出しています。

○平成 25 年 12 月「がん登録等の推進に関する法律」が制定され、平成 28 年 1 月から、日本でがんと診断された全ての人のデータを国が一括して集計・管理し、分析をする「全国がん登録」が始まり、全ての病院は届出が義務づけられています。

【課題】

○がん登録データの活用により、横浜市のがんの状況を客観的に把握することが必要です。

○がん登録に関する市民の理解が進んでいません。

【今後の施策の方向性】

○神奈川県と連携し、がん登録データを活用した市民にわかりやすい情報提供を行います。

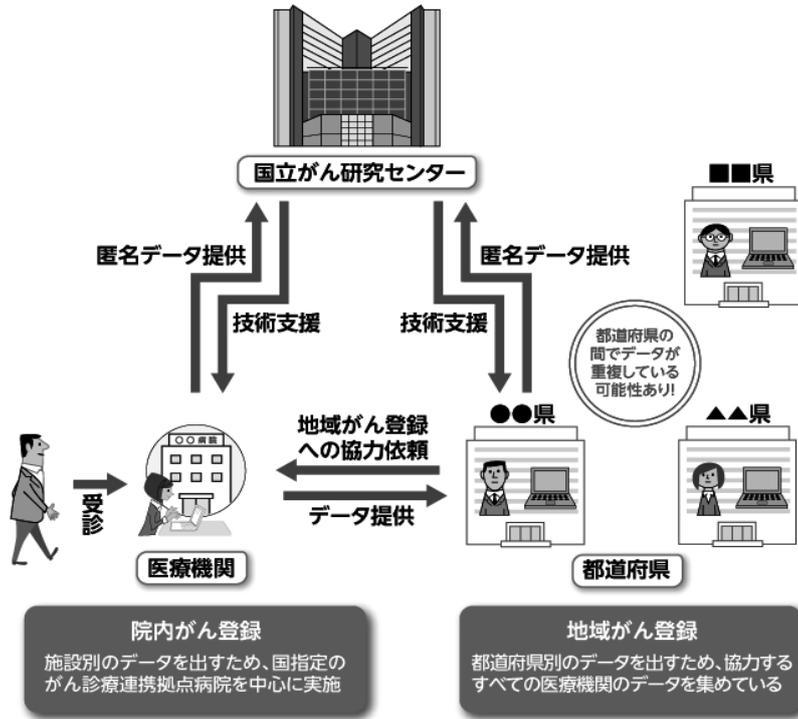
○市民に対し、がん登録に関する情報提供を行い、市民が、がん登録の意義を理解し、登録データを正しく理解できるようにします。

がん登録の目的

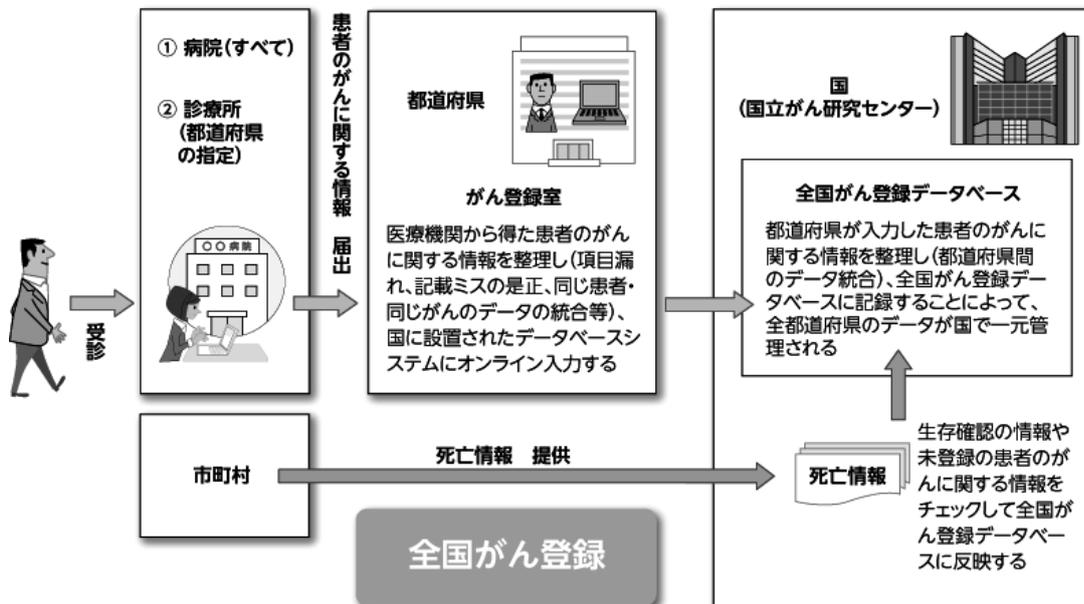
がん登録のデータによって得られた統計情報は、がん医療・がん検診の質の向上や、がんの予防の推進のほか、情報提供の充実、科学的知見に基づくがん対策の実施等に役立てられます。

がん登録は、がん対策を充実するために必要な制度です。

今までのがん登録のしくみ (国立研究開発法人 国立がん研究センターがん対策情報センターホームページより)



全国がん登録のしくみ (国立研究開発法人 国立がん研究センターがん対策情報センターホームページより)



(2) がん研究の推進

【現状】

○横浜市立大学では、一般的ながん治療法から先進的な医療に関わる分野まで、幅広い領域のがん研究を行っています。

○横浜市立大学と附属病院で行われているがんの研究では、今後、厚生労働省の先進医療として発展していくと考えられる研究の取組も進めています。

○横浜市立大学先端医科学研究センターでは、がん、生活習慣病などの克服を目指した基礎研究と、その成果を臨床に応用する橋渡し研究、いわゆるトランスレーショナル研究を推進しています。共同研究や産学連携の推進、バイオバンクの拡充を進めているほか、「次世代臨床研究センター」を設置し、がんをはじめとした様々な病気に対する新たな治療法の開発を推進し、最先端の治療を提供することを目指しています。

○次世代臨床研究センターでは、地域医療機関と連携した治験・臨床研究を推進するため、統計学専門家、データマネージャー、臨床研究コーディネーター等の専門職を配置し、医療法に設けられた「臨床研究中核病院」への早期認定を目指しています。

また、附属病院を中核とした横浜臨床研究ネットワークの整備、国家戦略特区の規制緩和を活用した第Ⅰ相試験用病床20床の整備、保険外併用療養の特例等により、迅速に先進医療を提供できるようになります。



○横浜市では、総合特区制度を活用し、企業や研究機関等によるがん対策に関する研究開発プロジェクトを支援しています。

○横浜市では、横浜市立大学のがん研究に関する取組に対し、支援を行っています。

【課題】

○がんの多様性・可塑性の解明が課題であり、基礎的研究をさらに推進するため、文部科学省等の科研費採択に向けたサポート体制を強化する必要があります。

○創薬開発においては、主に応用研究や非臨床試験までの創薬研究に対して切れ目ない実用化支援が不足していることが指摘されており、基礎研究から臨床研究への橋渡し研究の推進が必要です。また、医療技術開発においては、治療効果を保ちつつ、患者の負担を軽減した低侵襲な医療技術の更なる開発のための医工連携をはじめとする学問横断的な取組がまだまだ十分ではないため、先進医療に繋がる先進的医療研究への支援が引き続き必要です。

○希少がんを含めた治療が難しいがんについては、民間主導の研究開発が進みづらく、治療法の選択肢が限られるほか、開発ラグが存在するため、先進的医療研究への支援が必要です。

○中国や韓国等のアジア諸国の急速な追い上げにより、基礎生命科学分野での日本の相対的な国際競争力が低下していることなどから、海外研究機関等との包括協定にもとづいた国際共同研究をさらに活発化する必要があります。

○がんの医学的治療だけでなく、がんと診断された方の不安や精神的負担等、がん治療に関する調査・研究が必要です。

【今後の施策の方向性】

○横浜市立大学のがんの基礎的研究については、専門的知識・経験をもつURA（ユニバーシティリサーチアドミニストレーター）を配置し研究者を支援することで、厚生労働省や文部科学省科学研究費補助金など外部研究費の採択率を上げ、効率的に研究が進むようにします。

○横浜市立大学のがんの先端的研究については、附属病院の先進医療研究をさらに充実し、希少がんに特化した支援や独立行政法人医薬品医療機器総合機構や厚生労働省等との調整支援を充実し、患者への早期還元を目指します。また、がんに係わる情報や治療法等を積極的に市民へ発信するためのホームページを充実します。

○横浜市立大学の臨床研究については、体制をさらに強化し、基礎研究から臨床研究へ実用化を図ります。

○横浜市立大学では、世界レベルの研究・治療施設であるテキサス州立大学MDアンダーソンがんセンター（アメリカ）とのがん研究や治療に関する包括協定をもとに、国際共同研究等に発展できるよう取り組みます。

○横浜市立大学附属病院を中核とした横浜臨床研究ネットワーク、国家戦略特区の規制緩和を活用した第I相試験用病床の整備、保険外併用療養の特例等により、迅速に先進医療を提供し、研究の効率化・加速化・質の向上を図るとともに、創薬や先端的治疗法の開発など臨床試験の研究成果の早期還元に向けた取組を実施します。

○横浜市では、ライフイノベーション産業の振興を進める中で、企業や研究機関等によるがん対策に関する研究開発や事業化の支援に取り組みます。

第4章 がん対策の推進に向けた役割と評価

1 市民の役割

市民は、医療や市が実施するがん対策に関する施策の受け手としてだけでなく、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、自らもがんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めます。

また、がんにかかった場合は、納得して自ら選択した医療を受けられるよう、医療関係者等と相談し信頼関係を築きながら、適切な受療に努めます。

2 事業者の役割

事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するとともに、従業員ががんを予防し又は早期に発見することができる環境の整備に努めます。

事業者は、従業員やその家族ががんにかかった場合に、治療や療養又は看護をしながら勤務が継続できるよう、環境の整備に努めます。

3 保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、かつ、その意向を十分に尊重し、適切で質の高いがんに係る医療の提供に努めます。

保健医療関係者は、がん患者及びその家族に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する情報を提供するよう努めます。

4 がん患者団体等の役割

がんに関する情報交換や交流等の活動を通して、がん患者や家族等の支援に努めます。

5 横浜市の役割

市は、国、神奈川県、医療機関、保健医療関係者、事業者、がん患者団体等と連携しながら、がん予防、早期発見、がん医療、がん患者支援及びがんに対する理解の促進に向けた取組を推進し、市民に対する情報提供を充実します。

6 達成状況の把握と評価

横浜市保健医療協議会において、毎年、進捗状況を報告し、評価を受けます。

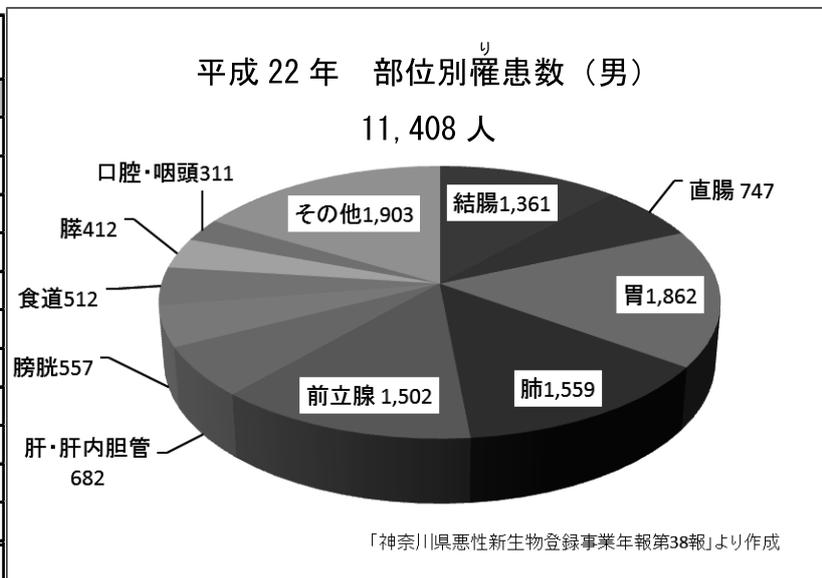
資料

がんの罹患・死亡等の状況

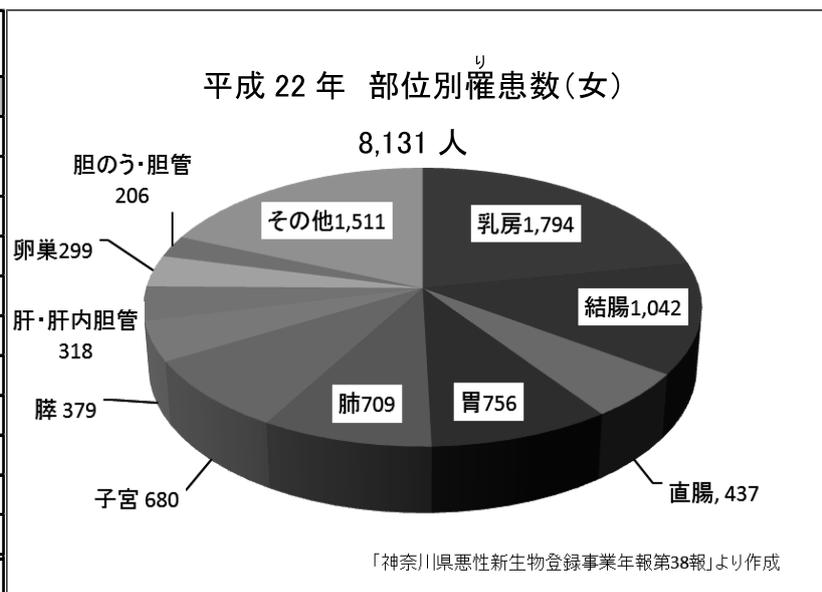
1 部位別がん罹患数（上位5部位）

【罹患数・主要部位・性別 平成22年】

平成22年 罹患数(男)	
部位	数
結腸	1,361
直腸	747
胃	1,862
肺	1,559
前立腺	1,502
肝・肝内胆管	682
膀胱	557
食道	512
膵	412
口腔・咽頭	311
その他	1,903
全部位	11,408

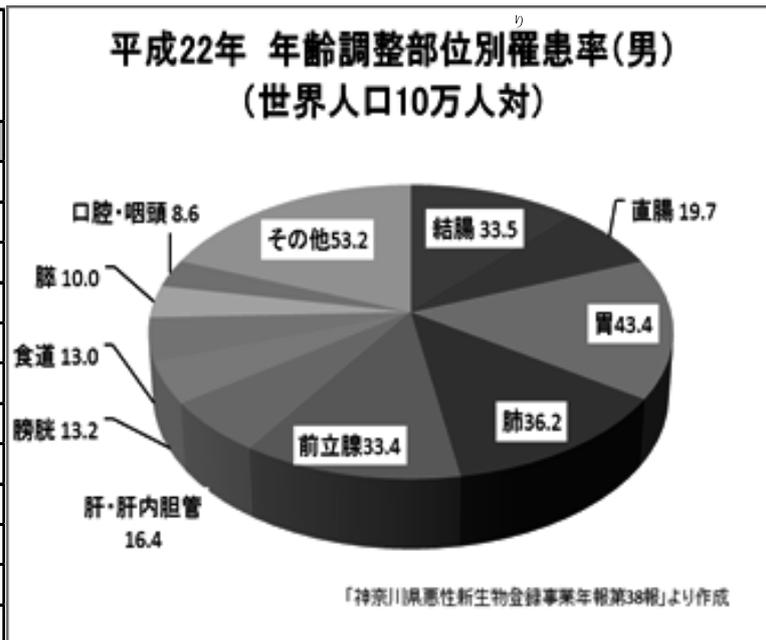


平成22年 罹患数(女)	
部位	数
乳房	1,794
結腸	1,042
直腸	437
胃	756
肺	709
子宮	680
膵	379
肝・肝内胆管	318
卵巣	299
胆のう・胆管	206
その他	1,511
全部位	8,131

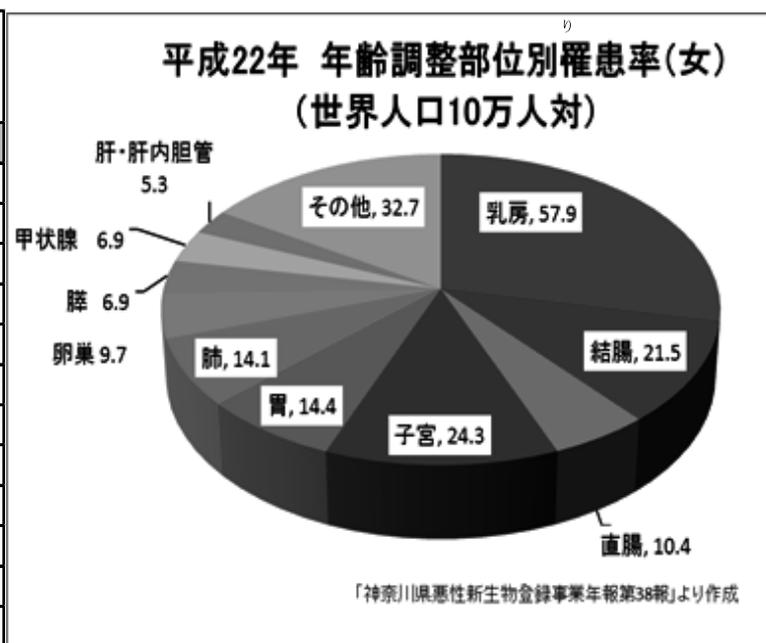


2 人口10万人当たりの罹患率

平成22年 年齢調整罹患率 世界人口10万人対(男)	
部位	数
結腸	33.5
直腸	19.7
胃	43.4
肺	36.2
前立腺	33.4
肝・肝内胆管	16.4
膀胱	13.2
食道	13.0
膵	10.0
口腔・咽頭	8.6
その他	53.2
全部位	280.6



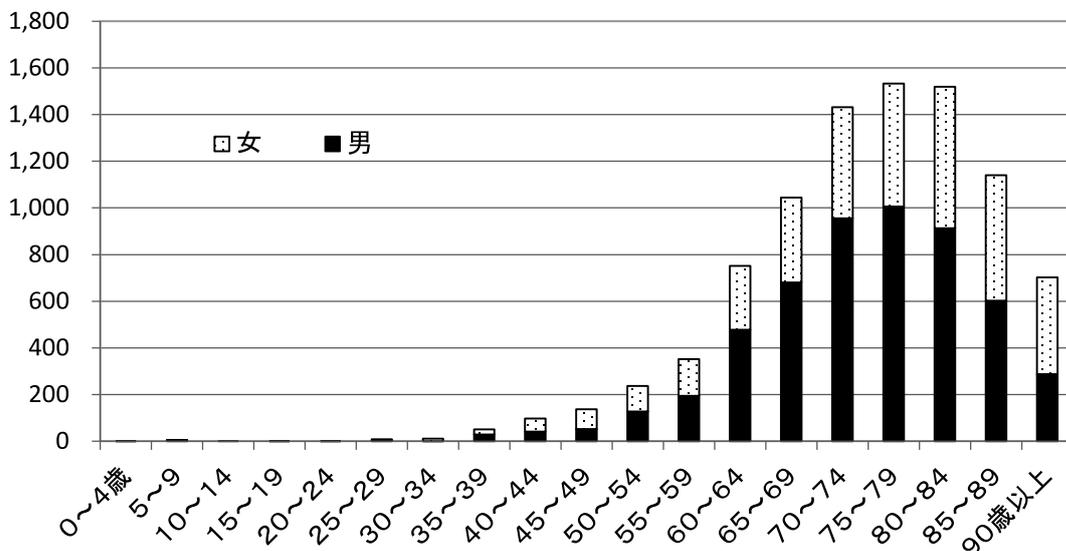
平成22年 年齢調整罹患率 世界人口10万人対	
部位	女
乳房	57.9
結腸	21.5
直腸	10.4
子宮	24.3
胃	14.4
肺	14.1
卵巣	9.7
膵	6.9
甲状腺	6.9
肝・肝内胆管	5.3
その他	32.7
全部位	204.1



3 がんによる死亡の状況

(1) 年齢階級別の死亡（悪性新生物）

平成25年 年齢階級別 死亡数(悪性新生物)



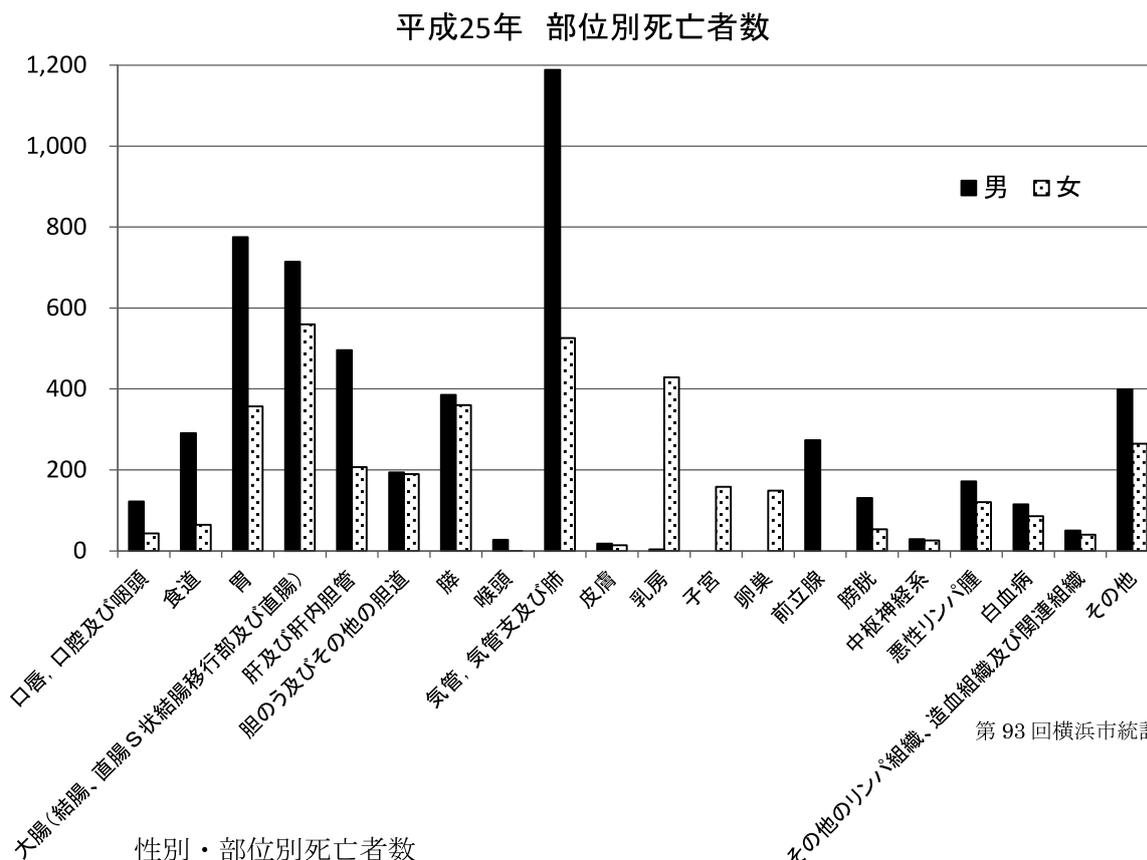
横浜市人口動態統計資料

(横浜市衛生研究所) より作成

性・年齢階級別・死因別死亡者数（悪性新生物）

	総数	男	女
0-4歳	3	2	1
5-9歳	5	4	1
10-14歳	2	0	2
15-19歳	3	2	1
20-24歳	2	1	1
25-29歳	9	4	5
30-34歳	11	2	9
35-39歳	51	29	22
40-44歳	97	42	55
45-49歳	137	52	85
50-54歳	237	128	109
55-59歳	352	194	158
60-64歳	752	478	274
65-70歳	1,044	680	364
71-74歳	1,432	956	476
75-79歳	1,533	1,006	527
80-84歳	1,519	913	606
85-89歳	1,140	602	538
90-94歳	702	288	414
総数	9,031	5,383	3,648

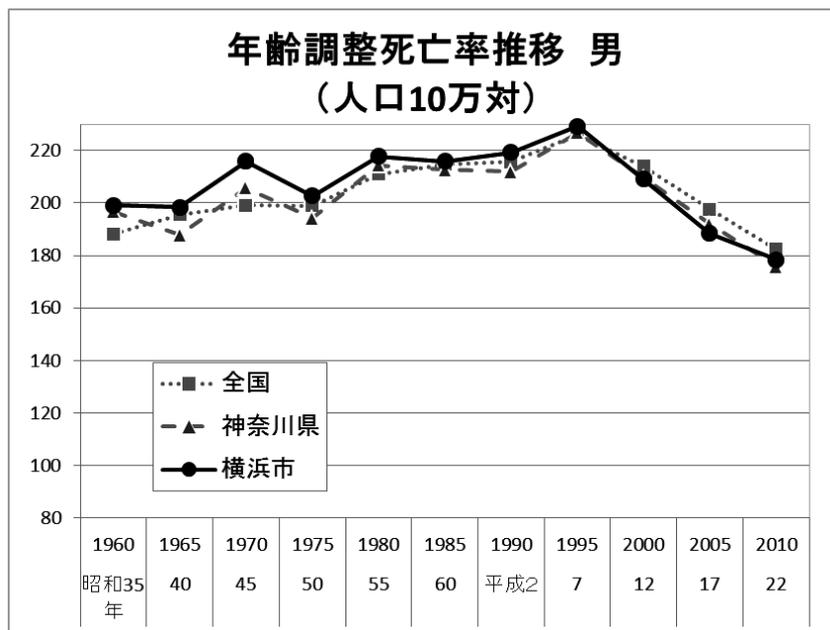
(2) 悪性新生物による死亡の状況（部位別死亡者数）



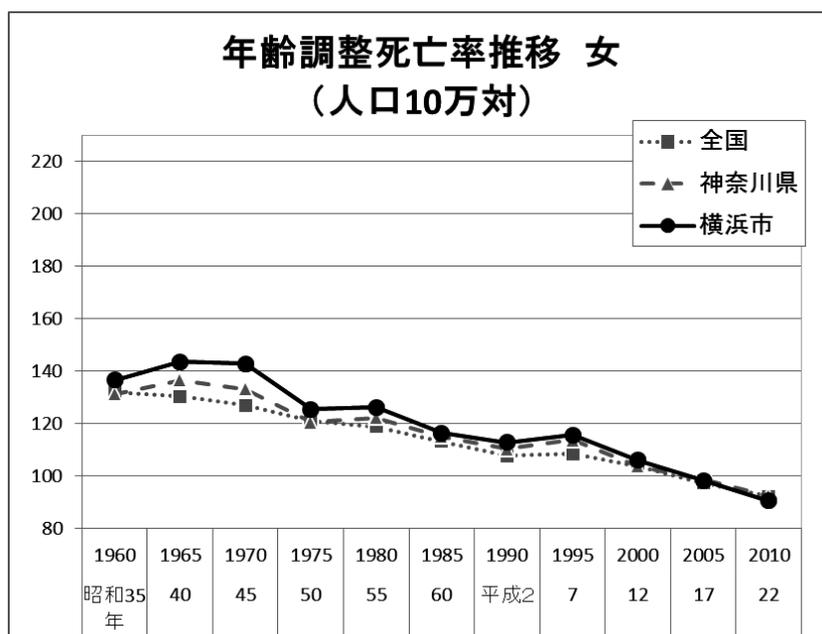
性別・部位別死亡者数

部 位	総数	男	女
口唇、口腔及び咽頭	165	122	43
食道	355	291	64
胃	1,132	775	357
大腸（結腸、直腸S状結腸移行部及び直腸）	1,274	714	560
肝及び肝内胆管	703	496	207
胆のう及びその他の胆道	384	194	190
膵	745	385	360
喉頭	28	27	1
気管、気管支及び肺	1,714	1,188	526
皮膚	32	18	14
乳房	433	4	429
子宮	158	—	158
卵巣	149	—	149
前立腺	273	273	—
膀胱	184	131	53
中枢神経系	55	29	26
悪性リンパ腫	292	172	120
白血病	201	115	86
その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織	90	50	40
その他	664	399	265
総 数	9,031	5,383	3,648

(3) 年齢調整死亡率の推移



平成 22 年人口動態調査（厚生労働省）統計表



平成 22 年人口動態調査（厚生労働省）統計表

横浜市医療局がん・疾病対策課

平成 28 年 1 月

横浜市中区港町 1 - 1

TEL : 045-671-2721 FAX : 045-664-3851

e-mail ir-ikenbosyu@city.yokohama.jp

病床整備の状況(平成28年1月現在)

資料3

協議年度	病院名	事前協議承認数	病床機能	整備内容	当初の完了予定年	遅延の理由	現在の状況	着工予定	完了見込
18	牧野リハビリテーション病院 (仮称)	120	療養 ：60床 回リハ ：60床	新規建設	20	協議時の土地は、地主が亡くなり、相続問題などで病院建設不可能になった。 その後新たな土地を探すために時間を要した。(候補地が、市街化調整区域、第一種低層住居専用地域など。最終候補地となった場所も、生産緑地解除に時間を要した。)	精算見積を精査した結果、工事費が大幅なコストアップとなったため、コスト削減に向けた検討を行っていた。 平成28年1月27日に事業計画実施の最終意志決定があり、2月上旬に開発許可申請に必要な書類を建築局へ追加提出し、開発審査を再開する。	平成28年 3月下旬	平成29年 12月下旬
23	横浜東邦病院	49	療養	増改築	26	既存建物と新棟の接続方法が建築基準との法的な課題が生じた。平成24年9月の法改正により解決し、新たな計画で建築することとなった。	新棟の竣工及び旧棟(既存棟)の改築が終了した。 使用前検査を受け、平成28年2月から病棟使用を開始した。	—	完了
25	ふれあい鶴見 ホスピタル	48	療養	増改築	27	協議時に比べ、建築費高騰等の理由から工事発注が困難な状況となり、建築工事の設計の見直しを行った。 また、病院の変更許可申請の事前調整に時間を要した。	審査機関から建築確認済証の交付を受けた。 平成27年12月に工事請負業者が決定し、2月中旬に工事請負の本契約を行う。	平成28年 2月下旬	平成28年 12月下旬
	医療法人杏林会 新横浜こころの ホスピタル	42	療養	増改築	26	法人側の担当者が途中で交代したため手続きが一時停滞した。また、所管部署からの指摘事項への対処方法の内部検討に時間を要した。	平成27年9月に病院の変更許可が済み、所管部署の指導の下、病棟使用検査に向けた準備を進めている。	—	平成28年 3月下旬
	医療法人社団協友会 横浜鶴見リハビリテーション 病院(仮称)	250	療養 ：150床 回リハ ：100床	新規建設	29	建築需要の環境変化等により、売り主側との病院用地確保に向けた売買契約が難航している。	鶴見区内で数か所の候補地を選定したが、条件が折り合わず確保に至っていない。用途地域の特例について、関係機関に相談し指導を受けている。	未定	未定
	社会福祉法人恩賜財団 済生会神奈川県病院	10	緩和ケア	増改築	27		新棟が竣工し、使用前検査を受け、平成28年2月から病棟使用を開始した。	—	完了

病床整備状況に関する報告

配分年度	平成18年度
名称	牧野リハビリテーション病院（仮称）
所在地	横浜市緑区鴨居3-37
承認された 病床数・種別	120床 (回復期リハビリテーション病床（療養）60床・ 療養病床60床)

【病床整備遅延の理由】

協議時の土地は、地主が亡くなり、相続問題などで病院建設不可能になった。その後新たな土地を探すために時間を要した。（候補地が、市街化調整区域、第一種低層住居専用地域など。最終候補地となった場所も、生産緑地解除に時間を要した。）

【現在の病床整備状況】

精算見積を精査した結果、工事費が大幅なコストアップとなったため、コスト削減に向けた検討を行っていた。

平成28年1月27日に事業計画実施の最終意志決定があり、2月上旬に開発許可申請に必要な書類を建築局へ追加提出し、開発審査を再開する。

【現地の状況】



建築計画のお知らせ			
敷地の地名地番	横浜市 緑 区 鴨居三丁目654番 外		
名称	牧野リハビリテーション病院新築工事		
用途	病院	工事の種類	新築
敷地面積	5,589.25 m ²	構造	鉄筋コンクリート造
建築面積	1,822.04 m ²	住戸数	
延べ面積	5,174.92 m ²	駐車台数	20台
高さ	9.90 m	階数・棟数	地上2階 地下1階 1棟
報告書提出年月日	年 月 日	審査終了通知年月日	年 月 日
着工予定年月日	28年1月12日	完了予定年月日	29年3月15日
建築主	住所 [redacted]		
設計者	住所 東京都中央区京橋二丁目16-1 氏名 清水建設株式会社一級建築士事務所 [redacted]		
工事施工者	住所 未定 氏名 [redacted]		
積算設置年月日	27年5月28日		
受付番号	[redacted]		
<small>この標識は、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例に基づき設置したものです。この建築計画又は工事について同条例に基づく説明を求められる方は、次の連絡先に申し出て下さい。</small>			
<small>連絡先 神奈川道横浜市中央区吉田町85番地 電話 045 (253) 2222 清水建設株式会社 横浜支店 [redacted]</small>			

【病床整備のこれからの予定】

開設許可申請：平成28年 3月頃
 工事着工予定：平成28年 3月頃
 工事完了予定：平成29年12月頃

病床整備状況に関する報告

配分年度	平成23年度
名称	横浜東邦病院
所在地	横浜市港南区最戸1-3-16
承認された 病床数・種別	49床（療養病床（49床））
<p>【病床整備遅延の理由】</p> <p>既存建物と新棟の接続方法が建築基準との法的な課題が生じた。平成24年9月の法改正により解決し、新たな計画で建築することとなった。</p>	
<p>【現在の病床整備状況】</p> <p>新棟の竣工及び旧棟（既存棟）の改築が終了した。 使用前検査を受け、平成28年2月から病棟使用を開始した。</p>	
<p>【現地の状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<p>【病床整備のこれからの予定】</p> <p>病床整備終了</p>	

病床整備状況に関する報告

配分年度	平成25年度
名称	社会福祉法人恩賜財団済生会神奈川県病院
所在地	横浜市神奈川区富家町6-6
承認された 病床数・種別	10床（緩和ケア（一般）10床）
<p>【病床整備遅延の理由】</p>	
<p>【現在の病床整備状況】 新棟が竣工し、使用前検査を受け、平成28年2月から病棟使用を開始した。</p>	
<p>【現地の状況】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<p>【病床整備のこれからの予定】 病床整備終了</p>	

地域医療構想調整会議における検討状況について

1 地域医療構想の策定について（概要）

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、バランスのとれた医療機能の分化と連携を推進するため、都道府県は国が提供する医療需要の将来推計や病床機能報告の結果を活用して、地域医療構想を策定することになりました。

現在、市内3つの二次保健医療圏の医療需要を明らかにし、将来必要となる医療機能を提供していくことができるよう、県の医療計画の一部として地域医療構想を策定しています。

2 地域医療構想調整会議の開催経過

時期	県（事務局）	保健医療計画推進会議 （専門部会・ワーキング）	地域医療構想調整会議（横浜） （地域の意見聴取の場）	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療の現状分析 2025年の医療需要推計 都道府県間調整の考え方整理 	<ul style="list-style-type: none"> <第1回>平成27年7月30日 推計結果の共有 スケジュールの共有 	<ul style="list-style-type: none"> <第1回>平成27年9月2日 推計結果の共有 スケジュールの共有 	
	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県間調整の実施（11月頃まで） 構想区域間調整案作成 	<ul style="list-style-type: none"> <第2回>10月8日 都道府県間調整の議論 構想区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> <第2回>10月26日 都道府県間調整の議論 構想区域の設定 	
	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて構想区域間調整を実施 地域の課題分析と必要施策の検討 骨子案を作成 	<ul style="list-style-type: none"> <第3回>12月22日 構想区域間の議論 	<ul style="list-style-type: none"> <第3回>平成28年1月22日 構想区域間の議論 地域特性の分析 	
2～3月頃	<ul style="list-style-type: none"> 素案を作成 	<ul style="list-style-type: none"> <第4回> 構想区域と必要病床数の確定 骨子案の議論 	<ul style="list-style-type: none"> <第4回> 構想区域と必要病床数の確定 骨子案の議論 	<ul style="list-style-type: none"> 医療審中間報告・審議（2月頃）
4～6月頃	<ul style="list-style-type: none"> 構想（案）を作成 	<ul style="list-style-type: none"> <第5回> 素案の議論 	<ul style="list-style-type: none"> <第5回> 素案の議論 	<ul style="list-style-type: none"> 医療審中間報告・審議（6月頃）
7～9月頃		<ul style="list-style-type: none"> <第6回> 構想（案）の議論 	<ul style="list-style-type: none"> <第6回> 構想（案）の議論 	<ul style="list-style-type: none"> パブコメ
10月頃	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想策定 			<ul style="list-style-type: none"> 医療審諮問

3 構想区域の設定について

（1）現状及び課題

○ これまで本市では、3つの二次保健医療圏で病床整備を進めてきましたが、病床機能報告によると、医療機能面では不均衡な状況が生じています。

- ・高度急性期・・・市の中心部を含む南部医療圏にやや偏在
- ・回復期・慢性期・・・全市的に少ない状況の中、北部医療圏にやや偏在

○ 将来不足が見込まれる病床機能について、市全体で1つである老人福祉圏域との整合を図りながら、一体的に解消していく必要があります。

○ 全国的にも、市域に複数の医療圏がある政令市は、横浜市と川崎市のみです。

（2）検討状況

○ 地域医療構想の構想区域は、現行の3つの二次保健医療圏を1つにする方向で、課題等について検討し、第4回地域医療構想調整会議で確定します。

4 2025年の必要病床数について

○ 2025年の医療需要については、都道府県間や県内の構想区域間に係る患者の流出入調整を踏まえて算定します。必要病床数は、第4回地域医療構想調整会議で確定します。

<流出入調整後の2025年の必要病床数（仮）>

	2014年の病床数 （病床機能報告）	2025年の必要病床数 （調整後の推計値）	不足病床数
高度急性期	6,311床	4,175床	△2,136床
急性期	10,067床	10,591床	524床
回復期	1,939床	8,806床	6,867床
慢性期	4,390床	6,402床	2,012床
合計	22,707床	29,974床	7,039床

（他に未選択228床あり）

5 地域医療構想策定上の課題

（1）基準病床数と2025年の必要病床数との関係

○ 地域医療構想により、2025年の必要病床数が定められたとしても、病床を整備するためには医療法上の基準病床数に反映される必要があります。

○ 次期医療計画が策定され、基準病床数が定められるのは、平成30年度の予定です。その際に地域医療構想の必要病床数が基準病床数にどのように反映されるかは明らかにされていません。

（2）2025年に必要な病床数確保に向けた対応

○ 地域医療連携と在宅医療の充実による現行病床の有効活用、地域医療介護総合確保基金を活用した病床の転換や増床への誘導、新たな医療機関が参入しやすい環境の整備など、県や関係局、医療関係団体とも調整していきます。

○ 地域の医療需要の現状分析と医療提供体制の課題把握のため、28年度予算案にて調査費を計上しています。

（3）地域医療介護総合確保基金（医療分）の活用

<26年度交付分>（神奈川県計画期間26年度～27年度）

対象事業	基金配分額	26年度執行額	うち横浜市関連執行額	27年度事業予算	うち横浜市関連執行見込
① 病床の機能分化・連携	計画なし	—	—	—	—
② 在宅医療の推進	6.4億円	1億円	(0.4億円)	4.1億円	(0.3億円)
③ 医療従事者の確保・養成	32.1億円	11.8億円	(3.5億円)	15.6億円	(3.9億円)
合計	38.5億円	12.8億円	(4.0億円)	19.7億円	(4.2億円)

※26年度執行額12.8億円のうち、本市事業や市域を対象にした団体、市内医療機関等で執行したものは約4億円です。なお、他に県全域を対象とした事業がありますが、本市関連分を集計することはできません。

<27年度交付分>（神奈川県計画期間27年度～31年度）

対象事業	基金配分額	27年度事業予算	うち横浜市関連執行見込	28年度以降執行
① 病床の機能分化・連携	28.9億円	5.9億円	(2.2億円)	23.0億円
② 在宅医療の推進	4.7億円	0.1億円	(0.01億円)	4.6億円
③ 医療従事者の確保・養成	5.7億円	0.1億円	(0.03億円)	5.6億円
合計	39.4億円	6.1億円	(2.2億円)	33.2億円

○ 基金は県全域を対象として、県が計画を策定し、その多くは事業者等へ直接交付されるため、本市の実情を反映し、医療課題の解決につながるよう、県に対して強く働きかけていく必要があります。

○ 28年度計画も、県による事業アイデアの公募に対して本市からも提案しており、地域医療構想調整会議でも議論していく予定です。

地域包括ケアシステムの構築について

1 背景

横浜市では、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年には、要介護認定者が現在の約1.5倍に、在宅医療対象者が約1.7倍になると見込まれています。

こうした状況に対応するため、横浜市では、2025年までに、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を日常生活圏域ごとに構築していきます。

これまで、1991（平成3）年から本市独自施設である地域ケアプラザによる地域支援を展開しています。さらに、地域福祉保健計画においては区別・地区別計画を策定・推進するとともに、健康寿命日本一を目指して健康づくり・介護予防を進めるなど、地域包括ケア先進都市として、地域の皆様と暮らしやすい地域づくりに取り組んできました。

2 地域包括ケアシステム構築に向けた体制強化等の取組について

今回介護保険法改正により、要支援者の訪問介護・通所介護サービスが、介護保険の予防給付から、市町村が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになりました。横浜市では、平成28年1月から総合事業への移行を開始し、多様なサービスを順次整え、平成29年4月から本格実施する予定です。

総合事業の本格実施に向けた準備を進めるため、区域・日常生活圏域に「生活支援コーディネーター（仮称）」を配置するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、区、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の体制を強化し、介護、医療、生活支援、介護予防等を充実させていきます。

（1）生活支援体制整備事業 《健康福祉局予算概要 P12》

ア「生活支援コーディネーター（仮称）」の配置

区域・日常生活圏域に「生活支援コーディネーター（仮称）」を配置し、平成29年4月の総合事業の本格実施に向けて、生活支援・介護予防の充実した地域づくりに取り組んでいきます。

「生活支援コーディネーター（仮称）」は、既に地域で活動されている団体を始め、NPO、民間企業など多様な主体と連携し、生活支援の担い手の養成・発掘や新たな活動の創出などを進めていきます。

① 第1層：区域

区社会福祉協議会に1名ずつ配置。主に広域で活動する団体等（NPO・民間事業者等）と連携し、日常生活圏域では対応が困難なニーズに対応し、区域内のサービス（支援）の充足を図る。

② 第2層：日常生活圏域

地域ケアプラザ等に1名ずつ配置。これまでの地域活動支援をベースに、主に地域で活動する団体等（自治会町内会・ボランティア団体等）と連携し、日常生活圏域のサービス（支援）の充足を図る。

イ 協議体の設置

多様な支援主体間の定期的な情報共有及び連携強化の場として、区と生活支援コーディネーターが協力して、協議体を設置します。

○ 主な役割

- ・ 地域ニーズの把握（課題の明確化）
- ・ 地域課題の意識共有（担い手の拡大）
- ・ サービス（支援）充実のための具体的取組内容の企画・立案
- ・ 事業方針や区目標の共有

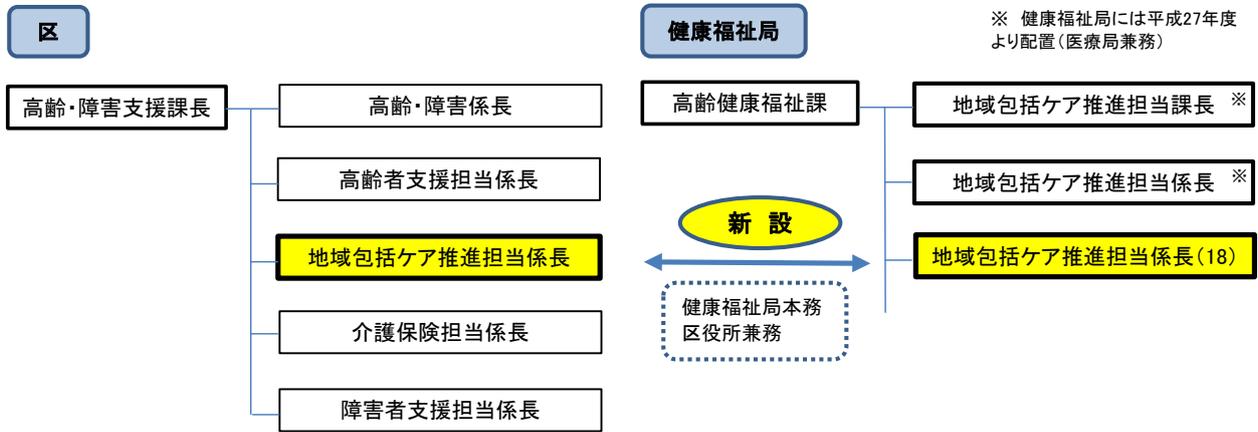
(2) 区の体制強化

各区高齢・障害支援課に、「地域包括ケア推進担当係長」を配置します。

＜健康福祉局高齢健康福祉課地域包括ケア推進担当係長

(〇〇区高齢障害・支援課地域包括ケア推進担当係長兼務)＞

区レベルでの地域包括ケアシステム構築・推進の全体調整、在宅医療・介護連携の推進、第1層・第2層の生活支援コーディネーター（仮称）の総合的支援等に取り組みます。



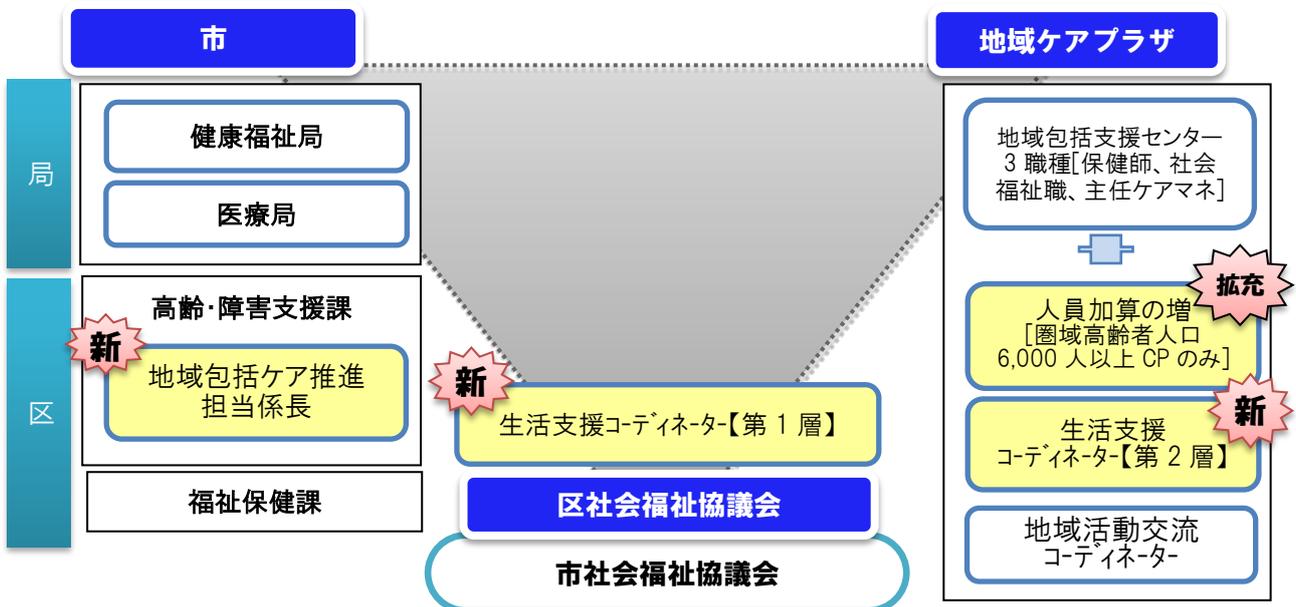
(3) 地域ケアプラザ(地域包括支援センター)の体制強化 <<健康福祉局予算概要 P12>>

地域包括支援センター3職種（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）について、圏域の高齢者人口が6,000人以上の施設における人件費加算の基準を見直し、職員を増員します。（高齢者人口6,000人の場合、標準配置の3人に加えて1人加配。以降、高齢者人口が3,000人増えるごとに1人ずつ加配。）

(4) 「地域包括ケア推進指針（仮称）」の策定 <<健康福祉局予算概要 P10>>

地域包括ケアシステムの構築は、市町村が地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。構築にあたっては、介護、医療、介護予防など幅広い分野にわたることから、多くの関係者の方々の協力が不可欠です。そのため、関係者間で共有するための行動計画として、「地域包括ケア推進指針（仮称）」を策定し、地域包括ケアシステムの目指す姿や目標、取組項目などを可視化することで、関係者が共通認識を持ち、連携をより深めながら、地域包括ケアを進めていきます。

【地域包括ケアの推進体制強化の全体像】





平成28年度 予 算 概 要

医 療 局
医療局病院経営本部

目 次

1	平成28年度予算案の考え方	・・・	1
2	平成28年度予算案について	・・・	2
3	主な取組	・・・	5
(1)	2025年に向けた医療機能の確保	・・・	5
(2)	在宅医療体制の充実・強化	・・・	6
(3)	総合的ながん対策の推進	・・・	7
(4)	小児、産科・周産期医療の充実	・・・	8
(5)	疾病対策等の推進	・・・	8
(6)	救急・災害医療体制の充実・強化	・・・	9
(7)	国際化に対応した医療提供体制の推進	・・・	10
(8)	先進的医療の推進	・・・	10
(9)	地域中核病院の支援	・・・	11
(10)	市立病院における質の高い医療の提供	・・・	11
(11)	市立病院の安定した経営	・・・	15
(12)	市民病院再整備の推進	・・・	19
4	事業別内訳	・・・	20

参考資料

【参考1】	市立病院の平成28年度予算案等	・・・	28
(1)	予算案	・・・	28
(2)	一般会計繰入金の詳細	・・・	31
【参考2】	みなと赤十字病院の収支の仕組み	・・・	34
【参考3】	市立病院の経営状況	・・・	35
【参考4】	用語解説	・・・	38

1 平成28年度 予算案の考え方

医療局・医療局病院経営本部は、市民の皆様が将来にわたって住み慣れた横浜で、安心・安全に暮らすことができるよう、最適な地域医療の提供に取り組めます。

2025年には、本市の高齢者人口が約100万人に達する見込みであり、また、平成27年6月の政府推計では、必要な病床数が、本市では約7,000床不足するとされています。その対策として、現在策定作業を進めている「地域医療構想」により本市の将来の医療需要を明確にし、医療機能の確保に向けた取組を進めます。

また、地域医療と福祉・介護の連携を推進する目的で各区に整備を進めてきた在宅医療連携拠点について、全18区での運営を開始し、在宅医療体制の充実・強化を図り、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を大きく加速させます。

本市の市民意識調査によれば、「災害」「病院」「救急医療」は、常に市民の関心の高い項目となります。

いざという時に必要とされる救急・災害医療体制について、本市では独自に小児など各種救急拠点病院を指定し充実を図ってきました。加えて、災害対策としては大規模災害の発災に備えた医薬品等の備蓄や非常用通信手段など整えており、今後も引き続き確保します。

また、「がん」による死亡者数は、市民の全死亡数の約3割を占め、死亡原因の第1位となっています。

平成26年度に施行された「横浜市がん撲滅対策推進条例」を踏まえ、がんによる死亡者の減少などに向けた総合的ながん対策や横浜市立大学の先進的医療を支援します。

さらに、観光・MICE施策の推進などによる来街者の増加を想定し、外国人が安心して受診できるよう国際化に対応した医療提供体制の推進に取り組めます。

市立3病院（市民病院、脳卒中・神経脊椎センター（YBSC）、みなと赤十字病院）では、救急医療や感染症医療等の政策的医療の充実や、入院前から在宅復帰に向けた患者支援体制の充実など地域医療全体への貢献に、中心的な役割を引き続き果たしていきます。その上で患者中心の医療を実現しより安全で質の高い医療サービスを提供するとともに、患者に選ばれ、信頼される病院としてホスピタリティの向上を進めます。

また、市民病院については、高度急性期医療を中心に担う病院として、平成32年度の移転開院に向け、着実に再整備事業を進めます。

平成28年度の診療報酬改定は、薬価を含めた全体で△1.03%の改定が予定されるなど、病院事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増します。加えて、企業債の償還等の影響もあり、平成28年度は資金残高の減少を予想しています。こうした状況を踏まえながら、「横浜市立病院中期経営プラン2015-2018」に基づき、自立的・持続的な健全経営を実現するため、医療機能と経営効率の双方をさらに高め、不断の経営改善を進め、市立病院のプレゼンスを發揮します。

市民の皆様が必要とする地域医療を将来にわたって実現していくための取組を進めてまいります。

2 平成28年度 予算案について

平成28年度予算案総括表

(1) 医療局

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成27年度	差引増△減	(%)
一 般 会 計	12,292,325	10,495,145	1,797,180	17.1
7款 健康福祉費	4,803,920	3,544,376	1,259,544	35.5
医療政策費	4,803,920	3,544,376	1,259,544	35.5
17款 諸支出金	7,488,405	6,950,769	537,636	7.7
病院事業会計繰出金	7,488,405	6,950,769	537,636	7.7
特 別 会 計	358,378	291,151	67,227	23.1
介護保険事業費会計	358,378	291,151	67,227	23.1

(2) 医療局病院経営本部 (病院事業会計)

【収益的収支】

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	差引増△減	(%)
収益的収入	32,270,432	31,450,969	819,463	2.6
市民病院	21,387,208	20,648,821	738,387	3.6
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	8,044,253	7,916,238	128,015	1.6
みなと赤十字病院	2,838,971	2,885,910	△ 46,939	△ 1.6
収益的支出 (特別損失、予備費を含む)	33,530,819	32,816,776	714,043	2.2
市民病院	22,287,165	21,679,615	607,550	2.8
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	8,407,717	8,272,420	135,297	1.6
みなと赤十字病院	2,835,937	2,864,741	△ 28,804	△ 1.0
収益的収支	△ 1,260,387	△ 1,365,807	105,420	
うち特別損益	△ 1,333,532	△ 1,486,609	153,077	
うち予備費	300,000	300,000	-	-
経常収支	373,145	420,802	△ 47,657	

※経常収支は、収益的収支から特別損益及び予備費を除いたものです。

【資本的収支】

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	差引増△減	(%)
資本的収入	4,938,280	4,855,305	82,975	1.7
市民病院	2,112,886	2,249,368	△ 136,482	△ 6.1
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	1,381,653	1,201,339	180,314	15.0
みなと赤十字病院	1,443,741	1,404,598	39,143	2.8
資本的支出	6,756,450	6,486,975	269,475	4.2
市民病院	2,880,678	2,996,578	△ 115,900	△ 3.9
脳卒中・神経脊椎センター(YBSC)	2,014,751	1,659,654	355,097	21.4
みなと赤十字病院	1,861,021	1,830,743	30,278	1.7
資本的収支	△ 1,818,170	△ 1,631,670	△ 186,500	

【参考1】上記のうち一般会計繰入金

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	差引増△減	(%)
一般会計繰入金	7,488,405	6,950,769	537,636	7.7
うち収益的収入	3,811,135	3,746,474	64,661	1.7
うち資本的収入	3,677,270	3,204,295	472,975	14.8

【参考2】予定キャッシュ・フロー

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	差引増△減	(%)
資金増△減額	△ 227,747	60,885	△ 288,632	

平成28年度予算案体系図

(1) 2025年に向けた医療機能の確保(18億1,417万円)

・2025年に向けた医療機能確保事業《新規》	18,000千円
・医療ビッグデータ活用事業《新規》	4,000千円
・医療政策推進事業	17,318千円
・医療に関する総合的な広報推進事業	5,000千円
・地域医療を支える市民活動推進事業	12,268千円
・ICTを活用した地域医療ネットワーク事業	37,292千円
・看護人材確保事業	486,321千円
・医師等人材確保対策事業	7,903千円
・医療政策人材育成事業	2,442千円
・横浜市医師会立看護専門学校再整備事業	1,223,622千円

(2) 在宅医療体制の充実・強化(3億6,789万円)

・在宅医療連携推進事業【介護保険事業費会計】	358,378千円
・在宅医療推進事業	9,508千円

(3) 総合的ながん対策の推進(1億5,000万円)

・総合的ながん対策推進事業	150,000千円
---------------	-----------

(4) 小児・産科・周産期医療の充実(4億5,362万円)

・産科医療対策事業	90,304千円
・産科拠点病院事業	41,063千円
・周産期救急医療対策事業	90,148千円
・小児救急医療対策事業	232,102千円

(5) 疾病対策等の推進(9,076万円)

・疾病対策推進事業	500千円
・疾病の重症化予防事業	551千円
・歯科保健医療推進事業	89,713千円

(6) 救急・災害医療体制の充実・強化(11億6,384万円)

・救急医療センター運営事業	325,854千円
・初期救急医療対策事業	363,882千円
・二次救急医療対策事業	370,292千円
・外国籍市民救急医療対策補助事業	578千円
・精神疾患を合併する身体救急医療体制事業	35,341千円
・救急・災害医療企画推進事業	16,484千円
・疾患別救急医療体制事業	3,176千円
・震災等医療事業	43,805千円
・災害対策訓練事業	1,094千円
・YMAT（横浜救急医療チーム）運営事業	3,336千円

(7) 国際化に対応した医療提供体制の推進(300万円)

・医療の国際化推進事業《新規》	3,000千円
-----------------	---------

(8) 先進的医療の推進(1億円)

・横浜臨床研究ネットワーク支援事業	100,000千円
-------------------	-----------

(9) 地域中核病院への支援(2億5,581万円)

・地域中核病院支援事業	255,814千円
-------------	-----------

～その他医療局予算～

・医療総務諸費	3,936千円
・医療局人件費	547,881千円
・医療機関整備資金貸付事業	211,392千円
・病院事業会計繰出金	7,488,405千円

(10) 市立3病院の経営(地方公営企業法の全部適用)

・病院事業会計(収益的収支)

	収入	支出	経常損益
病院事業会計	32,270,432千円	31,897,287千円	373,145千円
市民病院	21,387,208千円	21,153,522千円	233,686千円
脳卒中・神経脊椎センター	8,044,253千円	7,907,828千円	136,425千円
みなと赤十字病院※指定管理者	2,838,971千円	2,835,937千円	3,034千円

3 主な取組

(1) 2025年に向けた医療機能の確保

(18億1,417万円)

2025年の時点では、本市で約7,000床の病床が不足すると推計されています。今後、必要となる病床確保に向けた具体的な施策展開の基礎となる調査、企画、各医療機関との調整を行うとともに、ICTを活用した地域医療連携の効率化を進めます。また、市民・医療従事者等への啓発のための事業を計画的に実施するとともに、医療人材の確保を図ります。

ア 2025年に向けた医療機能確保事業《新規》

(1,800万円)

将来の医療需要を明確にし、医療機能を確保するため、地域医療構想を策定しています。そのため、疾病ごとの患者流動や地域における医療資源の立地状況などの調査、地域医療構想調整会議等の運営、シンポジウム、医療機関向けセミナーの開催、市民向け広報などの企画を実施します。

イ 医療ビッグデータ活用事業《新規》

(400万円)

多様な医療データの収集・分析ができる体制構築に向け、必要な要件や仕様を明確化し、基本計画にまとめます。また、分析結果は、医療政策への活用だけでなく、オープンデータとして積極的に市民へ公開します。

ウ ICTを活用した地域医療ネットワーク事業

(3,729万円)

本市に適したICTを活用した地域医療連携ネットワークについて、医療関係者やICT有識者を交えた協議会等を開催し、協議します。また、市内医療機関等が実施するICTを活用した地域医療連携に資する先進的な取組に対し、補助を行います。

エ 医療を担う人材の確保・育成

(17億2,029万円)

(ア) 看護人材確保事業 (4億8,632万円)

横浜市医師会立看護専門学校(菊名校・保土谷校)及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を助成します。また、市内における潜在看護師の再就職等を推進するため、複数の医療機関合同での復職支援事業に対して補助します。

(イ) 医師等人材確保対策事業 (790万円)

分娩を扱う医療機関において、子育て等で当直ができない医師の代替として非常勤医師が当直を行う場合、当直料の一部を補助します。

(ウ) 医療政策を担う職員の育成 (244万円)

医療政策に携わる職員の医療に関する業務知識や実務能力を高めるため、大学院への派遣研修や診療情報管理士の取得支援等を行います。

(エ) 横浜市医師会立看護専門学校の再整備事業

【中期】《拡充》(12億2,362万円)

老朽化した横浜市医師会立看護専門学校2校を統合し、移転・再整備するための建築・設備工事費等に対して補助します。(平成30年度開校)

(移転先：旧鶴見工業高校西側跡地)



(2) 在宅医療体制の充実・強化

(3億6,789万円)

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築が、急務となっています。

本市では、2025年には、要介護認定者が現在の約1.5倍に、在宅医療対象者が約1.7倍になると見込まれており、在宅医療と介護が切れ目なくかつ効率的に提供される体制の構築を目指します。

ア 在宅医療連携推進事業

(3億5,838万円 介護保険事業費会計)

・在宅医療連携拠点

横浜市医師会と協働し、在宅医療を担うかかりつけ医を増やし、在宅医療と介護の橋渡しを行う「在宅医療連携拠点」を新たに1区で整備し、18区全区で運営します。

・在宅療養移行支援事業

退院しても在宅で安心して療養できるよう、病院と介護関係者がスムーズに連携していくための情報共有ツール等を関係者と意見交換しながら作成します。

イ 在宅医療推進事業《新規》

(951万円)

・在宅医療基礎調査

在宅医療需要の現状分析や将来予測を行い、施策立案の基礎とするため、調査を実施します。

・都市型有床診療所整備検討調査

本市における有床診療所の現状及び地域医療への支援効果について、調査を実施します。

ウ 市立病院における地域包括ケアシステムの構築支援 (病院事業会計：詳細はP.13)

近隣の急性期病院や診療所等との病病・病診連携の推進や在宅医療連携拠点、訪問看護ステーション等との連携を強化するとともに、研修会等の開催を通じて、地域医療人材の育成を進めます。

また、PFM[※]を推進し、入院前から在宅復帰に向けた患者支援体制を充実します。

※ PFM (Patient・Flow・Management)

入退院に関連する部門が連携し、早期から患者の身体的・社会的側面等をとらえ、入院前から退院後の生活も視野に入れて支援し、患者側の不安感を軽減し、病院と地域との間で切れ目なく医療を提供する仕組み。

(3) 総合的ながん対策の推進

(1億5,000万円)

横浜市がん撲滅対策推進条例に基づき、がん診療連携拠点病院等との連携、市民への広報、がん患者の就労支援、専門看護師等人材育成の推進、小児がん対策、緩和ケアの充実、がん研究に対する支援等を行います。また、全市的な取組を進め、その状況を「横浜市がん撲滅対策推進条例に基づく実施状況について」として市会へ報告します。

ア がん対策の推進【中期】

(1億円)

(ア) がん患者の就労支援

社会保険労務士による相談の実施等により、働く世代のがん患者の仕事に関する不安に対応します。

(イ) がん患者に対するウィッグ（かつら）購入経費の補助（新規）

がんの治療による抗がん剤の副作用等で頭髪の脱毛に悩む患者の社会参加や就労を支援するため、ウィッグ（かつら）購入経費の一部を補助します。

(ウ) 若年者への在宅ターミナルケア支援（新規）

20～39歳で末期がんと診断された方の在宅生活を支援するため、訪問介護や福祉用具の貸与にかかる経費の一部を補助します。

(エ) 専門看護師等認定資格取得に要する経費補助

患者の生活の質を重視し、より質の高い看護を提供する専門看護師や認定看護師等の資格を持つ医療人材を増やすため、資格取得にかかる経費の一部を補助します。

(オ) 小児がんに関する調査の実施

小児がん医療の充実や、日常生活や就学・就労等の課題を把握するため、小児がん患者の保護者を対象としたアンケート調査を実施します。

(カ) 緩和ケア病床の整備費補助

緩和ケアを受けられる環境を充実するため、整備費の一部補助を行うことにより、緩和ケア病床の整備を促進します。

イ 横浜市立大学におけるがん研究への支援【中期】

(5,000万円)

横浜市立大学が行う先進的ながん研究に対し、医薬品や材料費など治療に係る経費や研究を支援する人材に係る経費を助成することにより、市内で提供される医療の質向上を図ります。

ウ 市立病院における診療機能の強化（病院事業会計：詳細はP.12）

検診から診断、治療、緩和ケアまでがんに関する診療体制を充実し、総合的な対応や集学的な治療の充実・先進的で質の高い医療を提供します。

(4) 小児、産科・周産期医療の充実

(4億5,362万円)

ア 産科医療対策事業

(9,030万円)

市内で出産できる環境を充実させるため、産科病床の増床や、産科医師を増員する医療機関に対し、施設整備費や人件費の一部を助成します。

イ 産科拠点病院事業

(4,106万円)

産科拠点病院に体制確保費等の助成を行います。

(指定病院) 横浜労災病院、横浜市立市民病院、[※] 済生会横浜市南部病院

※ 横浜市立市民病院は繰出金による対応

ウ 小児・周産期救急医療対策事業

(3億2,225万円)

小児や周産期の救急患者の受入体制を確保するため、24時間365日小児救急の受入に対応する小児救急拠点病院や周産期の三次救急を担う聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の周産期センターの体制確保などに係る経費の助成を行います。

【小児救急拠点病院（7か所）】※

済生会横浜市東部病院
横浜労災病院
昭和大学横浜市北部病院
横浜市立市民病院
国立病院機構横浜医療センター
横浜市立みなと赤十字病院
済生会横浜市南部病院

【神奈川県周産期救急医療システム基幹（三次救急）病院】

聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
横浜市立大学附属市民総合医療センター
神奈川県立こども医療センター

※ 市民病院及びみなと赤十字病院は、繰出金による対応

(5) 疾病対策等の推進

(9,076万円)

ア 疾病の重症化予防事業

(55万円)

健康福祉局と連携し、健康アクション事業の一つとして、医療機関との連携、個別の保健指導等を実施することにより、糖尿病の重症化予防を進めます。

イ 歯科保健医療推進事業

(8,971万円)

夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者歯科診療及び通院困難者等訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営に対し、支援を行います。

(6) 救急・災害医療体制の充実・強化

(11億6,384万円)

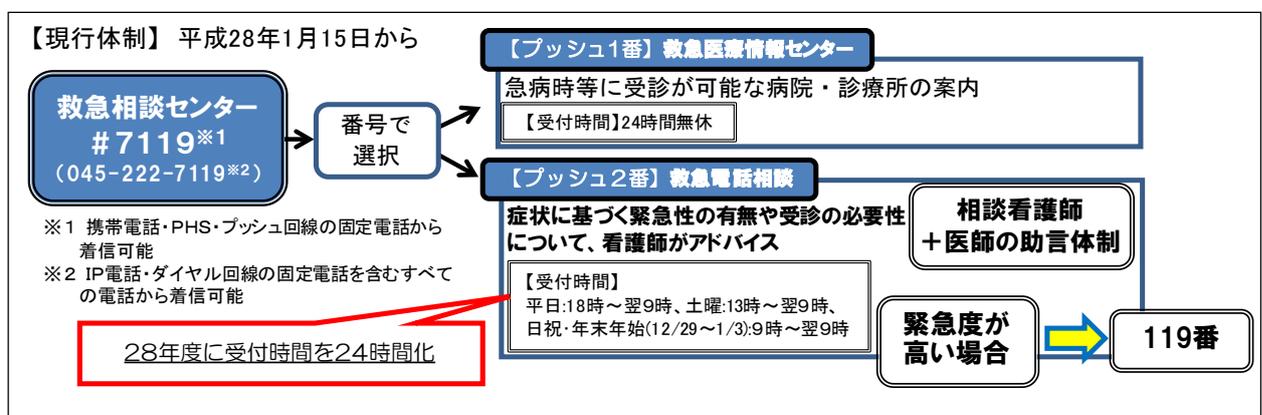
平常時において、緊急度・重症度や疾患別に応じた最適な救急医療を提供できる体制を構築するとともに、災害時において、関係機関が連携することで、市内の医療資源の総力を結集し、人的被害を最小限にする災害医療体制を構築します。

ア 初期救急医療対策事業《拡充》

(6億8,973万円)

休日・夜間等の医療機関の診療時間外に受診可能な医療機関を確保するため、夜間急病センター及び休日急患診療所の運営に対し支援を行います。急な病気やけがのとき、緊急性や受診の必要性をアドバイスする救急電話相談（#7119）について、受付時間を拡大し、24時間化します。

【横浜市救急相談センター】



イ 二次救急医療対策事業

(4億2,501万円)

夜間・休日の二次救急の受入体制を強化するため、24時間365日受入に対応する二次救急拠点病院（24病院）及び輪番日の受入に対応する病院に対して、体制確保に係る経費の助成を行います。

ウ 小児・周産期救急医療対策事業<再掲>

(3億2,225万円)

小児や周産期の救急患者の受入体制を確保するため、24時間365日小児救急の受入に対応する小児救急拠点病院や周産期の三次救急を担う聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の周産期センターの体制確保などに係る経費の助成を行います。

エ 救急病院間映像伝送システム導入検討

(86万円)

大規模な事故による多数傷病者発生時などに、病院間で救急患者受入の連携を円滑に行えるよう、リアルタイムに患者状況を映像伝送するシステムの導入に向けて、調査を行います。

オ 災害医療対策事業

(4,824万円)

災害時に医療救護隊が使用する医薬品・資器材の管理・更新のほか、市内薬局に備蓄している医薬品の循環備蓄による管理委託を行います。

また、災害時の医療関係機関との情報共有や被災状況の収集のため、非常用通信機器（MC A無線、衛星携帯電話）による連絡体制を確保します。

(7) 国際化に対応した医療提供体制の推進

(300万円)

国際局が平成25年度に実施した「横浜市外国人意識調査」によると、医療に関することは困りごとの上位にあがっています。今後、観光・MICE施策の推進、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催など、本市来街外国人の数は増加が見込まれます。それに伴い、外国人が安心して受診できる医療体制を整備する必要があります。そのため、国際的な医療機関としての認証制度であるJCI (Joint Commission International) を目指す医療機関に対する受審費用の補助を行います。

ア 医療の国際化推進事業《新規》

(300万円)

JCI認証取得を目指す市内医療機関に対して、受審費用の一部を支援するとともに、受審に向けた調整を行います。平成28年度は、1つの医療機関に対して認証取得に向けた支援を行います。

(8) 先進的医療の推進

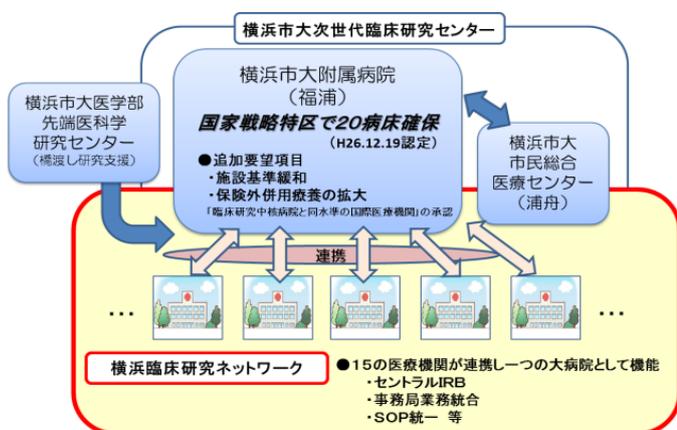
(1億円)

本市の臨床研究・治験を推進していくため、横浜市立大学の「横浜臨床研究ネットワーク」による、臨床研究・治験の効率化・加速化・質の向上を図るとともに、研究成果の早期社会還元を支援します。また、連携大学院の取組を推進します。

ア 横浜臨床研究ネットワーク支援事業【中期】

(1億円)

国家戦略特区において、市内・県内の医療機関が相互に連携し、治験等を迅速かつ円滑に実施するためのネットワークについて、中心的役割を果たし、将来的に臨床研究中核病院への指定を目指す横浜市立大学を支援します。



横浜臨床研究ネットワーク参加医療機関一覧

(平成28年2月現在)

	病 院 名	病床数
1	横浜市立市民病院	650
2	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	300
3	横浜市立みなと赤十字病院	634
4	横浜市立大学附属病院	654
5	横浜市立大学附属市民総合医療センター	726
6	国立病院機構横浜医療センター	510
7	済生会横浜市南部病院	500
8	神奈川県立がんセンター	415
9	神奈川県立こども医療センター	419
10	神奈川県立循環器呼吸器病センター	239
11	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	655
12	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	735
13	横須賀市立市民病院	482
14	藤沢市民病院	536
15	横須賀市立うわまち病院	417
	合 計	7,872

イ 横浜市立大学におけるがん研究への支援〈再掲〉【中期】

(5,000万円)

横浜市立大学が行う先進的ながん研究に対し、医薬品や材料費など治療に係る経費や研究を支援する人材に係る経費を助成することにより、市内で提供される医療の質向上を図ります。

ウ 連携大学院の推進（病院事業会計：詳細はP.12）

横浜市立大学との間における連携大学院の取組を拡大し、大学・病院双方の教育・研究機能や地域医療に携わる人材育成機能の一層の充実を図ります。

(9) 地域中核病院の支援

(2億5,581万円)

ア 再整備への調整

(14万円)

老朽化・狭隘化への対応が必要となっている済生会横浜市南部病院の再整備など、地域医療を維持するための調整を行います。

イ 建設資金に対する利子への補助

(2億5,559万円)

昭和大学横浜市北部病院及び済生会横浜市東部病院が、病院建設時に借り入れた資金における利子に対して補助します。

【地域中核病院】

病 院 名	所在区	病床数	開院年月
済生会横浜市南部病院	港南区	500床	昭和58年6月
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区	518床	昭和62年5月
横浜労災病院	港北区	650床	平成3年6月
昭和大学横浜市北部病院	都筑区	689床	平成13年4月
済生会横浜市東部病院	鶴見区	560床	平成19年3月
国立病院機構横浜医療センター	戸塚区	510床	平成22年4月

(10) 市立病院における質の高い医療の提供

「横浜市立病院中期経営プラン2015-2018」に基づき、超高齢社会の中で、市民の医療ニーズに対応できるよう、政策的医療を中心とした医療機能の充実や地域医療全体への貢献に向けた先導的な役割の発揮を図るとともに、経営力を強化し、市立病院のプレゼンスを発揮します。

ア 医療機能の充実

がん対策や救急・災害医療とともに、感染症医療や脳卒中医療、アレルギー疾患等の政策的医療への取組を一層充実・強化するほか、先進的医療への取組も推進することで、市立病院としての役割を果たします。

また、横浜市立大学と人材交流や共同研究、連携大学院の取組を通じて先進的医療との連携を図るなど、学術及び医療技術の発展に寄与します。

(ア) がん対策

- ・ 検診から診断、治療、緩和ケアまでがんに関する診療体制を充実し、総合的な対応や集学的な治療の充実・先進的で質の高い医療を提供します。(市民・みなど)
- ・ 正常組織に対する照射線量を抑えつつ、腫瘍部分に集中的に放射線を照射するIMRT(強度変調放射線治療)を実施し、治療効果の向上や患者の身体的負担の軽減を図ります。(市民)
- ・ 腫瘍内科の専門医を採用するなど、外来化学療法の実施体制を充実します。(市民)
- ・ 患者の不安感を軽減するためピアサポート(※「がん」経験者やその家族が、体験を共有し、互いに考えること)を実施し、患者への支援体制を充実します。また、ハローワークや社会保険労務士と連携した就職・就労支援を引き続き実施します。(市民)

(イ) 政策的医療や先進的医療の更なる推進

- ・ 国内外の災害に対応する日本赤十字社のノウハウの活用や市立病院間の連携による災害医療体制の構築・充実を図ります。(3病院)
- ・ 県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、エボラ出血熱など一類感染症に対応するため、関係機関と連携した患者受入れ訓練を充実します。(市民)
- ・ ロボット型運動訓練装置等を活用した先進的なリハビリテーションを推進します。(YBSC)
- ・ 神経内科医の増員により脳卒中医療の一層の充実を図るとともに、反復磁気刺激装置などを活用した先進的な治療への取組を推進します。(YBSC)
- ・ 教育委員会・市医師会と連携して、28年4月からの学校健診における運動器検診義務化に対応します。(YBSC)
- ・ 気象観測データを活用し、ぜん息治療・予防等を行うなどアレルギー対策を充実します。(みなど)



【災害対応総合訓練の実施(市民病院)】

(ウ) 横浜市立大学との連携強化

- ・ 若手医師の研究・教育環境の充実及び人材交流の促進に向け、27年4月から市民病院の麻酔科において開始した連携大学院の取組をYBSCにも拡大します。(市民・YBSC)
- ・ 今後患者の増加が見込まれる心臓血管外科等の医師体制を充実します。(市民)
- ・ 民間製薬企業、市大及びYBSCの産学官連携による臨床研究ネットワークを活用した治験を推進します。(市民・YBSC)

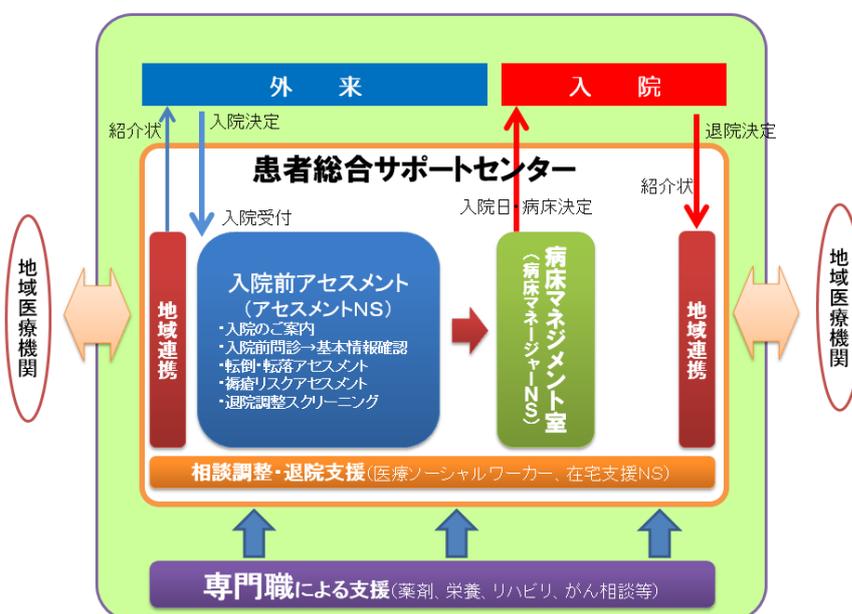
イ 地域医療全体への貢献

地域医療を担う人材の育成や医療情報の共有等、地域包括ケアシステムの構築に向けて各病院の機能を活かし、市立病院としての役割を果たしていきます。また、かかりつけ医や在宅訪問医等の診療所や在宅医療連携拠点等との連携を進め、急性期後の患者の在宅への復帰等を支援します。

(ア) 地域包括ケアシステムの構築支援

- ・ 病院の機能にあわせた紹介・逆紹介の推進やICTを活用した医療情報の共有等、近隣の病院や診療所等との病病・病診連携を推進します。 (3病院)
- ・ 急性期後の患者や在宅療養中の患者に対し在宅復帰や地域での生活に向けた支援等専門病院としての機能を活かした幅広い在宅支援医療を提供します。 (YBSC)
- ・ 在宅医療連携拠点、訪問看護ステーション等との連携を強化します。 (3病院)
- ・ 地域医療従事者を対象とする研修を実施するなど地域医療人材の育成に取り組みます。 (3病院)
- ・ 入院患者が早期に安心して地域での生活に戻れるようにするため、入院する患者や家族の身体的・社会的課題を正しく把握するための入院前面談を拡充するとともに、薬剤師・管理栄養士、MSW (医療ソーシャルワーカー) 等の専門職による支援体制を充実し、PFMを推進します。 (市民)

【PFMのイメージ図】



ウ 経営力の強化

各病院の経営資源を最大限活用し増収を図るとともに、材料費等の経費の節減に取り組みます。また、業務の改善・効率化を推進し、医療の質を向上させるとともに、職員が働きやすい職場づくりを行います。

あわせて、病院を利用するすべての人に信頼され、安心して気持ちよく利用していただくためホスピタリティの向上を図ります。

(ア) 収益確保・経費節減

- ・ 救急患者の受入、地域医療機関との連携強化、効率的なベッドコントロール等により、より多くの新入院患者を受け入れます。 (3病院)
- ・ 手術室の効率的運用に向け、手術枠や業務手続を見直し、手術ニーズへの対応力を向上します。 (市民)

- ・ 新物流システムの活用による診療材料の効率的な調達、在庫管理の徹底による在庫の適正化、他病院等とのコスト比較分析などにより材料費を節減します。 (市民・YBSC)

(イ) 人材の確保・育成や働きやすい職場環境の整備

- ・ 医師の研修制度として新たに導入される専門医制度（29年4月～）に的確に対応するため、必要とされる研修プログラムの整備や関連大学との連携を強化します。また、臨床研修医についても、引き続き確保に努めます。 (3病院)
- ・ 科学研究費補助金の確保等により、研究環境を充実します。 (市民・YBSC)
- ・ 看護業務の質の向上や効率化に向け、2交代制勤務を拡大します。 (市民)
- ・ 業務改善等を通じた働き方の見直しにより超過勤務を削減します。 (市民・YBSC)
- ・ 年功序列型の給与体系を見直し、職員の意欲・能力に応じた評価によって専門性がより発揮できる人事給与制度を導入します。 (市民・YBSC)

(ウ) ホスピタリティの向上

- ・ 患者目線に立ち、職員の接遇力向上、院内清掃の改善、駐車場・採血検査・会計等の待ち時間の短縮に取り組みます。 (市民・YBSC)
- ・ 快適な療養環境を提供するため特別室にコンシェルジュを配置し、利用率の向上にも繋がります。 (みなど)

(11) 市立病院の安定した経営

ア 市民病院

市民病院は、急性期を中心とした総合的な病院であり、「がん」「救急」「周産期」「感染症」等、地域から必要とされる政策的医療及び高度急性期医療に積極的に取り組んでいます。

平成32年度の新病院開院を目指して再整備を進めており、これを見据え、より一層の医療機能の充実・強化を図るとともに、経営改善の取組を進め、将来にわたって黒字を維持できるための経営基盤づくりを進めます。

(ア) 収支目標と主な経営指標

※予算案の詳細はP28

		26年度 決算	27年度 算	27年度 決算見込	対前年度 決算	28年度 予算案	対前年度 予算案
収 支 目 標	経常収支	6.17億円	2.56億円	2.88億円	—	2.34億円	—
	入院収益	128.34億円	136.69億円	131.57億円	2.5%	138.36億円	1.2%
	外来収益	44.59億円	47.39億円	47.05億円	5.5%	52.49億円	10.8%
経 営 指 標	一般病床利用率	88.7%	90.0%	88.9%	0.2p	90.0%	0.0p
	入院診療単価	63,508円	66,500円	64,821円	2.1%	67,500円	1.5%
	外来診療単価	13,984円	15,000円	14,348円	2.6%	16,000円	6.7%
	給与費 対医業収益比率	58.7%	59.3%	57.9%	△0.8p	58.8%	△0.5p

※給与費対医業収益比率における医業収益は、一般会計繰入金を除いた金額です。

(イ) 業務量

		26年度 決算	27年度 算	27年度 決算見込	対前年度 決算	28年度 予算案	対前年度 予算案	
業 務 量	(一日平均) 入院患者数	(554人) 202,086人	(562人) 205,546人	(555人) 202,975人	0.4%	(562人) 204,984人	△0.3%	
	(一日平均) 外来患者数	(1,307人) 318,869人	(1,300人) 315,900人	(1,350人) 327,954人	2.8%	(1,350人) 328,050人	3.8%	
	がん検診 受診者数	一次	27,501人	28,045人	27,934人	1.6%	28,800人	2.7%
		二次	9,698人	10,113人	9,961人	2.7%	10,156人	0.4%

(ウ) 病院概要

開院	昭和35年10月18日	
所在地	保土ヶ谷区岡沢町56番地	
敷地面積	20,389㎡	
建物延床面積	病院 37,292㎡ がん検診センター 4,212㎡ 付属施設 1,745㎡	
病床数	650床 (一般624床、感染症26床)	
職員数	918人 (平成28年1月現在) うち 医師 132人 (他に研修医・研究医72人) 看護職員 594人	
診療科	33科	

イ 脳卒中・神経脊椎センター（YBSC）

脳卒中・神経脊椎センターは、中枢神経全般に対応する公立の専門病院として医療機能の充実を図りながら経営改善に努めてきました。

今後は、病院ブランドの確立に向け、優れた医療の提供はもとより、先進的な医療の実践、新たな診断・治療法の研究・開発に取り組みます。

平成27年度は、開院以来初となる経常黒字を達成する見込みです。今後も一層の経営改善を進め自立的な経営を実現させていきます。

（ア）収支目標と主な経営指標

※予算案の詳細はP29

		26年度 決算	27年度 算	27年度 決算見込	対前年度 決算	28年度 予算案	対前年度 予算案
収 支 目 標	経常収支	△0.36億円	1.44億円	1.08億円	—	1.36億円	—
	入院収益	40.29億円	44.48億円	42.12億円	4.6%	46.54億円	4.6%
経 営 指 標	外来収益	5.27億円	6.58億円	5.38億円	2.0%	7.17億円	9.1%
	病床利用率	77.1%	82.7%	80.6%	3.5p	85.0%	2.3p
	入院診療単価	47,703円	49,000円	47,599円	△0.2%	50,000円	2.0%
	外来診療単価	11,982円	12,300円	11,799円	△1.5%	12,300円	0.0%
給与費 対医業収益比率	85.4%	82.8%	82.3%	△3.1p	81.2%	△1.6p	

※給与費対医業収益比率における医業収益は、一般会計繰入金を除いた金額です。

（イ）業務量

		26年度 決算	27年度 算	27年度 決算見込	対前年度 決算	28年度 予算案	対前年度 予算案
業 務 量	(一日平均)	(231人)	(248人)	(242人)		(255人)	
	入院患者数	84,459人	90,768人	88,500人	4.8%	93,075人	2.5%
	(一日平均)	(180人)	(220人)	(188人)		(240人)	
外来患者数	43,999人	53,460人	45,579人	3.6%	58,320人	9.1%	

（ウ）病院概要

開院	平成11年8月1日	
所在地	磯子区滝頭一丁目2番1号	
敷地面積	18,503㎡	
建物延床面積	病院(地下駐車場等を含む) 35,324㎡ 介護老人保健施設 3,413㎡ 職員宿舎 3,056㎡	
病床数	300床	
職員数	425人 (平成28年1月現在)	
	うち 医師 23人 (他に嘱託医5人)	
	看護職員 246人	
診療科	10科	
介護老人保健施設	定員 入所80人 通所33人	
※介護老人保健施設は、指定管理者による運営及び利用料金制を導入しています。		

ウ みなと赤十字病院

みなと赤十字病院は、日本赤十字社を指定管理者として市との協定に基づいて救急、アレルギー疾患、災害時医療などの政策的医療等を安定的に提供しています。

また、市としては平成28年度も引き続き質の高い医療が提供されるよう指定管理者の取組の点検・評価を行ってまいります。

(ア) 病院事業会計における経常収支

※予算案の詳細はP30

		26年度 決	27年度 算	27年度 決算見込	対前年度 決	28年度 予算案	対前年度 算
収支 目標	経常収支	△0.50億円	0.21億円	0.09億円	—	0.03億円	—

(イ) 日本赤十字社の収支目標と主な経営指標〈日本赤十字社決算報告書、事業計画書より〉

		26年度 決	27年度 算	27年度 決算見込	対前年度 決	28年度 予算案	対前年度 算
収支 目標	経常収支	0.16億円	2.71億円	2.70億円	—	2.86億円	—
	入院収益	139.02億円	142.19億円	146.72億円	5.5%	149.51億円	5.1%
	外来収益	33.42億円	33.41億円	35.07億円	4.9%	35.74億円	7.0%
経営 指標	一般病床利用率	86.4%	87.7%	86.3%	△0.1p	86.5%	△1.2p
	入院診療単価	71,376円	72,463円	75,557円	5.9%	76,992円	6.3%
	外来診療単価	11,887円	11,792円	12,451円	4.7%	12,688円	7.6%
	給与費 対医業収益比率	49.2%	49.2%	48.0%	△1.2p	48.3%	△0.9p

(ウ) 業務量〈日本赤十字社決算報告書、事業計画書より〉

		26年度 決	27年度 算	27年度 決算見込	対前年度 決	28年度 予算案	対前年度 算
業 務 量	(一日平均) 入院患者数	(534人) 194,773人	(536人) 196,224人	(531人) 194,191人	△0.3%	(532人) 194,191人	△1.0%
	(一日平均) 外来患者数	(1,152人) 281,169人	(1,166人) 283,343人	(1,159人) 281,673人	0.2%	(1,159人) 281,673人	△0.6%

(エ) 病院概要

開院	平成17年4月1日	
所在地	中区新山下三丁目12番1号	
敷地面積	28,613㎡	
建物延床面積	74,148㎡ (地下駐車場等を含む)	
病床数	634床 (一般584床、精神50床)	
職員数	1,068人 (平成28年1月現在)	
	うち 医師	101人 (他に後期研修医・嘱託医87人)
	看護職員	603人
診療科	36科	

エ 一般会計からの繰入金

(ア) 基本的な考え方と見直し内容

- ・ 一般会計繰入金については、総務省繰出基準外の繰入金を原則行わない現行の枠組みを維持しながら、基準内の繰入項目についても見直しを進めてきました。
- ・ これまでの経営改善の取組により、政策的医療等に対する繰入金は、提供する医療の質の向上を図りながら、平成17年度の公営企業法の全部適用以降、減額を進めてきました。
- ・ 建設改良費等に対する繰入金については、再整備事業を含め、一般会計繰入金の総額を抑制・平準化できるよう計画的な投資・償還を行い、その上で必要な額を繰入れ、市民のための医療機能の充実を図っています。

(イ) 一般会計繰入金の性質別推移

※各病院の繰入金内訳 P31 (単位:億円)

	17年度 決算	18年度 決算	19年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	26年度 決算	27年度 決算 見込み	28年度 予算 (案)
政策的医療	35.4	32.1	31.2	30.7	28.6	28.4	27.6	25.5	25.9	26.0	24.6	24.4
市民病院	12.7	9.5	9.3	8.9	7.5	7.4	7.0	5.6	6.2	6.1	5.0	5.0
脳卒中・神経脊椎センター	19.1	19.3	18.9	18.6	17.9	17.8	17.3	16.6	16.5	16.6	16.3	16.3
みなと赤十字病院	3.6	3.3	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.2
旧港湾病院(平成17年3月閉院)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公営企業の性格上発生する経費	3.9	4.2	4.1	4.5	5.2	6.0	7.6	7.1	5.8	6.4	5.4	6.9
市民病院	2.6	2.8	2.7	3.0	3.6	4.1	5.2	4.9	4.3	4.7	3.4	4.9
脳卒中・神経脊椎センター	1.3	1.4	1.3	1.5	1.6	1.9	2.4	2.2	1.6	1.7	2.1	2.1
みなと赤十字病院	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
旧港湾病院(平成17年3月閉院)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設改良費	45.6	33.3	23.4	26.5	32.9	32.9	34.4	40.6	36.3	35.0	38.8	41.1
市民病院	5.1	5.2	4.4	5.1	4.9	4.9	4.8	9.2	6.9	6.4	9.8	10.2
脳卒中・神経脊椎センター	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	10.2	12.5	10.4	9.7	10.2	12.1
みなと赤十字病院	10.9	13.4	10.1	12.4	19.1	19.0	19.3	18.9	18.9	18.8	18.8	18.8
旧港湾病院(平成17年3月閉院)	20.7	5.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	85.0	69.5	58.7	61.7	66.7	67.2	69.6	73.3	68.0	67.4	68.8	72.5
市民病院	20.4	17.4	16.4	17.1	16.0	16.4	17.0	19.6	17.4	17.2	18.1	20.0
脳卒中・神経脊椎センター	29.3	29.5	29.1	29.0	28.4	28.6	29.9	31.4	28.5	28.1	28.6	30.5
みなと赤十字病院	14.5	16.7	13.1	15.5	22.2	22.3	22.6	22.3	22.2	22.1	22.1	22.0
旧港湾病院(平成17年3月閉院)	20.7	5.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

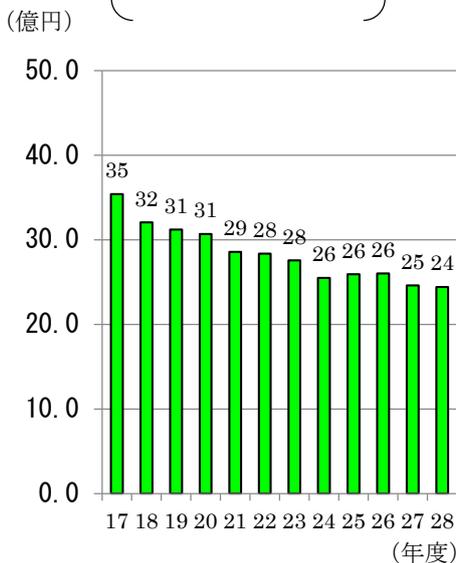
※各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※発生主義に基づき分類しているため、各年度の予算額と一致しない場合があります。

※過年度精算額は含めておりません

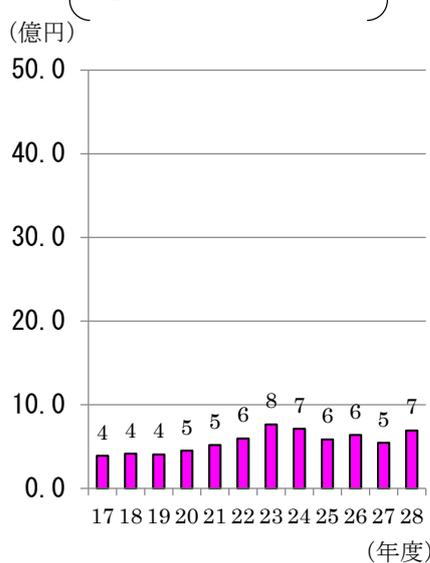
政策的医療

救急、感染症、脳血管疾患等の不採算医療に係る経費等



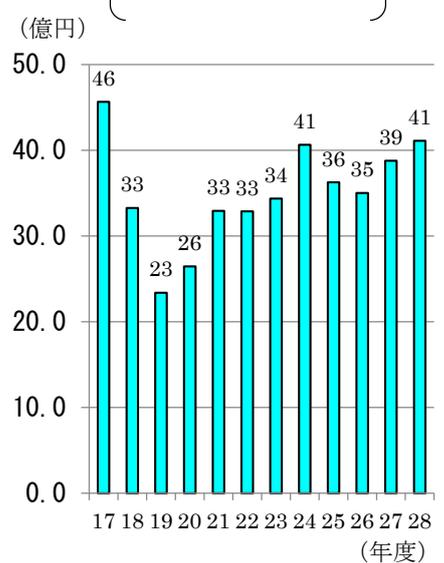
公営企業の性格上発生する経費

・基礎年金拠出金公的負担
・地共済追加費用負担
・児童手当



建設改良費

企業債の元利償還等



(12) 市民病院再整備の推進

新しい市民病院は、高度急性期医療を中心的に担う病院として、現在、基本設計を進めています。

平成28年度は、新病院の実施設計に取り組むとともに、院内システムの検討、ESP（エネルギーサービスプロバイダー）及び利便施設の事業者選定等を行います。

引き続き、三ツ沢公園に隣接する特性を活かし、周辺一帯を災害対策の拠点と位置づけるとともに、地域のにぎわいを創出し、魅力を高めるために健康づくり施策等とも連携しながら事業を進めていきます。



新病院の概要

- (1) 病床数：650床（うち感染症病棟 26床）
- (2) 計画外来患者数：1,200人/日程度
- (3) 診療科数等：現行33科の診療領域を維持しつつ、機能に応じた再編を検討
- (4) 延床面積：60,000㎡以上
(病床1床あたり90㎡以上、現状66.5㎡)

※総事業費は、現時点で約426億円と想定しており、病院事業全体に対する一般会計負担金が大幅に増加することがないよう事業を進めます。

ア 平成28年度予算案について

	予算額	説明
委託費	5.0億円	実施設計、業務支援等
その他	1.9億円	給与費、事務費等
計	6.9億円	

イ 具体的な取組事項

(ア) 実施設計及び院内システムの検討

平成26～27年度の基本設計を踏まえ、より詳細な設計図面を作成する「実施設計」に取り組みます。病院設備の全体構成ほか、配置や動線、設備、仕様等について具体化し、平成29年度に入札・着工を目指しています。また、実施設計と並行して、新病院における情報や物流等のシステムについて検討を進めます。

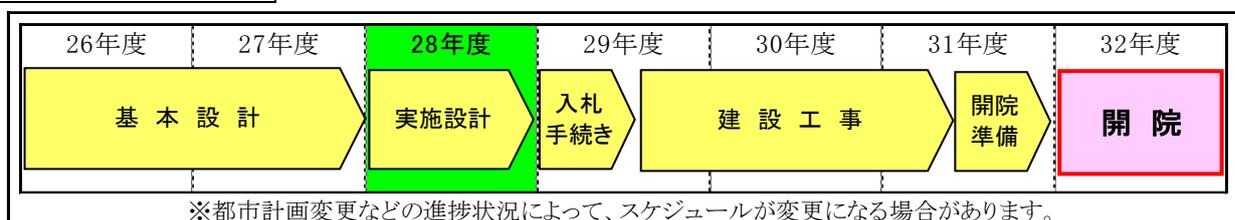
(イ) ESP（エネルギーサービスプロバイダー）及び利便施設の事業者選定

病院に供給されるエネルギー（電気、ガス、熱）について、病院側の建設コストの抑制、エネルギーの安定供給を目的として建屋・設備の導入からエネルギー供給までを一体的に担う事業者（プロバイダー）を選定します。また来院者や職員等が利用するレストラン、カフェ、コンビニエンスストア等について、民間事業者による整備・運営を基本とし、質の高いサービスを提供するため、事業者選定を進めます。

(ウ) 都市計画の変更手続き

公園を病院敷地に転換するため、都市計画の変更手続きを行います。

ウ 全体スケジュール



4 事業別内訳

1	2025年に向けた医療機能の確保		事業内容
	本 年 度	5,659万円	1 医療機能確保対策 5,659万円 (1) 2025年に向けた医療機能確保事業《新規》1,800万円 将来に見込まれる医療需要を満たすため、医療施設の整備が必要になることも見据え、基礎となる調査や、市民向けの広報などを実施します。 (2) 医療ビッグデータ活用事業《新規》 400万円 医療データの収集・分析ができる体制構築に向け、必要な要件や仕様を明確化し、基本計画にまとめます。また、分析結果は、医療政策への活用だけでなく、オープンデータとして積極的に市民へ公開します。 (3) 医療に関する総合的な広報推進事業 500万円 医療政策に関する様々な情報を広く市民に発信し、多言語対応や、メディア等を活用した積極的な広報を行います。 (4) 地域医療を支える市民活動推進事業 1,227万円 小児救急医療の適正受診の啓発を推進するため、地域の子育て支援団体、医療機関等との協働により、区役所、地域子育て支援拠点での講座等の啓発活動を行います。また、市大医学生・看護学生による小中学生を対象とした医療教育への支援等を実施します。
	前 年 度	6,679万円	
	差 引	△ 1,020万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	377万円	
	市 費	5,281万円	

2	ICTを活用した地域医療連携の推進		事業内容
	本 年 度	3,729万円	1 ICTを活用した地域医療連携の推進 3,729万円 (1) ICTを活用した地域医療連携ネットワーク協議会等（7回）の開催・運営 医療関係者やICT有識者が集う場で、本市に適した地域医療連携ネットワークについて検討します。 (2) モデル事業の実施（3事業） 市内医療機関等による、ICTを活用した先進的な地域医療連携に対して補助します。 (3) シンポジウムの開催（1回） ICT活用に関する、医療関係者間での認識共有を目的としたシンポジウムを開催します。
	前 年 度	3,729万円	
	差 引	0	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市 費	3,729万円	

3	医療を担う人材の確保・育成		事業内容
	本 年 度	4億9,667万円	1 医療人材の確保 4億9,667万円 (1) 看護人材確保対策 4億8,632万円 横浜市医師会立看護専門学校(菊名校・保土谷校)及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を助成します。また、市内における潜在看護師の再就職等を推進するため、複数の医療機関合同での復職支援事業に対して補助します。(応募病院8か所で各2回の研修を実施)
	前 年 度	5億1,964万円	(2) 医師等人材確保対策 790万円 子育て等に配慮した働きやすい職場環境を整備するため、当直医師の確保を行う医療機関に対する支援等を行います。
	差 引	△ 2,297万円	(3) 医療政策人材育成 244万円 医療政策に携わる職員の医療に関する業務知識や実務能力を高めるため、大学院への派遣研修や診療情報管理士の資格取得支援等を行います。
本年度の財源内訳	国	—	ア 大学院派遣研修派遣先 多摩大学大学院(継続:1人)
	県	—	イ 取得支援対象資格 診療情報管理士(新規:4人、継続:1人) 病院経営管理士(新規:1人)
	その他	—	
	市 費	4億9,667万円	

4	横浜市医師会立看護専門学校再整備		事業内容
	本 年 度	12億2,362万円	1 横浜市医師会立看護専門学校再整備 12億2,362万円 (1) 横浜市医師会立看護専門学校再整備(拡充) 老朽化した横浜市医師会立看護専門学校2校を統合し、移転・再整備するための建築・設備工事費等に対して補助します。(平成30年度開校) (移転先:旧鶴見工業高校西側跡地)
	前 年 度	3,927万円	ア 敷地面積 7,000㎡
	差 引	11億8,435万円	イ 延床面積 増築棟:4,884㎡(地上3階建) 既存体育館棟:5,728㎡(地下2階地上4階建)
本年度の財源内訳	国	—	ウ 統合校の定員数 520人 (内訳) 3年課程全日制:360人(120人×3学年) 3年課程昼間定時制:160人(40人×4学年)
	県	—	
	その他	—	
	市 費	12億2,362万円	

5	在宅医療体制の充実・強化		事業内容 1 在宅医療体制の充実・強化 (1) 在宅医療連携拠点事業<拡充> 3億4,977万円 横浜市医師会と協働し在宅医療を担うかかりつけ医を増やし、在宅医療と介護の橋渡しを行う「在宅医療連携拠点」を新たに1区で整備し、18区全区で運営します。 <u>介護保険事業費会計</u> 開設状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>か所数</td> <td>1</td> <td>10</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>(目標)</td> <td>1</td> <td colspan="3">→</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	か所数	1	10	17	18	18	(目標)	1	→			18
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度																
か所数	1	10	17	18	18																
(目標)	1	→			18																
本年度	3億6,789万円																				
前年度	2億9,326万円																				
差引	7,463万円																				
本年度の財源内訳	国	1億3,977万円	(2) 在宅療養移行支援事業<新規> 396万円 退院しても在宅で安心して療養できるよう、病院と介護関係者のスムーズな連携のあり方について検討します。 <u>介護保険事業費会計</u>																		
	県	7,213万円	(3) 在宅医療基礎調査<新規> 440万円 在宅医療需要の現状分析や将来予測を行い、施策立案の基礎とします。 <u>一般会計</u>																		
	その他	8,284万円	(4) 都市型有床診療所整備検討調査事業<新規> 300万円 本市における有床診療所の現状及び地域医療への支援効果について調査します。 <u>一般会計</u>																		
	市費	7,314万円																			

6	総合的ながん対策の推進		事業内容 横浜市がん撲滅対策推進条例に基づき、関係区局が連携を図り、総合的かつ効果的ながん対策を推進します。 【中期】<拡充> 1 がん患者・医療従事者・保健医療団体への支援 4,175万円 (1) がん患者の就労支援 (2) がん患者に対するウィッグ(かつら)購入費の一部助成<新規> 購入費に対する補助、上限@1万円/人 (3) 若年者への在宅ターミナルケア支援<新規> サービス利用料の9割補助、上限6万円/月 (4) 専門看護師等認定資格取得に対する助成 授業料、代替職員人件費等1/2補助、上限50万円/人 2 小児がん対策の推進 300万円 小児がん連携病院と連携し、小児がんに関する調査を行い、課題の把握と対策の検討を行います。 (小児がん連携病院) 神奈川県立こども医療センター、南部病院 横浜市立大学附属病院、昭和大学藤が丘病院 3 緩和ケアの充実 3,516万円 緩和ケア病床の整備費を助成します。 1/3補助、上限3,500万円 4 横浜市大におけるがん研究への支援 5,000万円 横浜市大が行う先進的ながん研究への支援により、市内で提供される医療の質向上を図ります。
本年度	1億5,000万円		
前年度	1億5,000万円		
差引	0		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	1億5,000万円	

7	小児・産科・周産期医療の充実		事業内容
			1 小児救急医療対策 2億3,210万円 24時間365日、小児救急の受入に対応する小児救急拠点病院に、体制確保費の助成を行います。加えて、各病院の輪番制による小児救急医療体制の確保を行います。 小児救急拠点病院: 7病院 病院群輪番制病院(小児): 9病院 (H28.1現在)
			2 産科拠点病院の整備 4,106万円 産科拠点病院に体制確保費等の助成を行います。 (指定病院) 横浜労災病院、市民病院、南部病院
			3 産科医療対策 9,030万円 市内で出産できる環境を充実させるため、産科病床の増床や、産科医師を増員する医療機関に対し、施設整備費や人件費の一部を助成します。 ・産科病床整備費補助金 1/2補助、上限@125万円/床 ・分娩手当補助金 @1万円/件の1/3補助 ・緊急出務費補助金 @3万円/回、上限30万円 ・産婦人科医師確保費 @100万円~@500万円 (増員数及び分娩数に応じた額) ・市内分娩取扱施設数 55か所 (病院22、診療所21、助産所12 (H28.1現在))
本年度	4億5,362万円		4 周産期救急医療対策 9,015万円 周産期の三次救急機能を担う聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の周産期センターや周産期救急連携病院に対し運営費を助成します。加えて、新生児に対し、高度な医療を提供できるNICUやGCUの整備に助成します。 周産期救急連携病院: 9病院 (H28.1現在)
前年度	4億3,420万円		
差引	1,942万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	6,303万円	
	その他	—	
	市費	3億9,059万円	

8	疾病対策等の推進		事業内容
			1 疾病対策等の推進 9,076万円 (1) 歯科保健医療推進事業 8,971万円 夜間、休日昼間の歯科診療、心身障害児・者及び通院困難者等の訪問歯科診療を行い横浜市歯科保健医療センターに対する運営費を補助します。 ・休日診療 日曜、祝日、年末年始 10:00~16:00 ・夜間診療 毎夜間(365日無休) 19:00~23:00 ・心身障害児・者歯科診療 月~土曜日 9:00~17:00 ・通院困難者等訪問歯科診療 週4日 ・歯科地域連携の推進 月~金曜日 9:00~17:00
			(2) 疾病の重症化予防事業 55万円 健康福祉局と連携し、健康アクション事業の一つとして、医療機関との連携、個別の保健指導等を実施することにより、糖尿病の重症化予防を進めます。
	本年度	9,076万円	
前年度	9,130万円		
差引	△ 54万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	9,076万円	

9	救急医療体制の充実・強化		事業内容
	本年度	14億3,763万円	1 初期救急医療対策 6億8,973万円 (1) 初期救急医療機関への支援 3億6,388万円 休日・夜間等の医療機関の診療時間外に受診可能な医療機関を確保するため、夜間急病センター(2か所)及び休日急患診療所(18か所)の運営等に対し支援を行います。
	前年度	13億5,934万円	(2) 横浜市救急医療センターの運営 3億2,585万円 ア 夜間急病センター(桜木町) イ 救急相談センター(#7119) (ア) 救急医療情報センター 24時間365日、救急医療機関を案内します。 (イ) 救急電話相談(拡充) 急な病気やけがのとき、緊急性や受診の必要性をアドバイスする救急電話相談について、実施時間を拡大し、24時間化します。
	差引	7,829万円	
本年度の財源内訳	国	1,644万円	2 二次救急医療対策 4億2,479万円 (1) 二次救急拠点病院への支援 2億8,521万円 夜間・休日の二次救急(内科・外科)患者の受入体制を強化するため、24時間365日受入に対応する病院を二次救急拠点病院とし、体制確保に係る人件費、空床確保費及び救急患者受入実績に応じた助成を行います。 (二次救急拠点病院 24病院(H28.1現在))
	県	5,467万円	(2) 病院群輪番制病院への支援 7,390万円 輪番日に二次救急(内科・外科)患者の受入に対応する病院に対して、体制確保に係る経費を助成します。(市域全体で、1~2病院体制) (病院群輪番制病院(内科・外科) 19病院(H28.1現在))
	その他	283万円	(3) 精神疾患を合併する身体救急医療対策 3,534万円 精神疾患等の背景がある方が、疾病を発症した際の救急搬送に対応するため、「精神疾患を合併する身体救急医療体制」を運用します。 また、精神科病院と一般救急病院の連携を支援します。
	市費	13億6,370万円	3 小児救急医療対策<再掲> 2億3,210万円 24時間365日、小児救急の受入に対応する小児救急拠点病院に、体制確保費の助成を行います。加えて、各病院の輪番制による小児救急医療体制の確保に対する補助を行います。 (小児救急拠点病院:7病院、病院群輪番制病院(小児):9病院(H28.1現在))
			4 周産期救急医療対策<再掲> 9,015万円 周産期の三次救急機能を担う聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の周産期センターや周産期救急連携病院に対し運営費を助成します。加えて、新生児に対し、高度な医療を提供できるNICUやGCUの整備に助成します。 (周産期救急連携病院 9病院(H28.1現在))
			5 救急病院間映像伝送システムの導入検討 86万円 大規模な事故による多数傷病者発生時などに、病院間で救急患者受入の連携を円滑に行えるよう、リアルタイムに患者状況を映像伝送するシステムの導入に向けて、調査を行います。

10	災害医療体制の充実・強化		事業内容 1 震災等医療対策 4,380万円 災害時に医療救護隊が使用する医薬品・資器材の管理・更新を行います。また、医療関係機関との情報共有や被災状況の収集のため、非常用通信機器（MCA無線、衛星携帯電話）による災害時連絡体制を確保します。 衛星携帯電話設置数:183台、MCA無線機設置数:192台(H28.1現在) 【設置場所】医療局、消防局、18区役所、災害拠点病院、災害時救急病院、医療救護隊参集拠点、災害医療連絡会議参加団体等
本年度	4,846万円		2 YMAT（横浜救急医療チーム）の運営 334万円 交通事故等の現場に駆けつけ、救急隊とともに救命医療を行う、YMAT（医師・看護師等により編成）を8チーム運営します。 【YMAT編成病院】東部病院、昭和大学藤が丘病院、西部病院、横浜医療センター、市大センター病院、市民病院、みなと赤十字病院、横浜労災病院
前年度	4,513万円		
差引	333万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	4,846万円	
			3 災害医療体制の確保 132万円 横浜市防災計画に基づく横浜市災害医療連絡会議を開催するとともに、大規模災害発生時に備えた医療調整関連訓練を実施することで、市内関係機関との連携強化を行います。 【災害医療連絡会議の開催】27年度実績見込：1回 【広域医療搬送訓練の実施】27年度開催実績：1回 【非常用通信機器訓練の実施】27年度実績見込：6回

11	国際化に対応した医療提供体制の推進		事業内容 1 国際化に対応した医療提供体制の推進 300万円 (1) 医療の国際化推進事業<新規> 外国人患者の受入れ体制を整備するため、国際的な医療機能評価であるJCI認証取得を目指す市内医療機関に対して、受審費用の一部補助を行います。(1医療機関)
本年度	300万円		
前年度	0		
差引	300万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	300万円	

12	先進的医療の推進		事業内容 1 先進的医療の推進 1億円 (1) 横浜臨床研究ネットワーク支援 国家戦略特区において、市内・県内の医療機関が相互に連携し、治験等を迅速かつ円滑に実施するためのネットワークについて、中心的役割を担い、将来的に臨床研究中核病院への指定を目指す横浜市大を支援します。
	本年度	1億円	
	前年度	1億円	
	差引	0	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	1億円	

13	地域中核病院への支援		事業内容 1 地域中核病院への支援 2億5,581万円 (1) 地域中核病院支援事業 ア 再整備への調整 老朽化・狭隘化への対応が必要となっている済生会横浜市南部病院の再整備など、地域医療を維持するための調整を行います。 イ 建設資金に対する利子への補助 昭和大学横浜市北部病院及び済生会横浜市東部病院が、病院建設時に借り入れた資金における利子に対して補助します。
	本年度	2億5,581万円	
	前年度	2億8,135万円	
	差引	△ 2,554万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1億9,000万円	
	市費	6,581万円	

14	医療局運営経費		事業内容 1 医療局運営経費 5億5,182万円 (1) 医療局人件費 5億4,788万円 (2) 医療総務諸費 394万円 市会委員会・視察、人権啓発研修、その他庶務事務
	本年度	5億5,182万円	
	前年度	4億6,120万円	
	差引	9,062万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	—	
	市費	5億5,182万円	

【参考1】 (1) 予算案

市民病院 予算(案)

【収益的収支】

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	差引増△減		備考
				(%)	
収益的収入	21,387,208	20,648,821	738,387	3.6	
経常収益(A)	21,387,208	20,648,821	738,387	3.6	
入院収益	13,836,420	13,668,809	167,611	1.2	一般病床利用率90.0% 診療単価67,500円
外来収益	5,248,800	4,738,500	510,300	10.8	1日平均患者数1,350人 診療単価16,000円
一般会計繰入金	1,012,059	874,962	137,097	15.7	
その他	1,289,929	1,366,550	△ 76,621	△ 5.6	
収益的支出	22,287,165	21,679,615	607,550	2.8	
経常費用(B)	21,153,522	20,392,895	760,627	3.7	
給与費	11,589,380	11,283,193	306,187	2.7	
材料費 (薬品費、診療材料費等)	5,497,079	5,032,042	465,037	9.2	
減価償却費 資産減耗費	1,035,304	1,038,307	△ 3,003	△ 0.3	
経費等 (光熱水費、委託料等)	3,031,759	3,039,353	△ 7,594	△ 0.2	
特別損失	933,643	1,086,720	△ 153,077	△ 14.1	
予備費	200,000	200,000	-	-	
経常収支 (A - B)	233,686	255,926	△ 22,240		

【資本的収支】

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	差引増△減		備考
				(%)	
資本的収入	2,112,886	2,249,368	△ 136,482	△ 6.1	
企業債	910,000	1,250,000	△ 340,000	△ 27.2	
一般会計繰入金	1,201,886	998,368	203,518	20.4	
その他	1,000	1,000	-	-	
資本的支出	2,880,678	2,996,578	△ 115,900	△ 3.9	
建設改良費 (工事費、備品購入費等)	1,235,531	1,530,539	△ 295,008	△ 19.3	再整備事業費686,531千円
企業債元金償還金	1,621,267	1,443,479	177,788	12.3	
その他	23,880	22,560	1,320	5.9	
資本的収支	△ 767,792	△ 747,210	△ 20,582		

【参考】予定キャッシュ・フロー

(単位:千円)

資金増△減額	△ 135,443	70,145	△ 205,588		
--------	-----------	--------	-----------	--	--

脳卒中・神経脊椎センター 予算(案)

【収益的収支】

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	差引増△減		備 考
				(%)	
収益的収入	8,044,253	7,916,238	128,015	1.6	
經常収益(A)	8,044,253	7,916,238	128,015	1.6	
入院収益	4,653,750	4,447,632	206,118	4.6	一般病床利用率85.0% 診療単価50,000円
外来収益	717,336	657,558	59,778	9.1	1日平均患者数240人 診療単価12,300円
一般会計繰入金	2,042,849	2,063,529	△ 20,680	△ 1.0	
研究助成収益	20,000	20,000	-	-	
介護老人 保健施設収益	28,080	28,080	-	-	
その他	582,238	699,439	△ 117,201	△ 16.8	
収益的支出	8,407,717	8,272,420	135,297	1.6	
經常費用(B)	7,907,828	7,772,531	135,297	1.7	
給与費	4,406,121	4,284,347	121,774	2.8	
材料費 (薬品費、診療材料費等)	985,153	944,037	41,116	4.4	
減価償却費 資産減耗費	638,567	759,260	△ 120,693	△ 15.9	
医学研究費用	20,000	20,000	-	-	
介護老人 保健施設費用	58,719	28,676	30,043	104.8	
経費等 (光熱水費、委託料等)	1,799,268	1,736,211	63,057	3.6	
特別損失	399,889	399,889	-	-	
予備費	100,000	100,000	-	-	
經常収支 (A - B)	136,425	143,707	△ 7,282		

【資本的収支】

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	差引増△減		備 考
				(%)	
資本的収入	1,381,653	1,201,339	180,314	15.0	
企業債	350,000	400,000	△ 50,000	△ 12.5	
一般会計繰入金	1,031,643	801,329	230,314	28.7	
その他	10	10	-	-	
資本的支出	2,014,751	1,659,654	355,097	21.4	
建設改良費 (工事費、備品購入費等)	350,000	400,000	△ 50,000	△ 12.5	
企業債元金償還金	1,664,751	1,259,654	405,097	32.2	
資本的収支	△ 633,098	△ 458,315	△ 174,783		

【参考】予定キャッシュ・フロー

(単位:千円)

資金増△減額	△ 162,811	1,175	△ 163,986		
--------	-----------	-------	-----------	--	--

みなと赤十字病院 予算(案)

【収益的収支】

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	差引増△減		備 考
				(%)	
収益的収入	2,838,971	2,885,910	△	46,939	△ 1.6
經常収益(A)	2,838,971	2,885,910	△	46,939	△ 1.6
一般会計繰入金	756,227	807,983	△	51,756	△ 6.4
指定管理者負担金	733,689	673,721		59,968	8.9
その他	1,349,055	1,404,206	△	55,151	△ 3.9
収益的支出	2,835,937	2,864,741	△	28,804	△ 1.0
經常費用(B)	2,835,937	2,864,741	△	28,804	△ 1.0
給与費	9,868	-		9,868	純増
経費 (指定管理者交付金等)	454,765	481,682	△	26,917	△ 5.6
減価償却費 資産減耗費	1,555,946	1,551,985		3,961	0.3
支払利息等	642,020	675,410	△	33,390	△ 4.9
その他	173,338	155,664		17,674	11.4
經常収支 (A - B)	3,034	21,169	△	18,135	

【資本的収支】

(単位:千円)

	平成28年度	平成27年度	差引増△減		備 考
				(%)	
資本的収入	1,443,741	1,404,598		39,143	2.8
一般会計繰入金	1,443,741	1,404,598		39,143	2.8
資本的支出	1,861,021	1,830,743		30,278	1.7
建設改良費 (工事費、備品購入費等)	40,000	60,000	△	20,000	△ 33.3
企業債元金償還金	1,821,021	1,770,743		50,278	2.8
資本的収支	△ 417,280	△ 426,145		8,865	

【参考】予定キャッシュ・フロー

(単位:千円)

資金増△減額	70,507	△ 10,435		80,942	
--------	--------	----------	--	--------	--

(2)一般会計繰入金の明細

市民病院

(単位:千円)

繰入項目	28年度	27年度	増△減		28年度積算方法
				(%)	
①政策的医療	496,717	495,076	1,641	0.3	
救急医療経費	163,053	163,053	-	-	特別交付税の算定基準を参考に積算
周産期医療経費	39,462	39,462	-	-	
小児医療経費	46,880	46,880	-	-	
院内保育所運営費	7,843	6,202	1,641	26.5	
がん検診精度管理経費	19,253	19,253	-	-	地方財政計画の積算を参考に積算
医師確保経費	36,465	36,465	-	-	
感染症病床運営経費	183,761	183,761	-	-	所要額
②建設改良費	1,016,486	981,969	34,517	3.5	
企業債元利償還	903,221	841,700	61,521	7.3	総務省繰出基準により明示された方法で積算
企業債元金(資本的支出)	874,029	797,052	76,977	9.7	
企業債支払利息	29,192	44,648	△ 15,456	△ 34.6	
建設改良費(市民病院再整備事業)	113,265	140,269	△ 27,004	△ 19.3	
③公営企業の性格上発生する経費	486,150	335,238	150,912	45.0	
児童手当	29,484	31,644	△ 2,160	△ 6.8	総務省繰出基準により明示された方法で積算
基礎年金拠出金公的負担	308,722	122,936	185,786	151.1	
共済組合追加費用負担	147,944	180,658	△ 32,714	△ 18.1	地方財政計画の積算を参考に積算
④過年度精算分	214,592	61,047	153,545	251.5	
感染症病床運営経費	63,746	-	63,746	純増	
周産期医療経費	9,096	-	9,096	純増	
児童手当	1,172	1,171	1	0.1	
基礎年金拠出金公的負担	67,034	30,762	36,272	117.9	
共済組合追加費用	72,745	28,315	44,430	156.9	
院内保育所運営費	799	799	-	-	
一般会計繰入金合計	2,213,945	1,873,330	340,615	18.2	
うち収益的収入分	1,012,059	874,962	137,097	15.7	
うち資本的収入分	1,201,886	998,368	203,518	20.4	

(注)基礎年金拠出金公的負担に対する繰入は、総務省繰出基準により明示された方法により積算を行っていますが、27年度予算は一般会計の財政状況により予算計上額は1/2としています。

脳卒中・神経脊椎センター

(単位:千円)

繰入項目	28年度	27年度	増△減		28年度積算方法
				(%)	
① 政策的医療	1,629,745	1,632,635	△ 2,890	△ 0.2	
救急医療経費	83,810	83,810	-	-	普通交付税の算定基準を参考に積算
院内保育所運営費	7,986	8,686	△ 700	△ 8.1	特別交付税の算定基準を参考に積算
脳卒中予防・側弯症 検診精度管理経費	19,253	19,253	-	-	地方財政計画の積算を参考に積算
医師確保経費	16,830	16,830	-	-	
脳卒中・神経疾患 医療経費	1,501,866	1,504,056	△ 2,190	△ 0.1	所要額
② 建設改良費	1,210,099	1,017,794	192,305	18.9	
企業債元利償還	1,210,099	1,017,794	192,305	18.9	総務省繰出基準により明示された積算方法
企業債元金 (資本的支出)	1,003,467	796,145	207,322	26.0	
企業債支払利息	206,632	221,649	△ 15,017	△ 6.8	
③ 公営企業の性格上 発生する経費	206,472	209,245	△ 2,773	△ 1.3	
児童手当	12,602	11,353	1,249	11.0	総務省繰出基準により明示された積算方法
基礎年金拠出金 公的負担	121,419	101,208	20,211	20.0	
共済組合 追加費用負担	72,451	96,684	△ 24,233	△ 25.1	地方財政計画の積算を参考に積算
④ 過年度精算分	28,176	5,184	22,992	443.5	
基礎年金拠出金 公的負担	22,060	5,184	16,876	325.5	
共済組合 追加費用負担	6,116	-	6,116	純増	
一般会計繰入金合計	3,074,492	2,864,858	209,634	7.3	
うち収益的収入分	2,042,849	2,063,529	△ 20,680	△ 1.0	
うち資本的収入分	1,031,643	801,329	230,314	28.7	

みなと赤十字病院

(単位:千円)

繰入項目	28年度	27年度	増△減		28年度積算方法
				(%)	
① 政策的医療	316,132	334,065	△ 17,933	△ 5.4	
救急医療経費	66,811	67,402	△ 591	△ 0.9	民間病院と同基準により積算
精神科医療経費	9,110	26,452	△ 17,342	△ 65.6	
アレルギー疾患医療経費	240,211	240,211	-	-	所要額により積算
② 建設改良費	1,883,836	1,878,516	5,320	0.3	
企業債元利償還	1,871,654	1,854,807	16,847	0.9	総務省繰出基準により明示された積算方法
企業債元金(資本的支出)	1,218,618	1,179,475	39,143	3.3	
企業債支払利息	427,913	450,209	△ 22,296	△ 5.0	
高資本費対策(資本的支出)	225,123	225,123	-	-	
利子補助	12,182	23,709	△ 11,527	△ 48.6	指定管理者との協定、導入時の枠組みにより積算
一般会計繰入金合計	2,199,968	2,212,581	△ 12,613	△ 0.6	
うち収益的収入分	756,227	807,983	△ 51,756	△ 6.4	
うち資本的収入分	1,443,741	1,404,598	39,143	2.8	

【参考2】みなと赤十字病院の収支の仕組み（利用料金制）

横浜市の病院事業会計

(収入)

(支出)

利用料金制を導入しているため、みなと赤十字病院を運営することで発生する診療報酬収入等及び病院運営に係る費用は、横浜市の病院事業会計に予算計上されません。

指定管理者 日本赤十字社の会計

(収入)

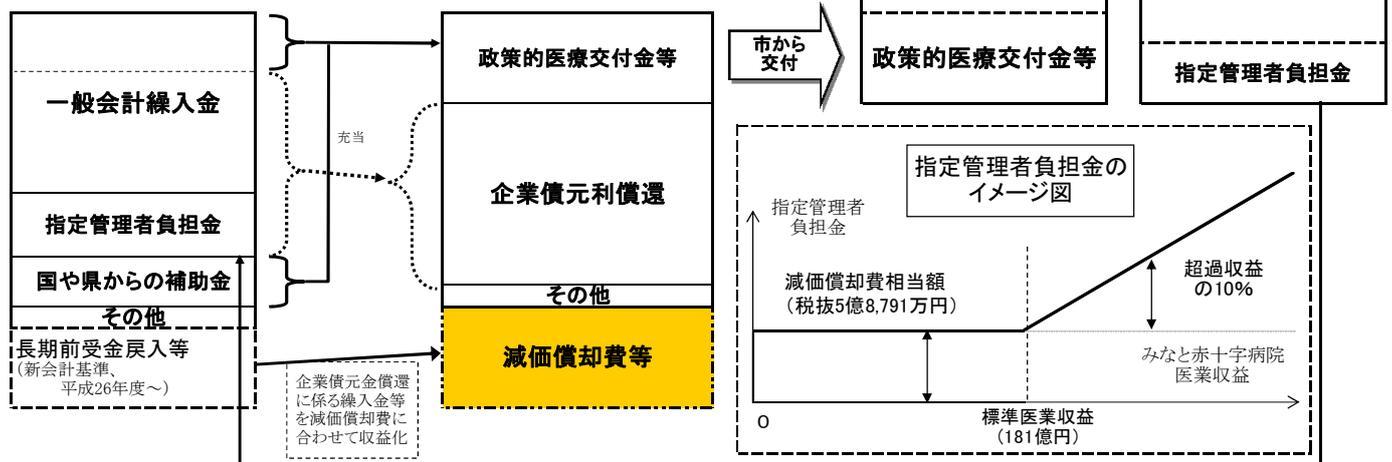
(支出)

指定管理者が
直接收受する
利用料金
(診療報酬収入等)

入院収益・
外来収益 等

指定管理者が
行う病院運営
に必要な経費

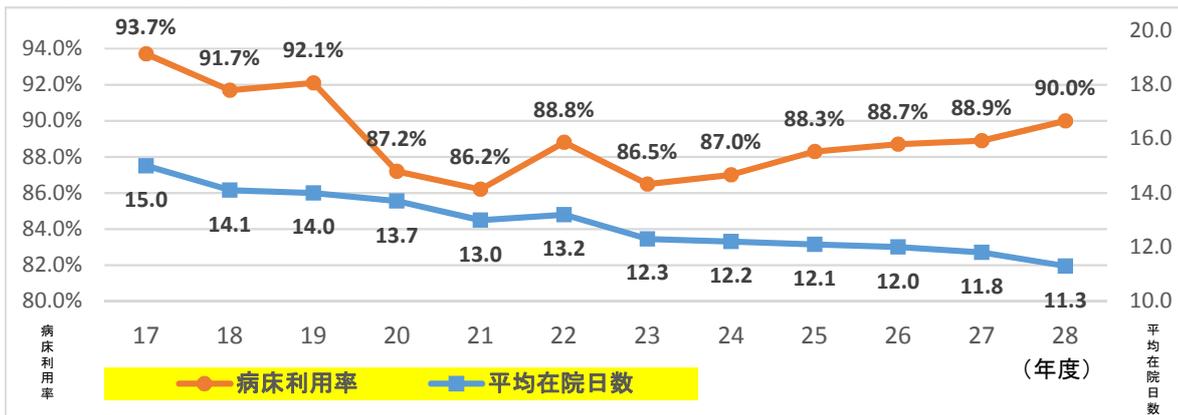
給与費・
材料費 等



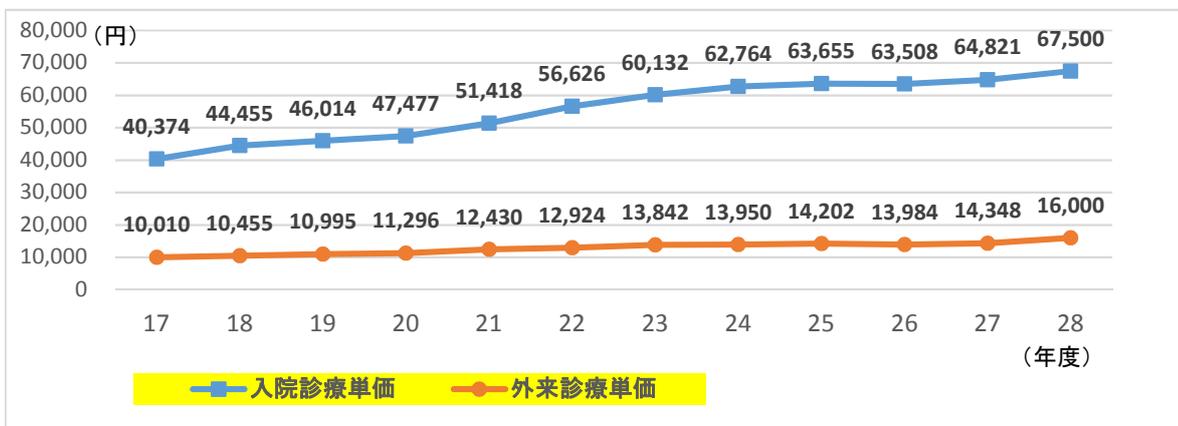
【参考3】市立病院の経営状況

市民病院の主な経営指標

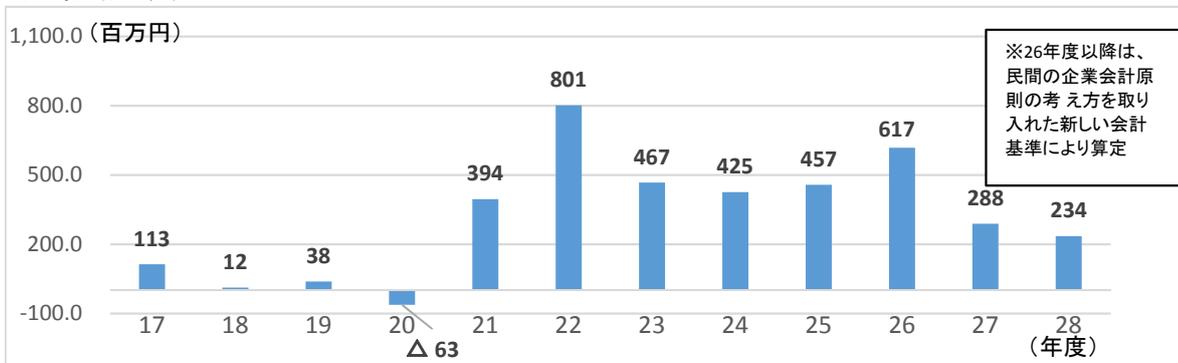
ア 病床利用率(一般病床)・平均在院日数



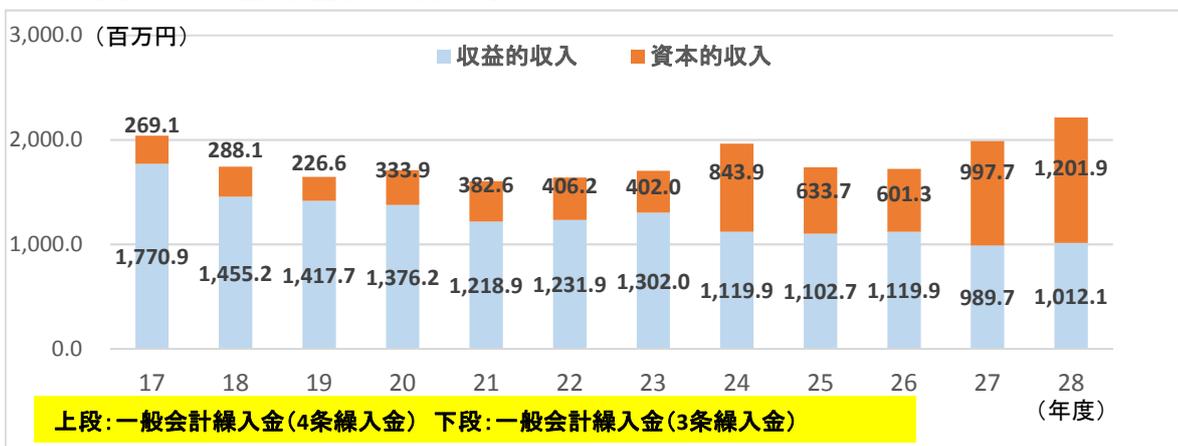
イ 診療単価(入院・外来)



ウ 経常収支



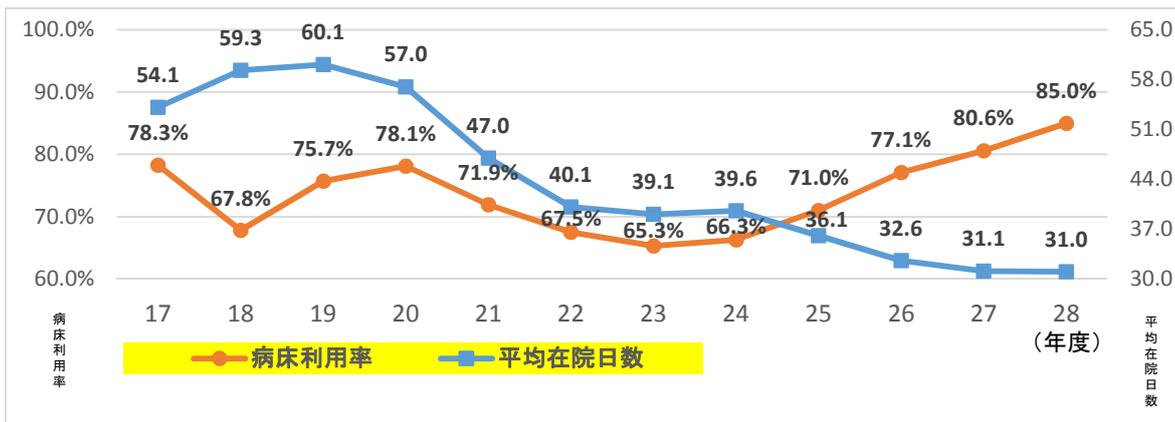
エ 一般会計繰入金(収益収入・資本的収入)



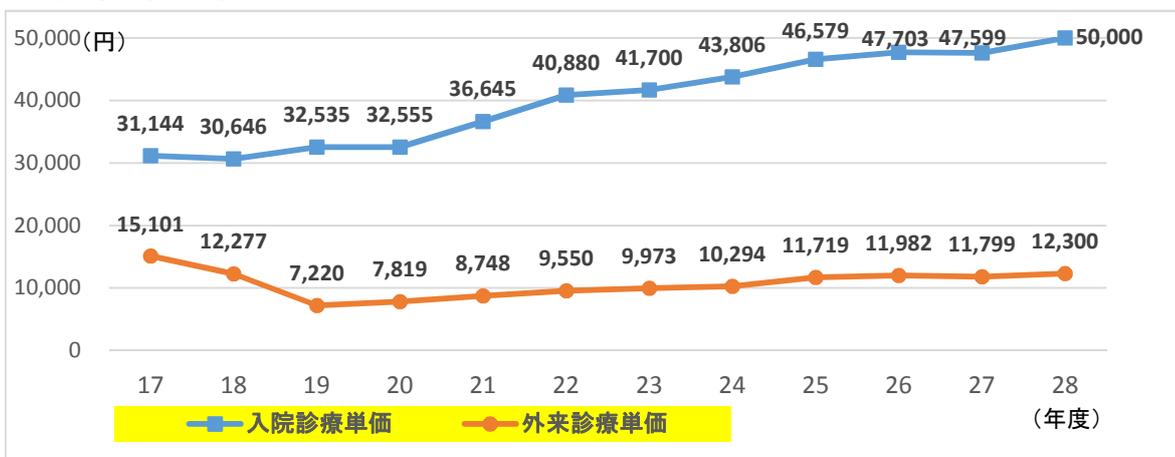
※いずれも17~26年度は決算値、27年度は決算見込み、28年度は予算(案)です。

脳卒中・神経脊椎センターの主な経営指標

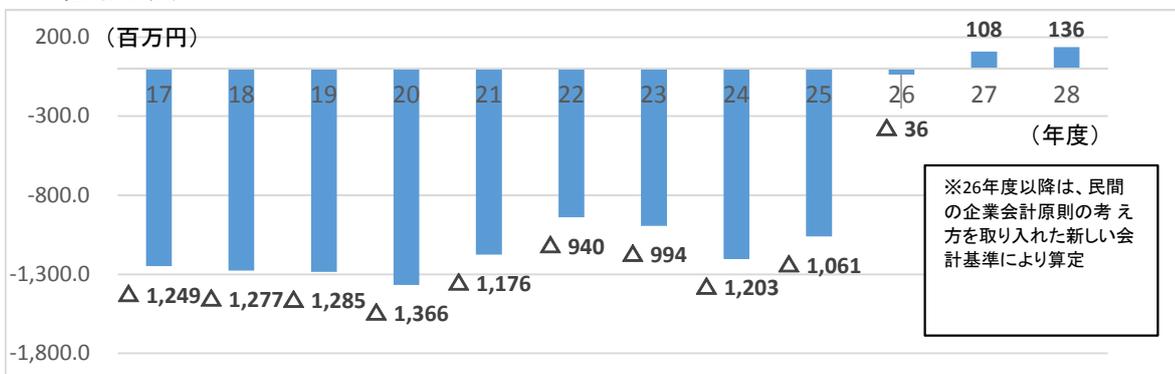
ア 病床利用率(全病床)・平均在院日数



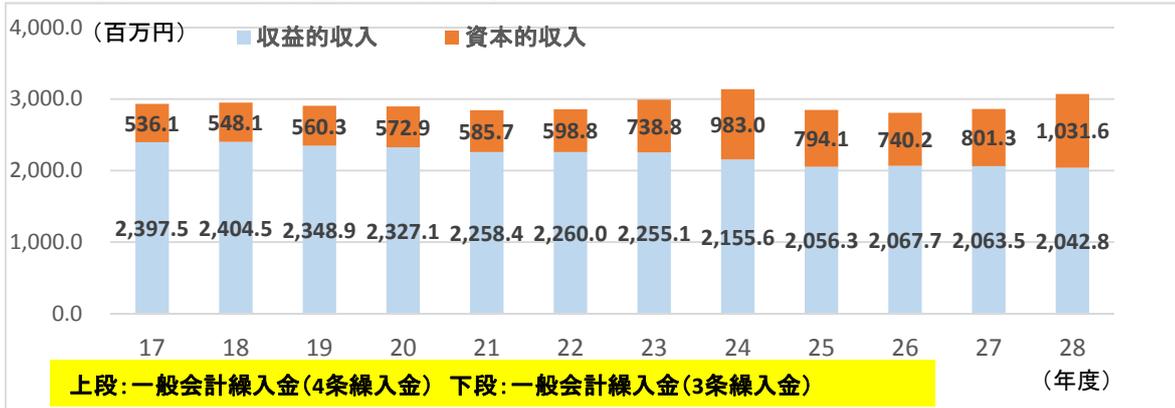
イ 診療単価(入院・外来)



ウ 経常収支



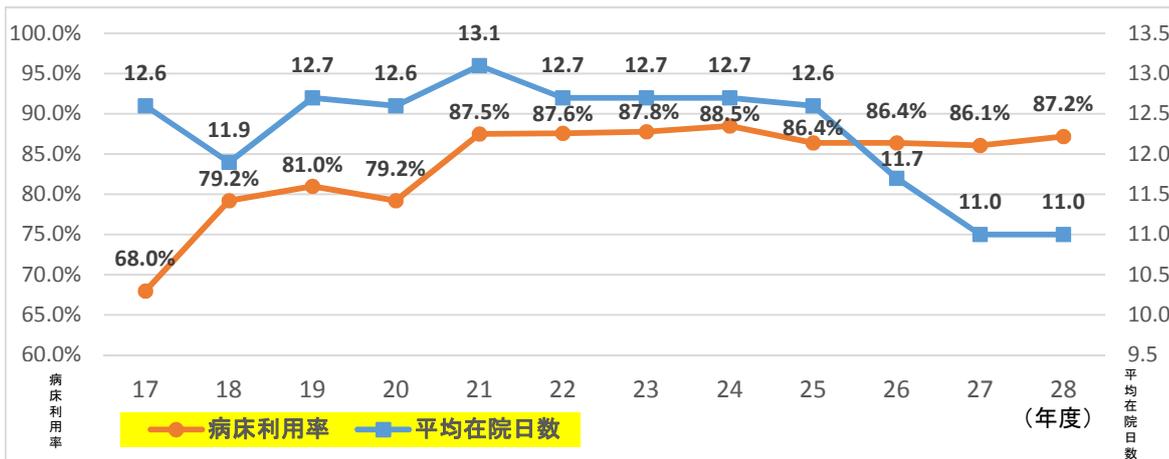
エ 一般会計繰入金(収益収入・資本的収入)



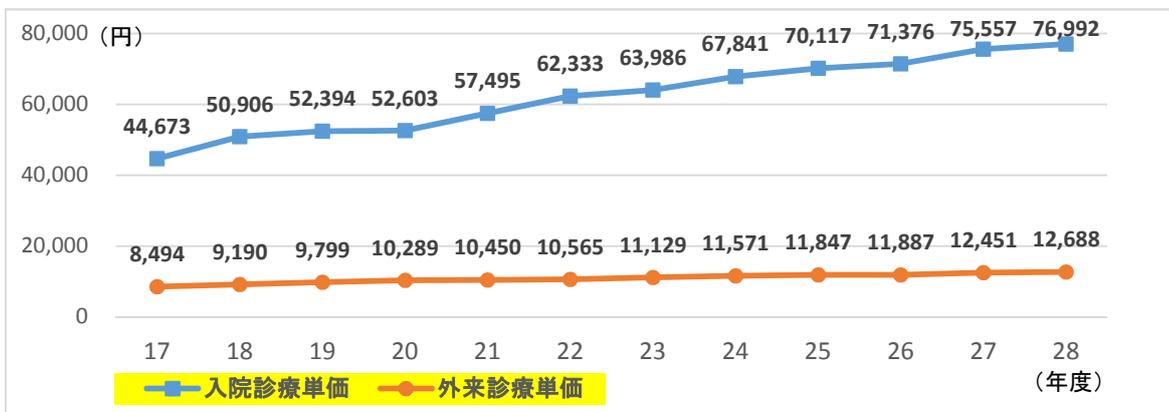
※いずれも17~26年度は決算値、27年度は決算見込み、28年度は予算(案)です。

みなと赤十字病院の主な経営指標

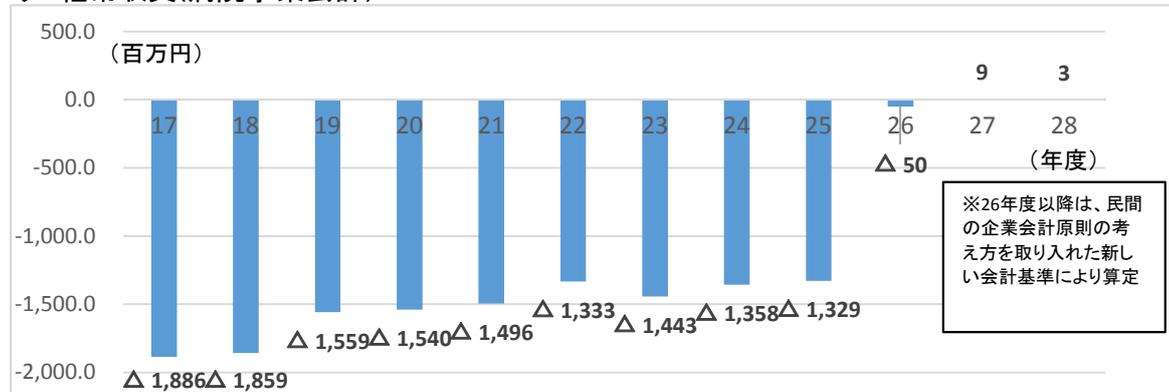
ア 病床利用率(一般病床)・平均在院日数



イ 診療単価(入院・外来)



ウ 経常収支(病院事業会計)



エ 一般会計繰入金(収益収入・資本的収入)



※いずれも17~26年度は決算値、27年度は決算見込み、28年度は予算(案)です。

【参考4】用語解説

あ IMRT（強度変調放射線治療）

コンピューターを用い、正常組織に対する照射線量を抑えつつ、腫瘍部分に集中的に放射線を照射する治療法。患者への副作用を減少することができると期待されている。

ICT（情報通信技術）

コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

い 医療ビッグデータ

いわゆるビッグデータのうち、レセプト等、国や医療機関、保険者等が保有する医療に関するデータを指す。

え 衛星携帯電話

人工衛星を介した通信手段であり、地上の通信回線とは独立した通信インフラを使用。このため、固定電話、携帯電話に比べ輻輳の影響を受けにくく、また通常の通信インフラが途絶されても、通信ができる可能性が高いといった利点があります。衛星携帯電話から固定電話、携帯電話との通信が可能でインターネットとの接続も可能のためパソコンを利用して広域災害医療情報システム（EMIS）に接続することができます。

NICU（Neonatal Intensive Care Unit）

低出生体重児や重い病気のある新生児などを専門に治療するため、保育器や人工呼吸器、心拍数を監視する機器などを備え、新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす病床。

MSW（医療ソーシャルワーカー：Medical Social Worker）

保健医療機関において、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進を図る職種

MCA（Multi-Channel Access）無線

マルチチャンネルアクセス方式で、800MHz帯複数の通話チャンネルを多数の利用者が共有する無線機。利点として、混信が少なく、個別呼出し・グループ呼出し・一斉呼出しができます。

か 外来化学療法

化学物質（抗がん剤）を用いてがん細胞の分裂を抑え、がん細胞を破壊する治療法（入院をせずに、通院で実施する化学療法）

き 企業債元利償還金

建物整備や医療機器の購入のために発行する債券（公営企業債）の元金及び利息の償還金

救急相談センター（#7119）

急な病気やけがで、医療機関へ行くか、救急車を呼ぶか迷っている相談者に対して、症状に基づく緊急性や受診の必要性などを判断し、受診可能な医療機関の案内や119番への転送を行う電話サービス。

給与費対医業収益比率

医業収益に対する給与費の割合

し 資本的収入・支出

一般会計からの出資金や企業債等の収入と、施設や医療機器の整備などの建設改良費や企業債償還金など、それに対応する支出

収益的収入・支出

入院収益や外来収益など、病院の経営活動に伴って発生する収入と、職員給与費や物件費などそれに対応する支出のほか、臨時的な収入・支出などの特別損益が含まれる。

周産期救急連携病院

神奈川県の周産期医療システムを補完する、横浜市独自の周産期救急システムの参加病院。横浜市から指定を受けた「周産期救急連携病院」が24時間365日体制で診療所から依頼された周産期救急患者の受入れを行います。

小児救急拠点病院

横浜市が独自に指定している、24時間365日体制の小児二次救急医療機能を提供する病院として、市内7か所を指定。

また、深夜帯（午前0時～診療開始時間）の小児科の初期救急患者を受け入れています。

【参考】小児救急拠点病院（7病院）

独立行政法人国立病院機構横浜医療センター、済生会南部病院、市民病院、
みなと赤十字病院、横浜労災病院、昭和大学北部病院、済生会東部病院

G C U (Growing Care Unit)

N I C Uを退室した児を受け入れる後方病床。N I C Uと同等の医療機器などを備え新生児治療回復室入院医療管理料の施設基準を満たす病床。

J C I (Joint Commission International)

「患者安全」「感染管理」「医療の質と改善」など、14分野1,145項目について、医療の質や安全性を保証する国際的な認証評価。病院プログラム、外来診療プログラム、長期ケアプログラムなど31のプログラムがあり、機能によって認証を受ける。日本では13の医療機関が取得しているが、横浜市内で取得している医療機関はない。

た 第一種感染症指定医療機関（市民病院：第一種感染症病床数 2床、第二種感染症病床数 24床）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、一類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）及び二類感染症（ジフテリア、SARS等）の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定する病院

ち 地域医療構想

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、医療提供体制を整備するために、各都道府県が医療機能ごとに2025年の医療需要と必要病床数を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するための施策を定めるもの。平成28年10月頃に策定予定

地域医療構想調整会議

市内3つの二次保健医療圏を対象とした調整を行う協議の場として、医師会、薬剤師会、歯科医師会、病院協会、医療保険者、看護協会、学識経験者等で構成される会議で、県が設置

地域中核病院

郊外部の人口増加にあわせて、市内6方面別に、民間による建設・運営を基本とした高度な医療機能を有する病院

【参考】地域中核病院（6病院）

済生会横浜市南部病院、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院、横浜労災病院、
昭和大学横浜市北部病院、済生会横浜市東部病院、国立病院機構横浜医療センター

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。

中枢神経

神経系の中で多数の神経細胞が集まって大きなまとまりになっている領域。脳と脊髄のことをいう。脳は頭蓋骨で、脊髄は脊柱で保護されており、脊髄が末梢神経から受け取った情報を脳へ送り、脳からの指令を末梢神経に送る機能を持つ。

に 二次救急拠点病院

内科・外科の二次救急医療を24時間365日いつでも受けられる病院を二次救急拠点病院として指定。二次救急拠点病院は、病院の診療機能に応じてAとBに区分し、患者の重症度に応じて搬送先を選定するなど、病院間の機能分担を図っています。

また、B病院において、深夜帯（午前0時～診療開始時間）の内科の初期救急患者を受け入れています。

は 反復磁気刺激（法）

反復的に脳の局所に磁気刺激を与えて脳の神経細胞を刺激し機能を改善させる治療法

ひ ピアサポート

「がん」経験者やその家族が、仲間（ピア）として「体験を共有し、互いに考える」こと

P F M (Patient・Flow・Management)

入退院に関連する部門が連携し、早期から患者の身体的・社会的側面等をとらえ、入院前から退院後の生活も視野に入れて支援し、患者側の不安感を軽減し、病院と地域の間で切れ目のない医療を提供する仕組み

ほ 保健医療協議会

本市の保健、医療及び生活衛生施策の計画及び評価に関することを協議。委員は、学識経験者、保健医療福祉関係団体の代表者等から市長が任命

よ よこはま保健医療プラン2013

市域における保健医療分野の課題に対して、本市が独自性を発揮して取組を進めていくために、県の保健医療計画と整合性を図りながら中期的な指針として策定したもので、2017年度までの計画

横浜臨床研究ネットワーク

横浜市立大学が中心となり、市内・県内の15医療機関、7,872床が相互に連携して、治験や臨床研究を迅速かつ円滑に実施することを目的に発足

特徴としては、ネットワークに参加する医療機関が連携して一つの大病院のように機能することで、治験を行う際に必要な委員会であるIRB（治験審査委員会）や事務局業務を集約し、症例の集積性、治験等にかかる業務の効率化に加えて、治験等の誘致等が効果的に実施できる組織体

予定キャッシュフロー計算書

企業会計について報告する財務諸表の1つであり、予算期間における資金（現金及び現金同等物）の増減、収入と支出（キャッシュ・フローの状況）を営業活動・投資活動・財務活動ごとに区分して表示する。

り 利用料金制（Y B S C介護老人保健施設、みなと赤十字病院運営に導入）

指定管理者制度を導入している公の施設の利用料金について、自治体ではなく指定管理者が直接收受する制度

臨床研究中核病院

革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究や治験を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院が指定される。医療法上に位置づけられており、平成27年4月から施行

わ YMAT（横浜救急医療チーム）

横浜市内で発生した自然災害、列車脱線事故、高速道路事故等で、重症者や多数の負傷者が発生している災害現場に迅速に出動し、救命のための的確な医療活動を展開するチーム。



平成 28 年 度

予 算 概 要

健 康 福 祉 局

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会となった本市において、少子高齢化はさらに進展するとともに、支援を必要とする高齢者や生活困窮世帯等の増加、地域のつながりの希薄化などの傾向が、年々強まっています。特に、団塊の世代が後期高齢者となり、社会保障費が増大していく2025年以降への対応が急務であるとともに、生活困窮者への支援も引き続きの課題となっています。

子どもから大人まで福祉・保健における市民生活の安心・安全を確保するために、中期4か年計画の目標達成に向けた施策の着実な実施により、現状の課題に即したサービスの充実とあわせ、「健康・自立」をキーワードに取り組んでいくことが必要です。

そこで、平成28年度は、

- 1 健康づくりや疾病予防の推進
- 2 地域包括ケアシステムの構築
- 3 障害者福祉施策の推進
- 4 生活困窮者の自立に向けた支援の強化
- 5 ニーズに即したタイムリーな対応

を5つの柱として掲げ、優先的に取り組む予算としています。主な取組として、

健康づくりや疾病予防の推進では、市民の皆様が健康に暮らす活力ある横浜を築くため、日常生活の中で楽しみながら取り組めるよう「よこはまウォーキングポイント」や、企業への健康経営の普及などにより、健康ライフスタイルの浸透を図り、「健康寿命日本一」を目指します。また、がんの早期発見・治療を促進するため、妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額無料化等に取り組めます。子育て家庭への支援として、27年10月に通院助成を小学3年生までに拡大した小児医療費助成を引き続き実施します。

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、指針を策定し、28年1月から移行を開始した介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営を行うとともに、生活支援コーディネーターの配置や地域ケアプラザの体制強化などに取り組めます。また、認知症初期集中支援チームの拡充や高齢者施設・住まいの相談センターへの「施設のコンシェルジュ」の配置、介護予防推進のための元気づくりステーション事業等に取り組めます。

障害者福祉施策においては、障害者への後見的支援事業を新たに2区で、移動情報センターを新たに3区で実施します。また、28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、相談及び紛争防止等のための調整委員会の運営や区役所窓口での手話通訳対応、啓発活動等を行います。

生活困窮者の自立支援では、きめ細かな相談支援や高校進学に向けた学習支援事業を全区で実施するとともに、生活保護制度においても、ハローワークと連携した一体的な就労支援や不正受給防止対策など、制度の適正運用を進めます。

ニーズに即したタイムリーな対応として、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機とした障害者のスポーツ及び文化活動の推進や、ごみ問題を抱える人への支援として、福祉的な視点に重点を置いた、いわゆる「ごみ屋敷」対策に取り組めます。さらに、市民の皆様の墓地需要に応えるため、舞岡リサーチパーク跡地の公園型墓園の整備に向けた基本設計等を進めます。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」の実現に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	本年度	前年度	増△減	増減率(%)	備考
7款					
健康福祉費	314,444,404	313,524,160	920,244	0.3	
1項					
社会福祉費	47,112,313	45,929,119	1,183,194	2.6	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費、臨時福祉給付金給付費
2項					
障害者福祉費	98,141,738	95,293,457	2,848,281	3.0	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	9,522,438	9,852,526	△ 330,088	△ 3.4	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	132,216,340	132,196,687	19,653	0.0	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	7,301,908	11,305,005	△ 4,003,097	△ 35.4	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	17,210,316	16,258,960	951,356	5.9	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	2,939,351	2,688,406	250,945	9.3	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款					
諸支出金	111,202,988	108,153,506	3,049,482	2.8	
1項					
特別会計繰出金	111,202,988	108,153,506	3,049,482	2.8	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	425,647,392	421,677,666	3,969,726	0.9	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	403,749,452	412,025,117	△ 8,275,665	△ 2.0
介護保険事業費会計	267,606,226	253,808,062	13,798,164	5.4
後期高齢者医療事業費会計	71,583,718	67,060,723	4,522,995	6.7
公害被害者救済事業費会計	39,659	58,911	△ 19,252	△ 32.7
新墓園事業費会計	750,000	252,474	497,526	197.1
特別会計計	743,729,055	733,205,287	10,523,768	1.4

健康福祉局一般会計予算案の財源

	本年度	前年度
特定財源	(43.7)	(45.1)
	186,042,493	190,155,869
一般財源	(56.3)	(54.9)
	239,604,899	231,521,797
合	(100)	(100)
計	425,647,392	421,677,666

() 内は構成比

目 次

I 地域福祉保健の推進	4
1 地域福祉保健計画推進事業等	4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
2 権利擁護事業	5 地域の見守り事業
3 地域ケアプラザ整備・運営事業	
II 高齢者保健福祉の推進	8
・ 介護保険制度関連事業の概要	10 介護保険外サービス
・ 地域包括ケアシステムの構築	11 高齢者の社会参加促進
6 介護保険事業	12 福祉人材確保事業
7 (地域支援事業) 介護予防・日常生活 支援総合事業	13 低所得者の利用者負担助成事業
8 (地域支援事業) 包括的支援事業	14 地域密着型サービス推進事業
9 (地域支援事業) 任意事業	15 施設や住まいの整備等の推進
III 障害者施策の推進	18
・ 障害福祉主要事業の概要	22 障害者の就労支援
16 障害者の地域生活支援	23 障害者のスポーツ・文化
17 障害者支援施設等自立支援給付費	24 障害者施設整備事業
18 障害者グループホーム設置運営等事業	25 重度障害者医療費助成事業・更生医療事業
19 障害者の相談支援	26 こころの健康対策
20 障害者差別解消の推進	27 精神科救急医療対策事業
21 障害者の移動支援	
IV 生活基盤の安定と自立の支援	26
28 生活保護・生活困窮者自立 支援事業	31 小児医療費助成事業・ひとり親家庭等 医療費助成事業
29 援護対策事業	32 後期高齢者医療事業
30 臨時福祉給付金等給付事業	33 国民健康保険事業
V 健康で安全・安心な暮らしの支援	30
34 370万市民の健康づくりの推進	40 食の安全確保事業
35 がん検診事業	41 快適な生活環境の確保事業
36 予防接種事業	42 動物の愛護及び保護管理事業
37 感染症・食中毒対策事業等	43 公害健康被害者等への支援
38 新型インフルエンザ対策事業	44 斎場・墓地管理運営事業
39 医療安全の推進	
・ 損失補償の設定	37
・ 外郭団体関連予算案一覧	38

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。

※【区】と記載している事業は区局連携事業です。

※【基金】と記載している事業は社会福祉基金を充当している事業です。

I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉保健計画推進事業等		事業内容 福祉保健の取組への住民参加を促進し、地域活動団体や社会福祉施設等と行政が協働して、地域づくり、支えあいの取組を進めます。
本 年 度	5 億1,535万円		1 地域福祉保健計画推進事業【中期】 213万円 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、行政、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、第3期横浜市地域福祉保健計画（計画期間26～30年度）を推進します。 あわせて、全区の第3期計画（計画期間28～32年度）の推進を支援します。
前 年 度	3 億2,265万円		
差 引	1 億9,270万円		
本年度の財源内訳	国	1 億1,750万円	
	県	—	
	その他	394万円	
	市 費	3 億9,391万円	
3 福祉有償運送事業〈拡充〉 78万円 国からの権限移譲を受け、福祉有償運送を行う特定非営利法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、その必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。 協議会開催回数：3回			2 地域福祉・交流拠点整備事業 2,024万円 身近な地域に、高齢者を中心とした、障害者、子育て世代等、幅広い市民の相互交流を促進するコミュニティサロン等の拠点を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用を補助します。 工事費等補助：上限650万円 3か所
4 災害時要援護者支援事業【中期】 1,929万円 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、「同意方式」又は「情報共有方式」による災害時要援護者名簿の提供をはじめ、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支えあいの取組を支援します。			
5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 436万円 (1) 平成25年度に策定した「社会福祉職・保健師人材育成ビジョン」に基づく階層別研修、専門職研修及び人材育成支援研修等の実施により、地域福祉保健の推進を担う職員を育成します。 (2) 福祉保健分野の学生実習を受け入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。			
6 福祉保健システム運用事業 4 億6,855万円 高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」対応や情報共有基盤システムの機器更新に伴う改修を行います。			

2	権利擁護事業	
本年度	4億617万円	
前年度	4億330万円	
差引	287万円	
本年度の財源内訳	国	1億5,199万円
	県	2,575万円
	その他	2,159万円
	市費	2億684万円

事業内容

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。

1 横浜生活あんしんセンター運営事業【中期】

2億4,732万円

権利擁護に関わる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任等にかかる事業費を助成します。

また、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行い、関係機関等と連携し権利擁護を推進します。

市内のNPO等による法人後見実施に向けた支援を行います。

2 成年後見制度利用支援事業

8,631万円

制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。

申立て費用については、区長が申立てを行ったのみを対象としています。

3 成年後見制度利用促進事業

1,317万円

(1) 成年後見サポートネット

成年後見制度をはじめ、権利擁護に関して、各区で専門職団体と地域包括支援センター等専門機関による事例検討や、情報交換を行い、適切な制度活用と連携を促進します。

(2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施

区福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター等職員向けの研修等を通じ、権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。

4 市民後見人養成・活動支援事業【中期】

5,937万円

(1) 第3期市民後見人養成課程の実施

市民後見人バンク登録者が少ない7区（鶴見、西、港南、金沢、栄、泉、瀬谷区）を対象として、第3期養成課程を実施します。

(2) 市民後見人活動の支援

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、後見推進機関である「横浜生活あんしんセンター」による市民後見人バンク登録者に対する研修や面接等の実施のほか、受任後には、後見業務における相談・助言等の活動支援を実施します。

3	地域ケアプラザ 整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。			
本 年 度	33億7,384万円		1 整備事業【中期】 6億9,020万円 建設等5か所（前年度4か所）			
前 年 度	34億3,568万円		(1) 建設等 4か所 (着工 1か所 [深谷俣野] しゅん工 2か所 [すすき野]、 [いずみ野] 床取得 1か所 [二俣川] (仮称))			
差 引	△6,184万円		(2) 調査 1か所 [領家] (仮称)			
本年度の 財源内訳	国	7,044万円	2 運営事業【中期】 26億8,364万円			
	県	—	(1) 地域ケアプラザの運営 (136か所) 地域における身近な福祉保健の拠点として、次の事業を実施します。 ア 身近な相談機能 (障害者・子育て等) イ 地域包括支援センター (高齢者) ウ 地域活動・交流 エ 通所介護 オ 居宅介護支援			
	その他	1億1,231万円	(2) 地域ケアプラザ運営の指導・支援等 効果的な運営を図るため、運営についての指導・支援等を実施します。 ア 施設運営指導 イ 指定管理者選定 ウ 特別避難場所応急備蓄物資整備			
	市 費	31億9,109万円	(3) 地域福祉コーディネーターの養成 (4) 地域ケアプラザ借地料等			
※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。 (P.12の8参照)						
[建設等5か所]						
	所在区	名称	事業内容等	しゅん工予定	開所予定	
建設 (新規)	1 戸塚区	深谷俣野	着工 建設費 (29年度) に係る 債務負担行為の設定	29年度	29年度	
建設 (継続)	2 青葉区	すすき野	建設工事、しゅん工	28年度	28年度	
	3 泉区	いずみ野	しゅん工 (民設借上げ)	28年度	28年度	
再開発ビル 床取得	4 旭区	二俣川 (仮称)	床取得費 (28年度分)	29年度	30年度	
			床取得費 (29年度) に係る債務負担行為の設定			
調査	5 泉区	領家 (仮称)	地質調査、測量調査	31年度	31年度	

4	だれにもやさしい 福祉のまちづくり 推 進 事 業	事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。	
本 年 度	3,271万円	1 福祉のまちづくり条例推進事業 460万円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり普及啓発 (3) 条例対象施設についての事前協議・相談等	
前 年 度	3,368万円	2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 【中期】 2,811万円 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。 民間事業者への補助 51台	
差 引	△97万円		
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	5万円	
	市 費	3,266万円	

5	地域の見守り事業	事業内容 1 ごみ問題を抱えている人への支援事業 〈新規〉【区】 400万円 <u>いわゆる「ごみ屋敷」問題の解決を図るため、各区に「対策連絡会議（仮称）」を設置し、当事者に寄り添い福祉的な視点に重点をおいて支援していきます。</u> <u>また、必要な対応を盛り込んだ条例制定に向けた検討を進めます。</u>	
本 年 度	3,061万円	2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業 1,061万円 在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報をもとに民生委員及び地域包括支援センターへ提供し、相談支援や地域における見守り活動等につなげます。	
前 年 度	4,180万円	3 地域の見守りネットワーク構築支援事業 【中期】 1,600万円 地域の見守り体制を構築するため、地域主体の見守り活動の活動費を助成するとともに、継続的な支援が必要な地区に対して、活動費と拠点の取組に要する費用を助成します。あわせて、モデル事業として、要援護者が多く共助が困難な地区等を対象に、個別訪問による実態把握や相談支援を実施するとともに、必要な支援策の検討を行います。	
差 引	△1,119万円		
本年度の 財源内訳	国	847万円	
	県	—	
	その他	2万円	
	市 費	2,212万円	

II 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

1 介護保険給付 (10ページ：6番) 2,481億7,241万円

在宅(居宅)サービス 1,338億7,039万円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援
- ・介護予防訪問介護 (※)
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護 (※)
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修

地域密着型サービス 270億413万円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

※介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、下記2地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業に順次移行

予防給付 <要支援者対象>
(再掲) 64億258万円

施設サービス(介護保険3施設) 727億5,926万円

- ・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 145億3,863万円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護(予防)サービス費

2 地域支援事業 (11~13ページ) 129億8,390万円

介護予防・日常生活支援

総合事業 69億8,584万円
(11ページ：7番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・訪問支援事業
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業 (よこはま健康スタイル推進事業)
- ・介護予防・生活支援サービス事業

※上記1介護保険給付における「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」が介護予防・生活支援サービス事業に順次移行

包括的支援事業

50億2,850万円
(12ページ：8番)

- ・地域包括支援センター運営費
- ・ケアマネジメント推進事業
- ・認知症初期集中支援等推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域ケア会議推進事業
- ・在宅医療連携推進事業
(医療局予算：3億5,838万円)

任意事業

9億6,956万円
(13ページ：9番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・民間活力による高齢者見守り推進事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費
- ・地域で支える介護者支援事業(認知症支援事業及び在宅高齢者虐待防止事業)

3 その他事務費 68億829万円

- ・職員人件費
- ・保険運営費
- ・計画策定・管理費
- ・要介護認定等事務費 等

4 介護保険外サービス (14ページ：10番) 10億4,908万円

- ・認知症支援事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- ・中途障害者支援事業
- ・医療対応促進助成事業
- ・外出支援サービス事業
- ・高齢者等住環境整備事業 ほか

5 低所得者の利用者負担助成事業 (16ページ：13番) 1億344万円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成【特別会計(再掲)】

介護
保険
事業
費
会
計

一
般
会
計

地域包括ケアシステムの構築

1 地域包括ケアシステム構築の目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』を構築

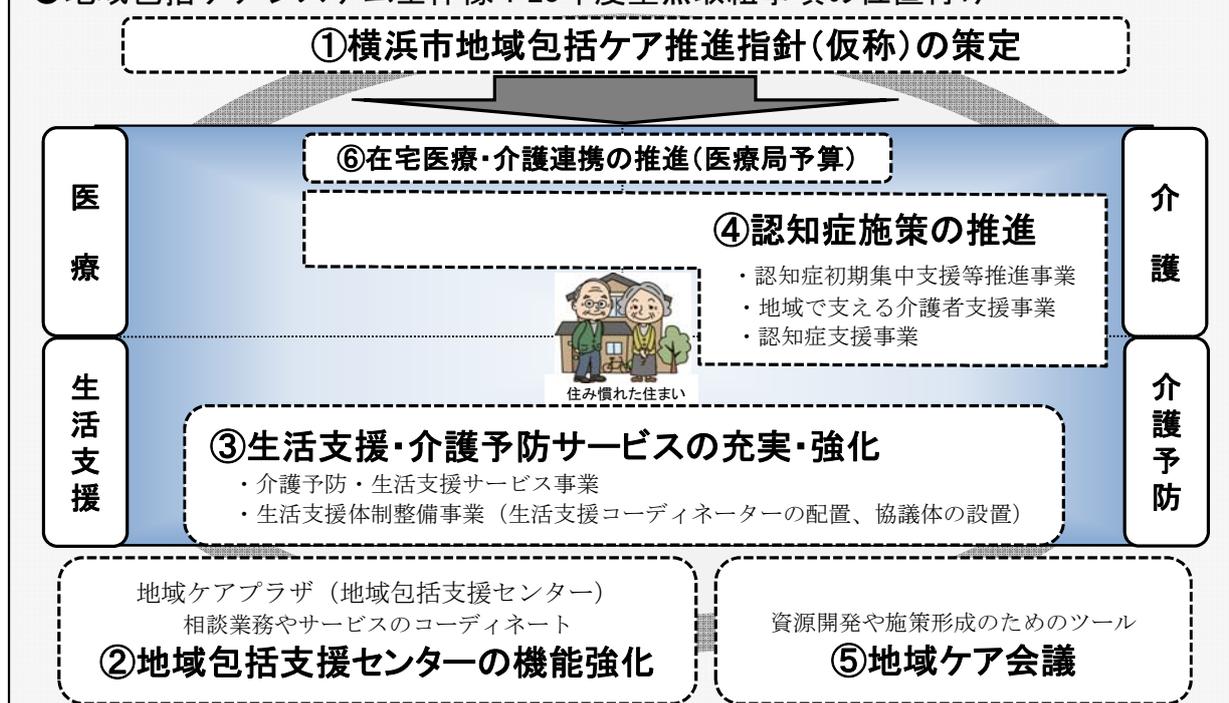
2 28年度重点取組事項 85億441万円（医療局予算 3億6,789万円含む）

①	横浜市地域包括ケア推進指針（仮称）の策定	500万円
	〈拡充〉 ・計画策定管理費の一部（指針策定）[介護保険事業費会計：総務管理費]	
②	地域包括支援センターの機能強化	4億2,744万円
	〈拡充〉 ・地域包括支援センター運営費の一部（人員加算）[介護保険事業費会計：包括的支援事業]（12ページ：8番）	
③	生活支援・介護予防サービスの充実・強化	75億9,702万円
	〈拡充〉 ・介護予防・生活支援サービス事業[介護保険事業費会計：介護予防・日常生活支援総合事業]（11ページ：7番）	66億9,380万円
	〈拡充〉 ・生活支援体制整備事業[介護保険事業費会計：包括的支援事業]（12ページ：8番）	9億322万円
④	認知症施策の推進	1億497万円
	〈拡充〉 ・認知症初期集中支援等推進事業[介護保険事業費会計：包括的支援事業]（12ページ：8番）	4,183万円
	・地域で支える介護者支援事業[介護保険事業費会計：任意事業]（13ページ：9番）	679万円
	・認知症支援事業[一般会計]（14ページ：10番）	5,635万円
⑤	地域ケア会議	209万円
	・地域ケア会議推進事業[介護保険事業費会計：包括的支援事業]（12ページ：8番）	
⑥	在宅医療・介護連携の推進（医療局予算）	3億6,789万円
	〈拡充〉 ・在宅医療連携推進事業[介護保険事業費会計：包括的支援事業]	3億5,838万円
	〈拡充〉 ・在宅医療推進事業[一般会計]	951万円

内訳

- 介護保険事業費会計：84億3,855万円（再掲）
- （総務管理費 500万円・介護予防・日常生活支援総合事業 66億9,380万円・包括的支援事業 17億3,296万円・任意事業 679万円）
- 一般会計：6,586万円

●地域包括ケアシステム全体像：28年度重点取組事項の位置付け



6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)	
本年度	2,679億6,460万円	
前年度	2,540億9,921万円	
差引	138億6,539万円	
本年度の 財源内訳	国	555億2,506万円
	県	379億4,212万円
	第1号 保険料	629億8,292万円
	第2号 保険料	713億6,086万円
	その他	9億4,435万円
	市費	392億929万円

事業内容

介護保険法、第6期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。

また、地域包括ケアシステムを構築するため、横浜市地域包括ケア推進指針（仮称）を策定します。

さらに、介護保険事業者に対する実地指導の委託事業を拡充し、指導監査体制の強化を図ります。

1 被保険者

- (1) 第1号被保険者（65歳以上） 約88万人
(2) 第2号被保険者（40～64歳） 約129万5千人

2 要介護認定

介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。

要介護認定者数 約15万7千人

3 保険給付

- 保険給付費 2,481億7,241万円
(1) 在宅介護サービス給付費 1,338億7,039万円
(2) 地域密着型サービス給付費 270億413万円
(3) 施設介護サービス給付費 727億5,926万円
(4) 高額介護サービス費等 145億3,863万円

4 介護保険料（第1号被保険者）

- (1) 保険料基準額
〈月額換算〉5,990円（27～29年度）
(2) 保険料軽減措置
ア 低所得者の保険料軽減
イ 低所得者減免
ウ 住宅譲渡所得減免

(3) 段階別保険料

段階	割合	対象者	保険料年額(月額)
第1段階	0.40 (※0.45)	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者	28,750円(月2,390円) 【※32,340円(月2,690円)】
第2段階	0.40 (※0.45)	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 28,750円(月2,390円) 【※32,340円(月2,690円)】
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) 43,120円(月3,590円)
第4段階	0.65	(うち第2段階・第3段階を除く者)	46,720円(月3,890円)
第5段階	0.90	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 64,690円(月5,390円)
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者) 71,880円(月5,990円)
第7段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額160万円未満の者) 79,060円(月6,580円)
第8段階	1.27		(合計所得金額160万円以上250万円未満の者) 91,280円(月7,600円)
第9段階	1.55		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者) 111,410円(月9,280円)
第10段階	1.69		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者) 121,470円(月10,120円)
第11段階	1.96		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者) 140,880円(月11,740円)
第12段階	2.28		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者) 163,880円(月13,650円)
第13段階	2.60		(合計所得金額1,000万円以上の者) 186,880円(月15,570円)

※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、保険料年額(月額)

7	〔地域支援事業〕 介護予防・日常生活支援総合事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 28年1月以降順次移行している介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)の円滑な運営を行います。 高齢者が身近な地域において、元気で活動的な生活ができるよう、全ての高齢者を対象に、健康づくりや介護予防を進めます。
	本 年 度	69億8,584万円	
	前 年 度	10億1,838万円	1 地域づくり型介護予防事業【中期】〈拡充〉 7,340万円 (1) 介護予防普及啓発事業 高齢者の健康づくりや介護予防について、リーフレット等の配布や講演会の開催を通して普及啓発します。 (2) 地域介護予防活動支援事業 研修会等の開催により、地域の介護予防に関する活動の活性化や人材育成を行います。 (3) 元気づくりステーション事業 身近な地域で主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動(元気づくりステーション)について、新規立ち上げ等の支援を行います。 (4) 地域リハビリテーション活動支援事業〈拡充〉 リハビリテーション専門職を元気づくりステーションなどの地域グループや地域ケア会議などに派遣し、 <u>全区で介護予防事業の強化を図ります。</u> (27年度は2区でモデル実施)
	差 引	59億6,746万円	
本年度の財源内訳	国	15億2,565万円	2 訪問支援事業 1億4,810万円 心身の状況等の理由により閉じこもり傾向の方等を対象に保健師・嘱託看護師が訪問を行うなど、介護予防や自立に向けた支援を行います。
	県	8億3,729万円	
	第1号保険料	16億1,778万円	
	第2号保険料	18億7,258万円	
	その他	89万円	
	市 費	11億3,165万円	
	3 よこはまシニアボランティアポイント事業【中期】 7,054万円 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度です。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいを促進します。 対象となる活動は、介護施設、地域ケアプラザ、子育て支援施設、病院及び障害者支援施設でのボランティア活動です。 (28年度末見込み：登録者数 13,500人 受入か所数 507か所)		
	4 介護予防・生活支援サービス事業〈拡充〉 66億9,380万円 28年1月以降に介護保険の認定更新等により要支援認定を受けた方等が利用する訪問介護・通所介護を総合事業の介護予防・生活支援サービス事業として提供します。 <u>28年度は予防給付相当の訪問介護・通所介護サービス等のほか、訪問型の「緩和した基準によるサービス」を開始し、その他の多様なサービスの導入について検討します。</u>		

8	〔地域支援事業〕 包括的支援事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲	
本 年 度	50億2,850万円	
前 年 度	36億5,940万円	
差 引	13億6,910万円	
本年度の 財源内訳	国	19億6,111万円
	県	9億8,055万円
	第1号 保険料等	11億628万円
	市 費	9億8,056万円

医療局予算 3億5,838万円含む

事業内容

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」の設置、運営を行います。

また、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

1 地域包括支援センター運営費【中期】〈拡充〉

37億1,683万円

地域包括支援センターの機能強化を図るため、圏域高齢者人口が6千人以上の地域包括支援センターにおける人件費加算の基準を見直し、職員を増員します。

(28年度末設置数：139か所)

[地域包括支援センターの主な機能]

- (1) 総合相談・支援、権利擁護
- (2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (3) 介護予防ケアマネジメント

2 ケアマネジメント推進事業

615万円

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保、向上を図ります。

3 認知症初期集中支援等推進事業【中期】〈拡充〉

4,183万円

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を新たに4チーム設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化します。

医療や介護等の複数の専門職から構成されるチームが、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活へのサポートを行います。

(28年度末設置数：6チーム)

4 生活支援体制整備事業〈拡充〉

9億322万円

生活支援コーディネーター(仮称)や協議体の設置を通じ、生活支援・介護予防の充実した地域づくりを支援する体制を整備します。

(1) 生活支援コーディネーターの配置〈新規〉

生活支援コーディネーターを各区社会福祉協議会及び地域ケアプラザ等へ配置し、生活支援の担い手の養成・発掘や新たな活動の創出などを進めます。

(2) 協議体の設置〈新規〉

生活支援・介護予防サービスの提供主体等(例：NPO、地縁組織、民間企業等)の定期的な情報共有及び連携強化の場として、協議体を設置します。

5 地域ケア会議推進事業

209万円

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進める、地域ケア会議を効果的に実施するため、研修等を行います。

9	〔地域支援事業〕 任意事業 (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲	
本年度	9億6,956万円	
前年度	10億9,398万円	
差引	△1億2,442万円	
本年度の 財源内訳	国	3億5,194万円
	県	1億7,597万円
	第1号 保険料等	2億406万円
	市費	2億3,759万円

事業内容

高齢者の在宅生活を支援するため、生活援助員の派遣による生活相談や紙おむつの給付等、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

あわせて給付費不適正請求の防止等に取り組みます。

1 介護給付費適正化事業 3,656万円

給付実績をチェックするとともに事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。また、給付費通知を送付し、介護サービスの適正な利用を呼びかけるとともに架空請求等不適正な請求の発見・抑制を図ります。

2 介護相談員派遣事業 1,932万円

利用者の生活の場である認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に介護相談員を派遣し、相談活動を通じて利用者と施設の橋渡しを行うことによりサービスの質の向上を図ります。

3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 2億9,340万円

介護保険の要介護者に該当し、ねたきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の方を対象に、紙おむつを給付します。

4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業〈拡充〉 3億6,892万円

高齢者用市営住宅等に生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時対応等を行います。また、高齢化率が高く、福祉的対応が必要な方が多く暮らす市営ひかりが丘住宅に生活援助員を派遣するとともに、自助・共助の強化に向けた取組を推進します。

5 民間活力による高齢者見守り推進事業 8,257万円

ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行い、自立した在宅生活を送ることができるよう支援します。また、生活支援サービスを行う民間事業者との協働事業による高齢者の見守りを行います。

6 成年後見制度利用支援事業〈再掲〉 7,530万円

制度利用のための申立て費用や後見人等への報酬の負担が困難な場合に、その費用を助成します。申立て費用については、区長が申立てを行った人のみが対象です。

7 介護サービス自己負担助成費 8,670万円

低所得で介護サービスの利用料負担が困難な方に対して、特定の介護サービスを利用する際の利用料や施設居住費等の一部を助成します。

8 地域で支える介護者支援事業 679万円

認知症高齢者等を介護する家族の介護負担を軽減するため、介護者のつどい等の介護者支援を行うとともに、認知症への理解や高齢者虐待防止を進めるための普及啓発を行います。また、認知症高齢者等の見守りや高齢者虐待防止・早期発見のため、関係機関の連携支援体制を構築します。

10	介護保険外サービス	
本年度		10億4,908万円
前年度		11億501万円
差引		△5,593万円
本年度の財源内訳	国	5,607万円
	県	1,784万円
	その他	1万円
	市費	9億7,516万円

事業内容

介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。

1 認知症支援事業【中期】 5,635万円

(1) 認知症に関する保健福祉相談

保健福祉相談の実施や認知症コールセンターの運営、緊急一時入院の実施など、認知症高齢者及び家族等への支援を行います。

(2) 認知症医療体制の充実

市大附属病院等に設置されている認知症疾患医療センターを中心に認知症医療体制の充実を図るとともに医療と介護の連携を推進します。

(3) 認知症サポーターキャラバン事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成等を行う認知症サポーターキャラバン事業を実施します。

2 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業 2,354万円

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与し、急な体調の悪化等の緊急事態が発生した場合に、すぐに近隣の方や救急に連絡が取れるようにします。

3 中途障害者支援事業 4億706万円

脳血管疾患の後遺症等により心身機能が低下している中途障害者に対し、自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図るため、リハビリ教室、生活訓練及び地域交流等を行う「中途障害者地域活動センター」に対して運営費を補助します。また、中途障害者地域活動センターの利用を支援するため、関係機関との連絡会・研修会を実施するとともに、中途障害者への理解を深めるための普及啓発を行います。

4 医療対応促進助成事業【中期】 3億908万円

特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護（ショートステイ）を運営する社会福祉法人のうち、医療依存度の高い利用者に継続したサービスを提供するものに対し、運営支援として助成を行います。

5 外出支援サービス事業 6,478万円

公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅高齢者等に対し、専用車両等により利用者の居宅から医療機関、福祉施設等までの間を送迎することにより、在宅での生活を支援します。

6 高齢者等住環境整備事業等 1億8,827万円

要介護・要支援認定を受けた在宅高齢者等に対し、医療・介護・建築等の専門職が、生活動作・介護方法・家屋環境の改善を助言するとともに、助言に基づいて実施される工事費用の一部を助成し、健康で安全な在宅生活の継続を支援します。

11	高齢者の社会参加促進		事業内容 高齢者が健康でいきいきと生きがいを持って活躍できるよう、社会参加促進事業を進めます。 1 敬老特別乗車証交付事業 108億2,170万円 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 (予定交付者数：約37万人) 2 老人クラブ助成事業【中期】 2億9,862万円 新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。 (クラブ数：1,740クラブ 会員数：119,500人) 3 高齢者のための優待施設利用促進事業 2,148万円 65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう、「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。(協賛店舗：2,450店舗) 4 いきいきシニア地域貢献モデル事業【中期】 1,928万円 地域社会で高齢者が活躍できる仕組みづくりに向けたモデル事業を金沢区で継続し、その結果を踏まえて29年度以降の事業展開につなげていきます。 5 全国健康福祉祭参加事業等 4,019万円 人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ高齢者の健康維持・増進等を図るため、大会に参加し、交流の輪を広げ、長寿社会づくりに貢献します。
本 年 度	112億127万円		
前 年 度	111億7,290万円		
差 引	2,837万円		
本年度の財源内訳	国	1億2,384万円	
	県	—	
	その他	18億4,737万円	
	市 費	92億3,006万円	

12	福祉人材確保事業		事業内容 福祉人材不足解消のため、新たな従事者の確保や就業支援を行います。 1 福祉人材の就業支援【中期】〈拡充〉 445万円 <u>(1) 介護職場への就業支援事業〈拡充〉</u> 外国籍市民等向けの福祉施設への就職相談会や、研修を実施し、就業者の増加を図ります。 また、介護人材の確保を目的とした就業セミナー等を実施する実施主体に対して補助金を交付し、介護職員の就業促進及び定着を図ります。 (2) 将来の介護人材育成確保事業 市内高校生向けの介護施設等でのインターンシップを実施します。 2 チャレンジ介護人材創出事業〈新規〉【基金】 800万円 <u>市内介護事業所等での就業機会の確保及び介護資格取得支援を委託により実施し、雇用創出を図ります。</u> 3 海外からの介護福祉人材就労支援事業 3,941万円 経済連携協定に基づき来日した介護福祉士候補者の就労・研修に対する助成や環境整備を通じて、国家資格取得支援を行います。
本 年 度	5,186万円		
前 年 度	1億1,548万円		
差 引	△ 6,362万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	800万円	
	市 費	4,386万円	

13	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 介護保険サービス等の利用にあたり、低所得で利用料負担が困難な方に助成を行います。
本 年 度	1 億344万円		1 社会福祉法人による利用者負担軽減 1,674万円 社会福祉法人が、低所得で特別養護老人ホーム等の利用料の負担が困難な方に対し、利用料を軽減した場合、法人が負担した金額の一部を助成します。 助成予定対象者数 764人
前 年 度	1 億859万円		
差 引	△515万円		
本年度の財源内訳	国	986万円	
	県	1,748万円	
	第1号保険料	556万円	
	市 費	7,054万円	
			2 介護サービス自己負担助成〈再掲〉 8,670万円 所得や資産等が一定の基準に該当する方に対して、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの家賃等及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。 助成の種類及び助成予定対象者数
			(1) 在宅サービス助成 1,500人
			(2) グループホーム助成 90人
			(3) 施設居住費助成 50人

14	地域密着型サービス推進事業		事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。
本 年 度	10億3,661万円		1 地域密着型サービス事業所運営推進事業【中期】 事業者の質の確保及び向上を図るための運営支援 1,120万円
前 年 度	12億2,257万円		
差 引	△1 億8,596万円		
本年度の財源内訳	国	1 億1,139万円	
	県	9 億1,375万円	
	その他	—	
	市 費	1,147万円	
			2 地域密着型サービス事業所補助事業【中期】 2 億975万円
			(1) 開設経費補助 25か所
			(2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所転換推進費補助 4か所
			3 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所整備事業【中期】5 億1,218万円
			(1) 小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 14か所
			(2) 看護小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 2か所
			4 認知症高齢者グループホーム整備及び消防用設備設置等事業 3 億348万円
			(1) 認知症高齢者グループホーム整備費補助 6か所
			(2) 消防用設備設置費等補助 57か所

15	施設や住まいの整備等の推進	
本年度	18億5,179万円	
前年度	29億6,682万円	
差引	△11億1,503万円	
本年度の財源内訳	国	6,388万円
	県	1億3,662万円
	その他	3,955万円
	市費	16億1,174万円

事業内容

高齢者福祉の充実を図るため、必要な施設等の整備及び情報提供を行います。

1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】〈拡充〉

12億2,267万円

要介護3以上の方が概ね12か月以内に特別養護老人ホームに入所できるよう、施設整備に対する助成を行い、整備促進を図ります。あわせて、特別養護老人ホームに併設されたショートステイを本入所に転換することで、定員数の確保を図ります。

また、老朽化した従来型特別養護老人ホームの長寿命化を図るため、施設の大規模修繕費の一部補助を新たに実施します。

	施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員	
			特養	ショートステイ
継続	H28 しゅん工予定 ニューバードししがや (鶴見区獅子ヶ谷)	近代老人福祉協会	80	20
	笹の風 (港南区笹下)	寿楽園	140	20
	2か所 220床		220	40
新規	H29 しゅん工予定 しょうじゅの里鶴見小野 (鶴見区下野谷町)	兼愛会	100	20
	羽沢の家二番館 (神奈川区羽沢町)	さくら会	90	10
	太陽の家羽沢 (神奈川区羽沢町)	ユーアイ二十一	110	10
	3か所 300床		300	40
特養建設費補助 5か所 520床			520	80
整備数累計 28年度末			15,164床	

2 養護老人ホーム整備事業

4億24万円

老朽化等の課題に対応するため、公立ホーム(恵風ホーム)の代替施設として、民設民営による新名瀬ホーム(仮称)の整備を進めます。

施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員	開所予定	H28年度事業スケジュール
新名瀬ホーム (戸塚区名瀬町)	未定	120	30年度	解体工事(現名瀬ホーム)、 基本設計・地質調査

※現名瀬ホームは27年度末に廃止し、入所者は新設される野庭風の丘へ移転予定です。

3 高齢者施設・住まいの相談センター運営事業【中期】〈拡充〉

1,971万円

特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や高齢者の施設・住まいに関するサービス情報を一元的に集約し、個別相談・情報提供を行う「高齢者施設・住まいの相談センター」に対し、運営費を補助します。

また、入所申込者の現在の状況を把握するための調査を行い、その方々に電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」を同センターに配置することにより、個々の高齢者の状況に応じたサービスの選択を支援します。

4 高齢者の住まい・生活支援事業【中期】〈拡充〉

855万円

高齢者が介護を必要とするようになっても子育て世代などとともに地域で安心して住み続けられるよう、生活支援機能など必要な機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備します。

28年度は、民有地を活用した事業について認定を行う「(仮称)よこはま多世代・地域交流型住宅認定制度」の運用を開始します。

5 特別養護老人ホーム等開設準備経費補助事業等

2億62万円

特別養護老人ホーム等の開設に向けた体制整備の支援や有料老人ホーム消防設備設置等に係る経費の一部補助を行います。

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【予算概要16】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【予算概要16】
	地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター（障害者地域作業所型等）に対して助成を行います。【予算概要16】
	障害者自立生活アシスタント事業	地域で生活する単身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。【予算概要16】
	居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【予算概要16・21】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【予算概要18】
	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【予算概要19】
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。
障害者支援施設等自立支援給付費	施設に入所又は通所している障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。【予算概要17】	
障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。	

2 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【予算概要19】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【予算概要22】
	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に対し、医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。【予算概要25】
	こころの健康対策	区局による自殺対策を充実し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。また、依存症対策として、普及啓発や治療・回復プログラムの検討等を行います。【予算概要26】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【予算概要27】
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

16	障害者の 地域生活支援	
本年度	208億9,175万円	
前年度	209億8,720万円	
差引	△9,545万円	
本年度の 財源内訳	国	61億5,798万円
	県	30億7,899万円
	その他	413万円
	市費	116億5,065万円

事業内容

在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。（**あんしん** と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）

1 後見的支援推進事業【中期】〈拡充〉 **あんしん** 5億836万円

障害のある方が安心して暮らせるように、地域生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。（新規2区 累計18区）

2 多機能型拠点運営事業 **あんしん** 1億2,211万円

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を2か所運営します。

3 障害者地域活動ホーム運営事業 53億5,260万円

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。（社会福祉法人型：18か所、機能強化型：23か所）

4 精神障害者生活支援センター運営事業〈拡充〉 **あんしん** 8億9,781万円

精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。（18区）

また、統合失調症を始めとする入院患者の地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続することを目的とした「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」をより一層進めます。（新規2区 累計11区）

5 地域活動支援センターの運営 **あんしん** 37億2,163万円

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。

(1) 地域活動支援センター（障害者地域作業所型） 年度末見込み：98か所

(2) 地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型） 年度末見込み：68か所

地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所 計10か所移行予定

（17 障害者支援施設等自立支援給付費 参照）

6 障害者自立生活アシスタント事業〈拡充〉 **あんしん** 3億880万円

地域で生活する単身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。

なお、28年度中に全18区で実施できる見込みです。（新規1か所 累計40か所）

7 障害者ホームヘルプ事業 99億7,958万円

(1) 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害児・者に対し、ホームヘルプサービスを提供します。

(2) 総利用時間見込 246万6,768時間

8 障害種別に応じた物資の備蓄〈新規〉【基金】 86万円

自宅の被災等の非常時に備え、個人用ストマ用装具を市内施設に保管出来る仕組みを構築します。

17	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 1 利用者数見込 延べ11,194人 (月平均) 2 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、食事や入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供 (3) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供 (4) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供 地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所計10か所移行予定 (16 障害者の地域生活支援 参照)
本 年 度	233億6,459万円		
前 年 度	228億7,822万円		
差 引	4億8,637万円		
本年度の 財源内訳	国	116億8,003万円	
	県	58億4,002万円	
	その他	—	
	市 費	58億4,454万円	

18	障害者グループホーム 設置運営等事業		事業内容 1 設置費補助 2億550万円 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 新設 47か所、移転 8か所 (うち新設7か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分) 2 運営費補助等 122億3,208万円 グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 735か所 (A型7、B型728) うち新設 47か所 3 スプリンクラー設置費補助 5億4,924万円 平成27年4月から義務化された、スプリンクラーの設置にかかる費用を助成します。 (新設・移転ホーム分：23か所、既設ホーム分：127か所) 4 高齢化・重度化対応事業 あんしん 5,693万円 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化対応グループホームモデル事業及び重度化対応グループホーム事業を継続実施します。 既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。 5 地域生活への移行に向けた取組〈拡充〉 397万円 グループホームなど、地域生活への移行を推進するため、障害者支援施設等職員への研修や精神障害者へのアンケート調査を新たに実施します。
本 年 度	130億4,772万円		
前 年 度	116億3,428万円		
差 引	14億1,344万円		
本年度の 財源内訳	国	50億7,979万円	
	県	23億5,539万円	
	その他	—	
	市 費	56億1,254万円	

19	障害者の 相談支援		事業内容 1 障害者相談支援事業〈拡充〉 6億7,122万円 障害者地域活動ホームに地域における相談支援の中核的な役割を担う <u>基幹相談支援センター機能</u> を追加し、計画相談支援事業者に対する訪問による指導等を行うことにより、相談支援体制を強化します。 (1) 障害者地域活動ホーム 18か所 (2) 障害児・者福祉施設等 6か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所
本年度	12億1,517万円		2 計画相談支援事業 5億3,221万円 障害福祉サービスを利用する全ての方を対象として計画相談支援事業者が、障害者本人の希望を踏まえたサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。
前年度	8億5,854万円		
差引	3億5,663万円		
本年度の 財源内訳	国	4億7,474万円	3 発達障害者支援体制整備事業〈拡充〉 あんしん 1,174万円 発達障害者の地域生活を支援するため、地域の支援機関が抱えている困難事例に対応できるよう、 <u>発達障害者支援センターに地域支援マネジャーを配置</u> し、地域の相談支援機関等に対する支援機能を強化します。
	県	2億3,737万円	
	その他	—	
	市費	5億306万円	

20	障害者差別 解消の推進		事業内容 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行に伴い、差別解消に向けた取組を実施します。 1 相談及び紛争防止等のための調整委員会の運営〈新規〉 397万円 <u>障害者差別に関する相談に的確に対応し、紛争の防止又は解決につながるよう、あっせんの仕組みを設けるなどの体制整備</u> を行います。
本年度	2,415万円		2 区役所窓口での手話通訳対応の実施〈新規〉 1,435万円 <u>手話通訳者の派遣による配置をモデル実施するほか全区で通信機器を活用した手話通訳を実施</u> します。
前年度	422万円		
差引	1,993万円		
本年度の 財源内訳	国	818万円	3 啓発活動〈拡充〉 498万円 啓発用リーフレットを作成するほか、 <u>市民、事業者等を対象に講演会等による啓発活動を実施</u> します。
	県	—	
	その他	—	
	市費	1,597万円	
			4 障害者差別解消支援地域協議会の設置〈新規〉 85万円 <u>相談事例の共有や差別解消に関する様々な課題を協議</u> するため、関係機関等による協議会を設置します。

21	障害者の 移動支援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進して いきます。
本 年 度	55億1,247万円		1 移動情報センター運営等事業【中期】〈拡充〉 あんしん 1億63万円 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて 情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の 発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。 また、29年度までに市内のどの地域でも移動支援を 効果的に利用できるよう、全区での窓口開設を目指し 順次拡大を図ります。 (新規3区 累計15区)
前 年 度	52億9,369万円		
差 引	2億1,878万円		
本年度の 財源内訳	国	6億8,878万円	
	県	3億4,590万円	2 特別乗車券交付事業 25億7,434万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シー サイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額(年額) 1,200円(20歳未満600円)
	その他	6,236万円	
	市 費	44億1,543万円	
			3 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 4億9,021万円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福 祉タクシー利用券を交付します。(助成額1枚500円、 交付枚数 年84枚 <1乗車で複数枚使用可>) ※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚
4 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 17億9,929万円 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、 ヘルパーが付き添います。また、ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の 一部助成などを行います。			
5 ガイドボランティア事業 あんしん 6,882万円 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボラ ンティアが付き添います。また、ガイドボランティア養成等の研修を行います。			
6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 108万円 タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー(福祉車両)を導入する際の費用の 一部を助成します。			
7 ハンディキャブ事業 6,560万円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ(リフト付小型車両)の運行サービス、車両 の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。(運行車両6台・貸出車両2台)			
8 障害者施設等通所者交通費助成事業〈拡充〉 3億9,366万円 施設等への通所者及び介助者へ通所にかかる交通費を助成します。 なお、電子システムを構築し、効率的で適正な制度運用を行います。			
9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,884万円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が 使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

22	障害者の 就労支援	事業内容 障害者と企業の双方を対象とし、障害者の就労機会の拡大を図ります。 1 障害者就労支援センター事業【中期】 3億522万円 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所 2 障害者共同受注・優先調達推進事業【中期】 2,142万円 よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。 3 障害者就労啓発事業〈拡充〉 1,907万円 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施するなどし、啓発をより一層進めます。 ・企業啓発事業〈拡充〉 セミナー・ <u>出前講座の開催</u> 、パンフレット作成	
本年度		3億4,571万円	
前年度		3億3,945万円	
差引		626万円	
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	871万円	
	市費	3億3,700万円	

23	障害者の スポーツ・文化	事業内容 1 障害者スポーツ・文化活動拠点基本計画 策定事業〈新規〉 500万円 <u>障害者スポーツ・文化活動の裾野を広げる取組の推進にむけて「ウィリング横浜」用途廃止部分を活用した南部方面の活動拠点について基本計画を策定します。</u>	
本年度		9億1,535万円	
前年度		8億6,692万円	
差引		4,843万円	
本年度の 財源内訳	国	7,688万円	
	県	3,150万円	
	その他	59万円	
	市費	8億638万円	
		2 ヨコハマ・パラトリエンナーレ準備事業 100万円 平成29年度に開催予定の第2回ヨコハマ・パラトリエンナーレに向けて、障害者の芸術活動を支援する人材育成事業を実施します。 実施内容 ワークショップ及び研修会等 2回 3 障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの 管理運営 9億935万円 障害者スポーツ・文化・レクリエーション振興の中核的な拠点施設として、障害者スポーツ文化センターの管理運営、スポーツ振興事業、文化振興事業及び聴覚障害者情報提供施設事業を指定管理により実施します。 指定管理者：(社福)横浜市リハビリテーション事業団 指定管理期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	

24	障害者施設 整備事業	事業内容 1 障害者施設整備事業 14億1,855万円 障害者が地域において自立した日常生活を送るため、必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、引き続き建設費等の助成を行います。 また、耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行い、入所者等の安全確保と安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。	
本年度		14億6,798万円	
前年度		14億1,983万円	(1) 障害者施設整備（建設） 1か所 ・多機能型拠点（瀬谷区） あんしん 建設…28年度完了予定（29年度開所予定）
差引		4,815万円	(2) 障害者施設耐震対策（建設） 2か所 ・保土ヶ谷区、旭区…28年度完了予定
本年度の 財源内訳	国	3,257万円	(3) 改修 1か所 大規模修繕（神奈川区）
	県	—	
	その他	18万円	2 障害者地域活動ホーム整備事業 4,943万円 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資金の償還に対して補助を行います。
	市費	14億3,523万円	

25	重度障害者 医療費助成事業 ・更生医療事業	事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 105億5,932万円 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。	
本年度		156億5,424万円	(1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く）
前年度		155億8,326万円	(2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,389人 イ 国民健康保険加入者 20,138人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,426人 計 56,953人
差引		7,098万円	
本年度の 財源内訳	国	25億4,523万円	2 更生医療給付事業 50億9,492万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。
	県	45億4,612万円	(1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方
	その他	20億9,254万円	(2) 対象者数見込 1,851人
	市費	64億7,035万円	

26	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業【中期】 3,036万円 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。 (1) 地域連携 講演会等での普及啓発を行うとともに、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)の養成研修等の人材育成を行います。また、地域特性に合わせた区取組の充実や、区局による全庁的な取組を推進します。 (2) 地域自殺対策情報センター運営 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催し、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。 (3) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
本 年 度	3,936万円		
前 年 度	3,555万円		
差 引	381万円		
本年度の財源内訳	国	483万円	2 依存症対策事業〈新規〉 900万円 <u>国のアルコール健康障害対策の基本計画の策定を踏まえ、アルコールやその他の依存症に関する普及啓発を行うとともに、依存症の治療・回復プログラムについて検討します。</u>
	県	1,512万円	
	その他	5万円	
	市 費	1,936万円	

27	精神科救急医療対策事業		事業内容 1 精神科救急医療対策事業 2億8,451万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の体制確保を行い、夜間休日も含め精神科救急受入体制を整備します。 (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日を実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本 年 度	2億8,820万円		
前 年 度	2億7,391万円		
差 引	1,429万円		
本年度の財源内訳	国	4,260万円	2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
	県	—	
	その他	22万円	
	市 費	2億4,538万円	

IV 生活基盤の安定と自立の支援

28	生活保護・生活困窮者自立支援事業		<p>事業内容</p> <p>本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護における自立支援の取組及び、生活困窮者自立支援制度をさらに拡充し、一体的な実施を進めていきます。</p> <p>1 生活保護費（法定分） 1,282億6,260万円</p> <p>生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。</p> <p>(1) 被保護世帯 53,610世帯（27年9月 53,167世帯） (2) 被保護人員 71,100人（27年9月 70,964人）</p> <p>2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】〈拡充〉 4億7,739万円</p> <p><u>(1) 就労支援事業〈拡充〉</u></p> <p>ア 就労支援専門員を各区へ配置し、就労可能な被保護者に対し、求人情報の提供や、区役所内に設置されたハローワーク窓口であるジョブスポットと連携するなどして求職活動の支援を行い、自立を促します。</p> <p>・就労支援専門員配置数：68人（前年度：67人）</p> <p>イ 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズにあった求人を開拓し、区生活支援課を通して被保護者へ求人情報の提供を行います。</p> <p>(2) 就労準備支援事業 すぐに就労に結びつかない被保護者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高めます。</p> <p>(3) 教育支援事業 教育支援専門員を各区に配置し、被保護世帯の子どもとその養育者に対する高校進学に関する情報提供や意欲喚起、高校進学後の定着支援等を実施します。</p> <p>(4) 年金相談事業等 被保護者の年金受給資格の調査、確認、手続き支援等を行います。</p> <p>3 生活困窮者自立支援事業【中期】〈拡充〉 3億9,107万円</p> <p>生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、就労に向けた訓練や家計管理など、様々な面から自立に向けた相談支援を実施します。</p> <p>(1) 自立相談支援事業・住居確保給付金の支給 各区に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポットと連携した就労支援などを行います。また、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当額を有期で支給し、住まいの確保を通じて求職活動を支援します。</p> <p>(2) 就労準備支援事業、家計相談支援事業等 相談者の状況に応じた、きめ細やかな支援を行います。</p> <p><u>(3) 寄り添い型学習支援事業〈拡充〉</u></p> <p>将来の自立に向け、高校進学を希望する中学生に対する学習支援を、新たに5区で実施し全区に拡大するほか、既に実施している区での受入人数の増などを行います。</p> <p>・学習支援事業実施区：18区（前年度：13区）</p>
本 年 度	1,291億3,106万円		
前 年 度	1,291億429万円		
差 引	2,677万円		
本年度の財源内訳	国	949億8,044万円	
	県	—	
	その他	26億7,859万円	
	市 費	314億7,203万円	

29	援護対策事業		事業内容 寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。
本年度	16億6,185万円		1 寿地区対策 1億7,061万円 (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業 (4) 寿福祉プラザ運営事業
前年度	18億7,635万円		2 寿町総合労働福祉会館の再整備 2億1,060万円 実施設計を進めるとともに、既存会館の解体工事を行います。また、工事期間中は仮施設で一部機能を継続します。本事業は、30年度の竣工までの間、新築工事等工程により、各年度の事業費が増減します。
差引	△2億1,450万円		
本年度の財源内訳	国	9億1,455万円	3 ホームレス等自立支援事業 4億1,283万円 生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。
	県	—	
	その他	1億6,741万円	4 中国残留邦人等援護対策事業 8億6,781万円 中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は減少傾向にあります。
	市費	5億7,989万円	

30	臨時福祉給付金等給付事業		事業内容 1 臨時福祉給付金 24億5,910万円 消費税率引上げによる低所得者への影響を緩和するための「臨時福祉給付金」を平成28年度の市民税が課税されていない方へ給付します。 (1) 臨時福祉給付金 15億4,500万円 対象者及び給付額：51.5万人、1人3千円 (2) 事務費 9億1,410万円
本年度	36億5,910万円		
前年度	40億581万円		2 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）〈新規〉 12億円 <u>賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への配慮のため、臨時福祉給付金の対象者のうち、障害・遺族基礎年金を受給している方へ給付します。（下記「高齢者向け給付金」の給付対象者は除く。）</u> <u>対象者及び給付額：4万人、1人3万円</u>
差引	△3億4,671万円		
本年度の財源内訳	国	36億5,910万円	○関連事業 高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）（平成27年度2月補正）
	県	—	賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への配慮のため、平成27年度臨時福祉給付金対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方へ給付します。
	その他	—	1 対象者及び給付額：25.5万人、1人3万円
	市費	—	2 補正予算計上額：83億6,244万円

31	小児医療費助成事業 ・ひとり親家庭等 医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業 91億4,102万円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成 します。 対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり） (1) 0歳～小学3年生（入・通院） 240,708人 (2) 小学4年生～中学卒業（入院） 1,238件 ※29年4月から対象拡大、持続可能な制度に向けた 一部自己負担金導入の検討に着手します。 ・通院、入院医療費に係る自己負担助成経費等 90億7,102万円 ・通院医療費助成に係る拡大準備経費 7,000万円
	本 年 度	108億6,942万円	2 ひとり親家庭等医療費助成事業 17億2,840万円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負 担分を助成します。 (1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 43,497人
	前 年 度	97億9,618万円	
	差 引	10億7,324万円	
本年度の 財源内訳	国 — 県 25億4,373万円 その他 1億8,974万円 市費 81億3,595万円		

32	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 (後期高齢者医療 事業費会計)		事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、 後期高齢者医療事業を実施します。 後期高齢者医療制度は、神奈川県後期高齢者医療広域 連合と市町村が共同して運営します。 1 対象者 ア 75歳以上の方 イ 65～74歳の一定の障害のある方 2 被保険者数 404,026人（前年度：391,205人） 3 自己負担 外来・入院ともに原則定率1割負担 (現役並み所得者は定率3割負担) ※ 所得に応じた月額限度額あり 4 保険料（広域連合試算値） (1) 保険料率（2年毎に広域連合が決定） 均等割額 43,429円（26・27年度：42,580円） 所得割率 8.66%（26・27年度：8.30%） 賦課限度額（年間）57万円 (2) 低所得者の保険料負担軽減の拡充 ※政令改正 所得基準額を変更し、均等割額の軽減対象を拡充											
	本 年 度	715億8,372万円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">均等割額 の軽減</td> <td colspan="2">所得合計（例：夫婦世帯）</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>5割軽減</td> <td>33万円超～85万円以下</td> <td>33万円超～86万円以下</td> </tr> <tr> <td>2割軽減</td> <td>85万円超～127万円以下</td> <td>86万円超～129万円以下</td> </tr> </table>	均等割額 の軽減	所得合計（例：夫婦世帯）		現行	改正後	5割軽減	33万円超～85万円以下	33万円超～86万円以下	2割軽減	85万円超～127万円以下	86万円超～129万円以下
	均等割額 の軽減	所得合計（例：夫婦世帯）												
		現行		改正後										
5割軽減	33万円超～85万円以下	33万円超～86万円以下												
2割軽減	85万円超～127万円以下	86万円超～129万円以下												
前 年 度	670億6,072万円													
差 引	45億2,300万円													
本年度の 財源内訳	国 — 県 — 保険料等 394億4,052万円 市費 321億4,320万円													

33	国民健康保険 (国民健康保険事業費会計)		事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。																																																	
	本年度	4,037億4,945万円	1 被保険者数 ：840,290人（前年度：883,500人） 世帯数 ：531,686世帯（前年度：549,900世帯）																																																	
	前年度	4,120億2,512万円	2 医療費適正化対策〈拡充〉 (1) 特定健康診査・保健指導（対象者：641,982人） 生活習慣病の発症や重症化を予防し、保健向上及び高齢者福祉の増進を図ります。 <u>(2) データヘルス計画作成〈新規〉</u> 被保険者の健康増進を図るため、健診・レセプト等の分析により、効果的かつ効率的な保健事業の実施に向けた計画を作成します。																																																	
	差引	△82億7,567万円	<u>(3) レセプト2次点検業務委託〈拡充〉</u> 電子レセプトの普及に伴い、新たにコンピュータ自動点検システムを活用して、効果的かつ効率的な2次点検を実施し、医療費の適正化を図ります。																																																	
本年度の財源内訳	国	715億6,021万円	3 保険料〈拡充〉 (1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ 市費繰入項目：保険料対象費用額（医療給付費分・後期支援金分）の5.5%																																																	
	県	189億2,890万円																																																		
	その他	2,809億394万円																																																		
	市費	323億5,640万円																																																		
(2) 保険料賦課限度額 ※政令改正 ・医療給付費分：54万円（前年度：52万円） ・後期支援金分：19万円（前年度：17万円） ・介護納付金分：16万円（前年度同）			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽減</th> <th colspan="2">所得合計（例：3人世帯）</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割</td> <td>33万円超～ 111万円以下</td> <td>33万円超～ 112.5万円以下</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>111万円超～ 174万円以下</td> <td>112.5万円超～ 177万円以下</td> </tr> </tbody> </table>						軽減	所得合計（例：3人世帯）		現行	改正後	5割	33万円超～ 111万円以下	33万円超～ 112.5万円以下	2割	111万円超～ 174万円以下	112.5万円超～ 177万円以下																																	
軽減	所得合計（例：3人世帯）																																																			
	現行	改正後																																																		
5割	33万円超～ 111万円以下	33万円超～ 112.5万円以下																																																		
2割	111万円超～ 174万円以下	112.5万円超～ 177万円以下																																																		
(3) 低所得者の保険料負担軽減の拡充 ※政令改正 所得基準額を変更し、均等割額の軽減対象を拡充します。			※7割軽減の所得基準額については変更なし																																																	
ア 5割軽減の所得基準額（世帯合計） $33万円 + 26.5万円$ （前年度：26万円）×世帯の被保険者数																																																				
イ 2割軽減の所得基準額（世帯合計） $33万円 + 48万円$ （前年度：47万円）×世帯の被保険者数																																																				
〈保険料率の比較〉 ※28年度は見込み料率																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">賦課割合</th> <th colspan="2">医療給付費分料率</th> <th colspan="2">後期支援金分料率</th> <th colspan="2">介護納付金分料率</th> </tr> <tr> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>31,740円</td> <td>6.43%</td> <td>10,170円</td> <td>2.02%</td> <td>12,170円</td> <td>2.03%</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>31,040円</td> <td>6.29%</td> <td>10,270円</td> <td>2.09%</td> <td>12,440円</td> <td>2.11%</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>40%</td> <td>60%</td> <td>33,780円</td> <td>7.51%</td> <td>10,640円</td> <td>2.37%</td> <td>14,060円</td> <td>2.67%</td> </tr> </tbody> </table>				賦課割合		医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率		均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	28年度	40%	60%	31,740円	6.43%	10,170円	2.02%	12,170円	2.03%	27年度	40%	60%	31,040円	6.29%	10,270円	2.09%	12,440円	2.11%	26年度	40%	60%	33,780円	7.51%	10,640円	2.37%	14,060円	2.67%						
	賦課割合			医療給付費分料率		後期支援金分料率		介護納付金分料率																																												
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割																																												
28年度	40%	60%	31,740円	6.43%	10,170円	2.02%	12,170円	2.03%																																												
27年度	40%	60%	31,040円	6.29%	10,270円	2.09%	12,440円	2.11%																																												
26年度	40%	60%	33,780円	7.51%	10,640円	2.37%	14,060円	2.67%																																												
(28年度予算における1人あたり平均保険料額) $121,309円$ （27年度：120,679円・26年度：130,648円）																																																				
※医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分の合計																																																				
<u>(4) 年金からの特別徴収〈新規〉</u> 世帯主が年金を受給している65歳～74歳未満で構成される世帯等、一定の要件に該当する方について、28年10月より年金から保険料を差し引く特別徴収を実施します。																																																				
<u>(5) ペイジー口座振替受付サービス〈新規〉</u> 専用端末にキャッシュカードを読み込ませることで、区窓口で口座振替手続が完了するサービスを導入し、市民の利便性を高めるとともに、事務処理軽減を図ります。																																																				

V 健康で安全・安心な暮らしの支援

34	370万市民の健康づくりの推進		<p>事業内容 「第2期健康横浜21」を加速させ、活力ある横浜を築くため、企業や地域等と連携した都市型の健康づくりモデルを創出し、オール横浜で「健康寿命日本一」を目指します。</p> <p>1 健康横浜21推進事業【中期】 9,306万円 第2期健康横浜21計画に掲げる、健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から生活習慣の改善に取り組みます。さらにはがん検診、特定健診の普及を進めることで、生活習慣病の重症化予防を図ります。</p> <p>2 よこはま健康アクション推進事業【中期】〈拡充〉 4,016万円 市民の健康行動を誘発する魅力あるプロモーションや、企業と連携し、市民や従業員の健康づくりを後押しする取組、疾病の重症化予防など、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。 (1) 生活保護受給者等への健康支援 (2) 糖尿病等の疾病の重症化予防の推進 (医療局予算含む) (3) シニアパワーが発揮される社会参加の環境づくりの推進 (4) 従業員の健康づくりに取り組む「健康経営企業」の推進</p> <p>3 よこはま健康スタイル推進事業【中期】〈拡充〉 3億7,854万円 市民等が日常生活の中で、楽しみながら継続して健康づくりや社会参加に取り組み、その活動に応じてポイントがたまる事業を重層的に進めます。 (1) <u>よこはまウォーキングポイント事業〈拡充〉</u> 40歳以上の市民等を対象に、歩数計を持ってウォーキングに取り組んでいただき、歩数に応じてポイントがたまる仕組みを民間事業者と共同で実施し、新たに8万5千人の参加者を募集します。 また、働く世代の参加を促進するため、事業所参加の取組を進めるほか、ウェブ申込の受付を開始し、より広い参加者層に向けて「歩くムーブメント」を推進します。</p> <p>(2) よこはま健康スタンプラリー事業 子どもから高齢者まで、区局や地域主催の健康づくり・介護予防事業等の参加によりスタンプを集めて応募するスタンプラリーを実施します。</p> <p>(3) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲〉</p> <p>4 食育の推進【中期】 324万円 第2期横浜市食育推進計画（平成28年度～32年度）を広く市民に普及するため、関係区局、企業・団体と連携して周知に努めていきます。また、第2期計画を着実に推進していくために、「栄養バランスのよい食生活の推進」、「市民の食育活動との協働」、「企業・団体との連携」の3つの重点テーマを中心に、実践するための環境づくりや、市民及び企業・団体の支援を行っていきます。</p>
本年度	5億1,500万円		
前年度	4億2,638万円		
差引	8,862万円		
本年度の財源内訳	国	2,798万円	
	県	882万円	
	その他	5,081万円	
	市費	4億2,739万円	

医療局予算 55万円含む

(5) 企業と協働した市民の健康づくりの社会環境の整備 **〈拡充〉**

健康経営企業百選の創設〈新規〉【基金】

(6) 社会参加やつながりを通じた健康づくりの普及・啓発

(7) 健康行動を誘発する魅力あるプロモーションの展開

(8) ヘルスデータを活用した効果的な健康づくり事業の推進

3 よこはま健康スタイル推進事業【中期】〈拡充〉 3億7,854万円

市民等が日常生活の中で、楽しみながら継続して健康づくりや社会参加に取り組み、その活動に応じてポイントがたまる事業を重層的に進めます。

(1) よこはまウォーキングポイント事業〈拡充〉

40歳以上の市民等を対象に、歩数計を持ってウォーキングに取り組んでいただき、歩数に応じてポイントがたまる仕組みを民間事業者と共同で実施し、新たに8万5千人の参加者を募集します。

また、働く世代の参加を促進するため、事業所参加の取組を進めるほか、ウェブ申込の受付を開始し、より広い参加者層に向けて「歩くムーブメント」を推進します。

(2) よこはま健康スタンプラリー事業

子どもから高齢者まで、区局や地域主催の健康づくり・介護予防事業等の参加によりスタンプを集めて応募するスタンプラリーを実施します。

(3) よこはまシニアボランティアポイント事業〈再掲〉

4 食育の推進【中期】 324万円

第2期横浜市食育推進計画（平成28年度～32年度）を広く市民に普及するため、関係区局、企業・団体と連携して周知に努めていきます。また、第2期計画を着実に推進していくために、「栄養バランスのよい食生活の推進」、「市民の食育活動との協働」、「企業・団体との連携」の3つの重点テーマを中心に、実践するための環境づくりや、市民及び企業・団体の支援を行っていきます。

35	がん検診事業	
本年度	42億8,381万円	
前年度	40億5,038万円	
差引	2億3,343万円	
本年度の財源内訳	国	4,258万円
	県	—
	その他	194万円
	市費	42億3,929万円

事業内容

1 各種がん検診の実施【中期】 38億403万円

がんの早期発見・早期治療の促進を目的として、市民の受診機会を確保するため、各種がん検診を実施医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。また肺がん検診は受診者増に対応するため、読影機器を増設することにより、検診体制を強化します。

(胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺〈PSA〉)

区分	対象	28年度	27年度
胃がん検診(X線)	40歳以上 (年度に1回)	55,500人	59,000人
胃がん検診(内視鏡)	50歳以上 (2年度に1回)	10,000人	6,000人 (モデル事業)
肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	77,000人	65,000人
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	130,000人	115,000人
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	75,000人	70,000人
大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	165,000人	145,000人
PSA検査(前立腺)	50歳以上の男性 (年度に1回)	73,000人	66,000人
計		585,500人	526,000人

2 内視鏡検査による胃がん検診の本格実施〈新規〉 1億7,321万円

エックス線検査による胃がん検診実施医療機関が減少していることから、受診機会の拡充を図るため、内視鏡検査による胃がん検診を実施します。国が実施する「がん検診のあり方に関する検討会」の中間報告を踏まえ、27年度まで2年間、モデル事業としていた事業を本格実施します。

3 妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額の無料化〈新規〉 2,185万円

妊婦は産婦人科を定期的に受診し、罹患率の高まる年齢の方が大部分を占めていることから、高い勧奨効果が望めるため、母子健康手帳とともに配布する健診券綴の中に、子宮頸がん検診無料クーポン券を追加し、効果的な子宮頸がん予防策を実施します。

4 受診勧奨通知等の個別送付 2億8,472万円

(1) きめ細やかな受診勧奨

罹患率の高い世代(60歳代)の方や21歳から60歳の方へ、がん検診台帳システムを活用したきめ細やかな受診勧奨通知を個別に送付し、受診率の向上を図ります。

(2) 検診開始年齢の方への無料クーポン券等の送付

子宮頸がん検診の対象となる年齢(20歳)及び乳がん検診の対象となる年齢(40歳)の方に対して、無料クーポン券等を送付し、検診の初回受診率を高めていきます。

〈対象人数〉 子宮頸がん 約2万人、 乳がん 約3万人

(3) 精密検査未受診者への受診勧奨

がん検診で「精密検査が必要」とされたものの、精密検査の受診が確認できない方に対して、受診勧奨を行います。

36	予 防 接 種 事 業	
本 年 度	94億5,938万円	
前 年 度	89億1,419万円	
差 引	5 億4,519万円	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	3,053万円
	県	1,767万円
	その他	1 万円
	市 費	94億1,117万円

事業内容

感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関において実施します。

1 子どものための予防接種事業 74億2,614万円

四種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ)、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん風しん混合ワクチンなどの予防接種を引き続き実施します。

ワクチン種類	対象者	接種回数
ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回
四種混合	生後3か月～7歳半未満	4回
B C G	1歳未満	1回
麻しん風しん混合	1期	1歳
	2期	5歳～7歳未満※1
水痘(水ぼうそう)	1歳～2歳	2回
日本脳炎※2	1期	生後6か月～7歳半未満
	2期	9歳～13歳未満
二種混合	11歳～13歳未満	1回
子宮頸がん予防※3	小6～高1相当の女子	3回

※1 小学校入学1年前の4月1日～入学の年の3月31日まで

※2 接種が完了していない方の内、生年月日が平成8年4月2日から19年4月1日の間は、20歳未満まで、平成19年4月2日から平成21年10月1日までの方は2期の接種期間中に1期の未接種分を接種可能

※3 平成25年6月14日以降、積極的勧奨の差し控え

2 高齢者のための予防接種事業

19億2,854万円

(1) 肺炎球菌ワクチン

5億767万円

高齢者の肺炎球菌による疾病の発生及び重症化を予防するため、65歳以上の5歳刻みの対象者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

(自己負担額：3,000円)

ワクチン種類	対象者(28年度に迎える年齢)	接種回数
成人用肺炎球菌	65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳	1回

(2) 季節性インフルエンザワクチン

14億2,087万円

65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザの予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。

〈ワクチンの改良による単価増に伴い、平成27年度までの自己負担額2,000円から2,300円に変更〉

3 風しん対策事業

1億470万円

「先天性風しん症候群」と風しんの発生予防を図るため、予防接種費用及び抗体検査費用の助成を実施します。

37	感染症・食中毒 対策事業等		事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。
本年度	6億6,213万円		1 感染症・食中毒対策事業 2,959万円 感染症等の啓発により発生防止を図るほか、発生時には迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。
前年度	11億6,271万円		
差引	△5億58万円		
本年度の財源内訳	国	1億9,081万円	
	県	33万円	
	その他	370万円	
	市費	4億6,729万円	
5 衛生研究所運営事業 2億2,710万円			2 感染症発生動向調査事業 5,010万円 デング熱等の蚊媒介感染症対策として蚊のモニタリング調査を継続するなど、感染症等の発生動向を調査・分析し予防対策等に繋がります。
(1) 管理事業 衛生研究所の運営及び建物設備の管理等を行います。			
(2) 試験検査事業 保健所等から持ち込まれる検体（インフルエンザやノロウイルスなど）の試験検査を実施します。			
(3) 試験検査機器維持整備事業 (2)の「試験検査事業」で実施する試験検査に必要な機器の整備・更新を実施し、検査の迅速性及び信頼性の確保を図ります。			
(4) 調査研究・研修指導事業 日常の試験検査業務から派生した技術上の問題や行政課題を解決するための調査研究を実施します。 また、保健所など公衆衛生行政に携わる市の職員や学生等に対する研修を行います。			
(5) 感染症・疫学情報提供等事業 市内の医療機関から得られた感染症の発生状況を国へ報告するとともに、国内外の感染症の情報を医療機関や市民へ情報提供し、市民の感染症予防・啓発を行います。 また、区局で実施する健康に関連したアンケート調査の統計分析等を行うことにより、施策立案の根拠の明確化を支援します。			
(6) ヘルスデータ活用事業（健康アクション推進事業）（再掲） 各種生活習慣、疾病や死亡統計などの健康に関連したデータや、協会けんぽや国民健康保険加入者の健診データ等を分析・把握し、地域特性や健康課題などに関する施策の根拠を明らかにし、また、事業評価を行います。			

38	新型インフルエンザ 対 策 事 業	事業内容 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小にすることを目的として、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき必要な対策を講じます。	
本 年 度		7,885万円	1 医療体制の確保等 7,835万円
前 年 度		7,958万円	(1) 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等で使用する個人用感染防護具や医療資器材等を整備します。
差 引		△73万円	(2) 帰国者・接触者外来の医療従事者向けの抗インフルエンザ薬を外来設置病院及び横浜市薬剤師会との協定に基づき市内薬局で備蓄します。
本年度の 財源内訳	国	20万円	(3) 仮設の帰国者・接触者外来を設置し、発生時を想定した実地訓練を実施します。
	県	—	(4) 新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡協議会を開催し、引き続き連携の強化を図っていきます。
	その他	—	2 市民啓発の推進 50万円
	市 費	7,865万円	市民や事業者等に対し、正しい知識や発生時の対応策等についての啓発を行います。

39	医療安全の推進	事業内容	
本 年 度		6,571万円	1 医療安全支援センター事業 1,042万円
前 年 度		4,954万円	(1) 医療安全相談窓口の運営 医療に関する相談や苦情に中立的立場で対応し、当事者間の問題解決に向けた取組を支援します。
差 引		1,617万円	(2) 医療安全研修会等の開催 患者サービスの向上や医療安全管理体制の確保を目的に、医療従事者向け研修会、安全管理者会議を開催します。また、市民向け啓発を行います。
本年度の 財源内訳	国	—	2 薬務事業 1,118万円
	県	—	(1) 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業等の許認可及び監視指導業務を行います。
	その他	2,741万円	(2) 薬物乱用防止啓発等 危険ドラッグをはじめとした薬物の乱用を未然に防ぐため、「薬物乱用防止キャンペーン」を開催するとともに市民向け啓発を強化します。
	市 費	3,830万円	(3) 衛生検査所の登録及び立入検査を行います。
			3 医療指導事業 4,411万円
			医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）や診療所及び医療法人等への許認可業務を通じて、市内における適切で安全な医療提供体制の推進を図ります。

40	食の安全確保事業		事業内容 食品関係施設への監視指導や検査により、食中毒や違反食品の流通を防止し、食の安全を確保します。
本年度	2億7,856万円		1 食品衛生監視指導等事業 4,709万円 食品関係施設に対する監視指導等を実施します。
前年度	2億9,014万円		2 食の安全強化対策事業 7,639万円 ノロウイルス等による食中毒を防止し、残留農薬、アレルギー物質、カビ毒等による危害を防止するため監視指導や検査を実施して、違反食品を排除します。
差 引	△1,158万円		3 食品の放射性物質検査事業 1,971万円 市民の安全・安心を確保するため、市内流通食品等の放射性物質検査を実施します。
本年度の財源内訳	国	254万円	4 食品の適正表示推進事業〈新規〉 333万円 <u>第四次地方分権一括法により、食品表示法のうち、食品の原産地や原材料等の表示に関する事務が本市に移譲されるため、適正表示を推進します。</u>
	県	—	
	その他	2億1,575万円	
	市 費	6,027万円	
			5 市場衛生検査所運営事業 1億3,204万円 市場流通食品による危害防止及び安全確保を目的に細菌及び理化学検査や監視指導を実施します。

41	快適な生活環境の確保事業		事業内容 環境衛生営業施設の衛生を確保するとともに、レジオネラ症の防止対策を徹底します。また、墓地の許可についても厳格な審査を行います。
本年度	7,414万円		1 環境衛生監視指導等事業 5,760万円 ホテル、公衆浴場、理容所、美容所等の環境衛生営業施設の衛生を確保するため、監視指導や水質検査等を実施します。 また「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置して、専門の有識者による財務状況審査を行い、墓地の許可事務を適切に実施します。
前年度	7,521万円		2 建築物衛生、居住衛生等対策事業 1,249万円 レジオネラ症防止対策の徹底を図るため、冷却塔や循環式浴槽等の設備の維持管理について、施設管理者等への指導を行います。また、レジオネラ症患者発生時に利用施設等の調査や改善指導を行います。
差 引	△107万円		3 災害時生活用水確保事業 405万円 災害応急用井戸の指定と簡易水質検査を実施します。
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1,056万円	
	市 費	6,358万円	

42	動物の愛護及び保護管理事業		事業内容 犬や猫の適正飼育や終生飼育の啓発、不妊去勢手術の推進、犬や猫の保護収容や狂犬病予防に取り組み、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指します。 1 動物愛護センター運営事業 3,427万円 動物行政の拠点として適正で効率的な施設運営、維持管理を図るとともに、動物愛護をきっかけとした市民活動を支援する交流の場として活用を図ります。 2 動物愛護普及啓発事業 3,827万円 適正飼育の普及啓発事業を実施します。また、猫の不妊去勢手術及び犬猫のマイクロチップ装着推進のために費用の一部を助成します。 3 動物保護管理事業 6,855万円 市民からの依頼に基づく犬・猫の引取り業務、飼い主が不明の犬・猫及び傷病動物の保護収容業務等を行います。保護収容した犬や猫等は飼い主への返還や可能な限りの譲渡を行います。 4 狂犬病予防事業 5,543万円 犬の登録率と注射の接種率の向上のため、犬鑑札や狂犬病予防注射済票の交付を市内動物病院等に委託するほか、集合注射会場の開設、未注射の犬の飼い主への接種勧奨を行います。 5 動物愛護センター整備事業 3,397万円 動物愛護センターの周辺環境を整備します。
本年度	2億3,049万円		
前年度	2億4,729万円		
差 引	△1,680万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1億3,232万円	
	市 費	9,817万円	

43	公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 1 公害健康被害者対策事業（一般会計） 5億9,872万円 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 公害健康被害補償事業 (2) 公害保健福祉事業 (3) 環境保健事業 (4) 環境保健サーベイランス調査事業 2 石綿健康被害対策事業（一般会計） 977万円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露の健康管理に係る試行調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。 3 公害被害者救済事業費会計 3,966万円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 給付事業等 (2) 公害保健センター事業
本年度	6億4,815万円		
前年度	6億9,837万円		
差 引	△5,022万円		
本年度の財源内訳	国	3,313万円	
	県	—	
	その他	6億152万円	
	市 費	1,350万円	

44	齋場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)	事業内容 1 齋場運営事業 16億3,615万円 火葬業務等を円滑に行うため市営4齋場の管理運営を行います。 2 民営齋場使用料補助事業 2,884万円 民営火葬場を利用する市民に対し、市営齋場火葬料との差額の一部を補助します。 3 墓地霊堂事業 3億4,324万円 市営墓地(久保山・三ツ沢・日野公園・根岸外国人)及び久保山霊堂の管理運営を行うとともに、 <u>未使用区画の再募集(三ツ沢墓地)</u> を行います。 4 メモリアルグリーン事業 9,800万円 メモリアルグリーンの管理運営を行います。 5 市営墓地整備事業【中期】 7億8,200万円 (1) 日野公園墓地納骨堂整備 6億5,200万円 建築工事等 (2) 舞岡リサーチパーク跡地墓園 1億3,000万円 整備基本設計、地質調査等 6 災害時用資機材確保事業 480万円 大規模災害による多数遺体の発生に備えるため、各区遺体安置所指定施設に必要な資機材を確保します。 7 市営墓地危険箇所対策事業〈新規〉 2,000万円 <u>市営墓地において、台風によるがけ崩れ等の被害を防止するため、危険箇所の安全対策を推進します。</u>	
本 年 度	29億1,303万円		
前 年 度	21億6,064万円		
差 引	7億5,239万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	12億3,527万円	
	市 費	16億7,776万円	

横浜市社会福祉協議会に対する損失補償の設定

民間社会福祉施設の整備に必要な資金について、横浜市社会福祉協議会が金融機関から資金を調達し、施設整備を行う法人に貸付を行っています。金融機関からの借入に際して必要となる損失補償を行います。

28年度変更後額：198億4,200万円（27年度設定額：204億2,500万円）

変更後の期間：平成28年度から平成53年度まで

1 団体の概要

<事業目的> 地域住民の参加を促進し、社会福祉事業の健全な発達及び福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

<設 立> 昭和28年2月5日（会長 佐々木寛志）

<基 本 金> 300万円（市出資額0円）

2 借入資金の用途

民間の社会福祉施設整備に必要な資金の融資のため

- (1) 社会福祉事業振興資金（平成26年度をもって募集終了）
- (2) 民間社会福祉施設特定資金（平成21年度をもって募集終了）

3 損失補償を行う特別な理由・必要性

社会福祉施設の整備にあたり社会福祉法人が借入れを行う際に、事業の性質上、金融機関が抵当権を設定することが難しいことから、本市の損失補償が必要です。

4 対象債務の返済の見通しとその確実性

介護保険収入、補助金収入等、安定した収入があり返済を見込める施設整備について融資しています。

外郭団体関連予算案一覧

(単位：千円)

団体名	区分	28年度	27年度	増 △ 減	主な事業内容
(公財)寿町勤労者福祉協会	補助金	70,000	69,598	402	① 寿町総合労働福祉会館の代替仮施設設の管理・診療所の運営等
	委託料	42,199	41,508	691	① 寿生活館の管理
	計	112,199	111,106	1,093	
(福)横浜市社会福祉協議会 ＜合計＞	補助金	4,435,955	4,885,297	△ 449,342	
	委託料	1,494,669	1,471,230	23,439	
	計	5,930,624	6,356,527	△ 425,903	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,451,838	1,462,095	△ 10,257	① 団体事業費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ 横浜市民生委員児童委員協議会の運営
	委託料	1,158,026	1,163,617	△ 5,591	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,609,864	2,625,712	△ 15,848	
障害者支援センター	補助金	2,984,117	3,423,202	△ 439,085	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	336,643	307,613	29,030	① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営
	計	3,320,760	3,730,815	△ 410,055	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	委託料	2,671,984	2,634,644	37,340	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,671,984	2,634,644	37,340	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	4,234	5,814	△ 1,580	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	930,604	928,986	1,618	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営 ③ 精神障害者の家族支援 ④ 認知症疾患医療センターの運営
	計	934,838	934,800	38	
合計		9,649,645	10,037,077	△ 387,432	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういし

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）

（行政文書の開示義務）

第 7 条

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。
 - (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 - (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

（会議の公開）

第 31 条

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

横浜市保健医療協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 22 日 健企第 399 号（局長決裁）

最近改正 平成 27 年 3 月 26 日 健企第 352 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市保健医療協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

(1) 横浜市の保健、医療及び生活衛生施策の計画及び評価に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健医療福祉関係団体の代表者等

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の代理は、認めないものとする。

（臨時委員）

第 4 条 委員会に、保健、医療及び生活衛生施策に関する事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健医療福祉関係団体の代表者等

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(会長)

- 第5条 協議会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、協議会の会議の議長とする。
 - 3 協議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会及び専門委員会)

- 第7条 協議会に、専門の事項を協議させる必要があるときは、部会及び専門委員会(以下「部会等」という。)を置くことができる。
- 2 部会等は、協議会の委員、臨時委員、及び関係団体の代表等のうちから、会長が指名する者をもって組織する。
 - 3 部会等は、当該専門事項に関する協議が終了したときは解散するものとする。
 - 4 部会等は、部会長を1人置き、会長が指名する。
 - 5 部会等は、会長の指示に応じ部会長が招集する。
 - 6 協議会で了承が得られた場合は、部会等の議決をもって協議会の議決とすることができる。
 - 7 第6条の規定は、部会等の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会等の委員」、「臨時委員」とあるのは「部会等の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

- 第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、協議会の会議(部会等の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。非公開とする場合は、傍聴人を会場から退去させるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会等の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(所管)

第10条 協議会は、医療局及び健康福祉局の共管とする。ただし、協議会に関する「附属機関の開催状況報告」は、医療局が行う。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、健康福祉局企画部企画課において処理する。平成28年4月1日から、医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成8年7月15日制定の「横浜市保健医療協議会設置要綱」は平成24年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する

横浜市保健医療協議会 委員名簿

五十音順 (敬称略)

学識経験者				
	東海大学 教授	産婦人科学	いずみ しゅんいちろう 和泉 俊一郎	
	筑波大学医学医療系 教授	保健医療政策学	おおくぼ いちろう 大久保 一郎	会長
	横浜市立大学 医学部 教授	看護学	かのや ゆか 叶谷 由佳	
	弁護士	法学	すずき のえ 鈴木 野枝	
	北里大学医学部 准教授	精神医学	たかはし めぐみ 高橋 恵	
	鶴見大学 教授	歯学	つるもと あきひさ 鶴本 明久	
保健医療福祉関係団体など				
	横浜市食品衛生協会 顧問		あらい としじろう 新井 敏二郎	
	横浜市福祉調整委員会 委員		いたみ あきら 伊丹 昭	
	横浜市獣医師会 会長		いのうえ りょういち 井上 亮一	
	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長		うえじま しおじ 上島 汐路	
	横浜市保健活動推進員会 磯子区会長		かにさわ たみえ 蟹澤 多美江	
	神奈川県精神科病院協会 理事		さえき あきら 佐伯 彰	
	横浜市医師会 会長		しらい たかし 白井 尚	
	神奈川県看護協会 横浜第二支部長		すぎうら ゆみこ 杉浦 由美子	
	横浜市歯科医師会 会長		すぎやま のりこ 杉山 紀子	
	横浜市生活衛生協議会 会長		なかの としひこ 中野 利彦	
	横浜市社会福祉協議会 常務理事		はが ひろえ 芳賀 宏江	
	横浜市薬剤師会 会長		むかい ひでと 向井 秀人	
	横浜市病院協会 会長		よしい ひろし 吉井 宏	
臨時委員				
	医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院 院長		あかいけ まこと 赤池 信	

横浜市保健医療協議会 事務局幹部職員名簿

医療局	
医療局長	しろ 城 ひろとし 博俊
医療医務監（疾病対策部長兼務）	しゅうり 修理 じゅん 淳
医療局 副局長（医療政策部長兼務）	おかだ 岡田 たかお 隆雄

保健所長（担当理事兼務）	とよざわ 豊澤 たかひろ 隆弘
健康福祉局 副局長（総務部長兼務）	めんどり 妻鳥 かずとみ 一富
健康福祉局 企画部長	すぎもと 杉本 ひでかず 英和
健康福祉局 高齢健康福祉部長	ほそかわ 細川 てつし 哲志
健康福祉局 健康安全部長	たなか 田中 やすし 靖
健康福祉局 担当部長（健康安全部保健事業課担当課長） （医療局 疾病対策部がん・疾病対策課歯科医療担当課長）	たなか 田中 そのじ 園治